

博士学位論文 2016年度

企業再生税制の研究

— 債務の株式化と債務免除益課税 —

成蹊大学大学院 経済経営研究科

博士後期課程 経営学専攻

D 1 3 2 1 0 1

柳 綾 子

は し が き

本論文は、成蹊大学大学院経済経営研究科博士後期課程経営学専攻を修了するにあたり、博士学位論文（課程博士）として提出するものである。本論文は、「企業再生税制の研究—債務の株式化と債務免除益課税—」と題して、企業再生税制、特に企業再生手法となる債務の株式化（Debt Equity Swap：DES）について、税法の基本原則である租税法律主義・租税公平主義、所得計算原理および企業経営に対する租税の公平性・中立性の視点から、現行制度の問題点等を分析・検討し、さらにアメリカおよびドイツの企業再生税制と比較考察することにより、理論と実践において整合性のある新たな企業再生税制の構築を試みたものである。

なお、本論文をこのような形で完成させることができましたのは、ひとえに成蹊大学大学院経済経営研究科教授成道秀雄先生の御指導のおかげであり、衷心より感謝の意を表し、厚く御礼申し上げます。また、伊藤克容教授、河路武志教授、伊藤公哉准教授はじめ多くの先生方に、中間報告会等を通じてご指導とご助言を賜り、研究の筋道をつけていただきました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

2017年1月21日

柳 綾子

目 次

第1章 序論.....	- 1 -
第1節 問題提起・先行研究.....	- 1 -
第2節 研究方法・構成.....	- 2 -
第2章 企業再生の現状と法務の概要.....	- 5 -
第1節 経済情勢と企業再生.....	- 5 -
第2節 企業再生のための財務内容改善方法.....	- 6 -
1. 債務整理による方法.....	- 6 -
2. 組織再編等による手法.....	- 8 -
第3節 法的整理型による再生手続.....	- 8 -
1. 法的整理の概要.....	- 8 -
2. 会社更生法による更生手続.....	- 10 -
3. 民事再生法による再生手続.....	- 12 -
第4節 私的整理型による再生手続.....	- 13 -
1. 私的整理ガイドライン.....	- 14 -
2. 整理回収機構（RCC）.....	- 15 -
3. 事業再生ADR.....	- 17 -
4. 中小企業再生支援協議会.....	- 17 -
5. 地域経済活性化支援機構（旧企業再生支援機構）..	- 18 -
第3章 企業再生と債務の株式化.....	- 20 -
第1節 債務の株式化の意義.....	- 20 -
第2節 会社法における債務の株式化の概念と解釈.....	- 22 -
1. 債務者側の法務.....	- 22 -

2.	債権者側の法務	- 25 -
第 3 節	法人税法における債務の株式化の概念と課税関係		- 26 -
1.	債務者側の法務	- 26 -
(1)	適格現物出資の場合	- 27 -
(2)	非適格現物出資の場合	- 27 -
2.	債権者側の法務	- 29 -
第 4 章	債務の株式化の法的性格に関する判例の分析・検討		- 31 -
第 1 節	債務の株式化による債務消滅益課税の事例		
(最高裁判所平成 23 年 3 月 29 日判決)		- 31 -
1.	事実の概要	- 31 -
3.	分析・検討	- 34 -
(1)	資本等取引の該当性	- 36 -
(2)	民法第 520 条における混同消滅損益認識	- 37 -
第 2 節	擬似 DES と寄附金課税の事例		
(東京高等裁判所平成 13 年 7 月 5 日判決)		- 38 -
1.	事実の概要	- 39 -
2.	判旨（請求棄却）	- 40 -
3.	分析・検討	- 41 -
第 3 節	債務の株式化の法的性格の分析・検討	- 42 -
1.	債務の株式化と擬似 DES の法的性格	- 42 -
2.	債務の株式化と擬似 DES の比較検討	- 43 -
第 5 章	企業再生税制における債権者・債務者側の法務・		
税務		- 46 -

第1節	企業再生税制における債権者側の法務・税務	46
1.	貸倒損失	46
2.	再生支援損失	47
第2節	企業再生税制における債務者側の法務・税務	48
1.	企業再生と支援措置	48
2.	企業再生に関する法規の変遷	48
(1)	平成17年度税制改正	51
(2)	平成18年度税制改正	52
(3)	平成21年度税制改正	53
(4)	平成23年度税制改正	53
(5)	平成25年度税制改正	55
(6)	平成27年度税制改正	56
3.	債務免除益課税に対する税法上の考え方と繰越欠損金の損金算入	57
(1)	益金概念と債務免除益	57
(2)	会社更生法の適用	59
(3)	民事再生法の適用	60
①	資産の評価換えを行う場合（別表添付方式）	62
②	資産の評価換えを行わない場合（損金経理方式）	64
(4)	私的整理手続	66
第6章	企業再生と繰越欠損金の税務	68
第1節	欠損金の繰越控除制度の概要	68
1.	企業会計における欠損金概念	68

2. 税法における欠損金概念と欠損金の繰越控除制度の本質・意義	- 69 -
第2節 欠損金の繰越控除制度における期間制限と控除制限	- 71 -
第7章 企業再生方法に対する税法的分析・検討	- 74 -
第1節 債務免除益等の課税根拠の検討	- 74 -
1. 債務免除益課税の根拠	- 74 -
2. 債務の株式化における債務免除益課税の根拠	- 75 -
第2節 企業再生税制適用事例の分析・検討	- 79 -
1. 事例の概要	- 79 -
2. 事例の税法的検討	- 81 -
第8章 アメリカにおける企業再生と税制	- 83 -
第1節 アメリカの企業再生の現状	- 83 -
第2節 企業再生と米国連邦倒産法	- 84 -
第3節 CHAPTER11 の解釈・適用	- 86 -
第4節 内国歳入法第108条の概要	- 89 -
1. 債務免除益課税の考え方と変遷	- 89 -
2. 内国歳入法第108条	- 90 -
第9章 ドイツにおける企業再生と税制	- 96 -
第1節 ドイツの企業再生の現状	- 96 -
第2節 会社法における企業再生の会計・法務	- 99 -
1. 債務の株式化の意義	- 99 -
2. 債務の株式化の法務	- 100 -
3. 債務の株式化の会計	- 101 -

第3節	税法における企業再生の法務	- 103 -
1.	税法における債務の株式化と再生利益	- 103 -
2.	再生利益課税	- 104 -
3.	再生利益と繰越欠損金	- 105 -
第4節	企業再生における再生利益課税の動向	- 106 -
第10章	企業再生税制に対する総合的分析・検討と解決策	- 108 -
第1節	アメリカの企業再生税制と債務免除益課税	- 108 -
第2節	ドイツの企業再生税制と債務免除益課税	- 109 -
第3節	企業再生税制における債務免除益課税の総合的 分析・検討	- 110 -
1.	債務の株式化の法的性格と債務免除益課税	- 110 -
2.	欠損金の繰越控除制度における期間制限および 控除制限	- 112 -
3.	債務免除益課税と租税公平主義	- 114 -
第4節	企業再生税制の問題点と解決策	- 116 -
1.	債務の株式化	- 116 -
2.	企業再生税制	- 117 -
第11章	結論	- 119 -
参考文献		- 122 -
日本語文献		- 122 -
(著書)		- 122 -
(論文)		- 124 -
外国語文献		- 128 -

(著書・論文等)	- 128 -
判例資料.....	- 129 -
データベース	- 129 -
拙著論文.....	- 132 -

第1章 序論

第1節 問題提起・先行研究

現在景気は回復傾向にあるが、債務超過等による資金繰りの悪化に伴い、経営危機状態に陥る大企業も少なくない。そして、そのような企業は、比較的簡易な手続きで行われる私的整理において、増資、債務の株式化（Debt Equity Swap：DES、現物出資型の債務の株式化）や債務免除等の様々な手法を用いて財務内容の改善を図り、または第二会社方式などのM&Aを活用することにより企業を再生・存続させようとする。そこで、特に問題となるのが多額の債務免除益等が計上される場合である。当該債務免除益等に法人税が課されると企業再生を阻害するおそれがあるからである。

そのような企業再生を阻害する税制上の問題点を解決し、企業再生を促進させるための措置として、企業再生税制が設けられている。企業再生税制は、法的整理手続や一定の私的整理手続により債務免除益等（債務免除、DESによる債務免除益、私財提供益）が計上された場合には、期限切れ欠損金（設立当初からの欠損金（未使用欠損金）から青色欠損金および災害損失金を控除した金額）の損金算入および資産の評価損益の計上が認められ（法人税法第59条、第25条、第33条）、さらに一定の場合においては青色欠損金の控除限度額を適用除外とし、通常の企業に比べて多額の租税負担が免除される優遇措置である。この規定については、平成17年度税制改正により大幅な見直しがなされ、それ以後も幾度も改正が行われてきた。しかし、この企業再生税制は、政策的な意味合いが強く、税法の原則である租税法律主義・租税公平主義、および所得計算原理、さらには企業経営に対する租税の中立性の観点からすると望ましくない面もある。すなわち、企業再生税制は、上記のような優遇措置により租税負担を軽減ないし排除できること等から、同一産業における企業の市場競争にも歪みを生じさせる可能性も出てくるのである。

上述した問題点があるにも関わらず、これまで企業再生税制およびDESに関する研究においては、条文の解説等が多く、会社法・税法・経営等の総合的な視点から論考したものは比較的少ない。また、DESについても、東京地方裁判所平成21年4月28日判決の評釈や、会社法の観点から券面額説および評価額説といった学説の妥当性等の議論は多くなされているが、税法的視点からの議論はあまりなされていない。さらに、法人税法第59条について規定されている企業再生税制の議論も、企業再生時において期限切れ欠損金で

債務免除益が計上された部分と相殺させるという点についての妥当性や、期限切れ欠損金が当然のように復活し遡及適用されている点について論考されているものは少ない。

本研究は、上述した研究課題の下で、これまであまり議論されてこなかった、租税の公平性・中立性の視点から企業再生税制、特に DES と債務免除益課税について分析・検討を試み、アメリカおよびドイツの企業再生税制と比較考察することにより、新たな問題の発見と解決策を検討し、理論と実践において整合性のある新たな企業再生税制の構築を試みたものである。

第 2 節 研究方法・構成

本研究は、前述の研究課題の下で、論点を次の 5 つに絞り考察する。まず第 1 点は、企業再生手法としてどのような手法・手続があるか、またその処理方法を会計・税法的視点から検討する。特に DES により生じる債務免除益課税については、益金を構成するの可否か等について、実体法を解釈論的に考察する。そして第 2 点には、企業再生税制の変遷、現行法における法的整理手続、一定の私的整理手続の場合の取扱いの相違等を実体法に基づいて考察し明確にする。また、DES に関する判例を分析・検討し、DES の法的性格を検討する。第 3 点としては、日本航空株式会社（JAL）の事例も交えながら現行法における問題点の検討を行う。特に重要となるのが、欠損金の繰越控除制度である。欠損金の意義や繰越控除の期間制限および控除制限における問題点について分析・検討し、論考する。さらに第 4 点としては、アメリカおよびドイツの企業再生について、企業再生時どのような処理・手続が行われ、会社法・税法等においてどのような措置がとられ、またどのような議論がなされているかを考察し、日本の制度との比較検討を行う。そして、最後の論点としては、税法・会社法・会社更生法・民事再生法等の視点から総合的に分析・検討し、理論的、実践的に望ましい企業再生税制のあり方を提言する。

本論文の内容構成は、全 11 章からなる。まず第 1 章「序論」においては、本論文の問題

¹ 高橋祐介「企業再生と債務免除益課税」『総合税制研究』第 12 号（2004 年 3 月）162-193 頁。高橋祐介「事業再生と法人課税」金子宏・中里実・J.マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』（有斐閣、2014 年）415-431 頁。所得税法上の債務免除益課税について詳細に検討している論文として、増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題（上）」『ジュリスト』第 1315 号（2006 年 7 月）192-199 頁。増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題（下）」『ジュリスト』第 1317 号（2006 年 8 月）268-273 頁。

提起・先行研究、および研究方法・構成について述べる。次に、第2章「企業再生の現状と法務の概要」においては、日本の経済状況や倒産状況について述べ、財務内容改善のためにどのような方法がとられているのかを考察する。また、法的整理と呼ばれる会社更生法による会社更生手続、民事再生法による民事再生手続、および私的整理による再生手続の方法について実体法に基づいて概要等を述べる。

第3章「企業再生と債務の株式化」においては、企業会計、会社法および法人税法におけるDESの概念や処理方法等を分析することによりDESの概要について、DESの意義、導入の経緯、DESと金銭出資型のDES（以下、擬似DESという。）といった類型などを述べる。特に、会社法においては、券面額説と評価額説といった2つの見解があり、会社法上はいずれを採用するかにより会計処理が異なることについて述べる。また法人税法においては、擬似DESの取扱いおよび組織再編成税制の適用対象となったDESに関して、債務者会社および債権者会社から課税関係を適格現物出資と非適格現物出資とに分けて検討する。

第4章「債務の株式化の法的性格に関する判例の分析・検討」においては、DESから債務消滅益（免除益）が生じるか否かが争点となった最高裁判所平成23年3月29日判決についての分析・検討を行う。当該判例は、一般的なDESに関するものではなく、関連会社を介在させてDESを実施し、また、本件DESが適格現物出資に該当するなど特殊なものといえるが、DESに係る課税関係について裁判所が判示した数少ない事例であり、本論文を作成する上で重要である。特に、DESの法的性格を法人税法上どのように解釈し、債務免除益として課税しうるかについて分析・検討する。さらに、擬似DESを用いたスキームに対して法人税法第132条を適用するか否かが争点となった東京高等裁判所平成13年7月5日判決（日本スリーエス事件）を用いて擬似DESに関して分析・検討するとともに、DESとの課税の整合性に関する問題点を指摘し論じる。

第5章「企業再生税制における債権者・債務者側の法務・税務」においては、まず企業再生税制における債務者側および債権者側の取扱いを述べる。そして、法人税法第59条に規定されている企業再生税制の沿革等を述べ、いかなる理由から、当該規定が制定されたのかについて考察する。

第6章「企業再生と繰越欠損金の税務」においては、欠損金の繰越控除制度について制度の趣旨を述べ、会計上および税法上における欠損金の意義や概念を比較・検討する。また、税法上においては、欠損金の繰越控除期間について期間制限を設けているが、この点

についても租税負担の公平等の観点から検討を行う。

第7章「企業再生方法に対する税法的分析・検討」においては、債権放棄（債務免除）およびDESによる債務免除益課税の根拠について益金概念から検討を行う。また、企業再生税制の問題点を述べるにあたり、日本航空株式会社の事例を題材として、租税公平主義、すなわち租税の公平性・中立性の観点等から考察を行う。

第8章「アメリカにおける企業再生と税制」においては、アメリカの企業再生の状況および米国連邦倒産法（Bankruptcy Code）の第11章（Chapter11）についての概要を述べ、企業再生税制として規定されている内国歳入法（Internal Revenue Code）第108条の解釈・適用等について分析・検討を行う。アメリカにおいても、債務免除益については総所得に算入される。しかし、日本でいう民事再生法と同様の手続きであるChapter11が適用された場合には、Chapter11により生じた債務免除益については総所得不算入とし租税属性の減額がなされる。このような取扱いの妥当性等を含めて分析・検討する。

第9章「ドイツにおける企業再生と税制」においては、ドイツの企業再生税制の概要を述べ、再生利益（Sanierungsgewinn）等の取り扱いについて検討を行う。ドイツにおいては、DESは簡易の減資と現物出資の2段階手続と解されており、日本と同様に債務者企業の処理方法として再生利益（債務免除益）が生じる時価説と券面額説とが対立しているため、ドイツでどのように議論されているのか分析・検討する必要がある。また、法人税法上、「最低課税制度」と呼ばれる制限措置の導入はあるが、原則として欠損金は無期限に繰り越すことができる。欠損金の取扱いについても、日本と異なっているため当該内容も含めて企業再生税制について比較・検討を行う。

第10章「企業再生税制に対する総合的分析・検討と解決策」においては、第2章～第9章までにおいて検討してきたDES、擬似DES、欠損金の繰越控除制度、企業再生税制における論点を整理し、アメリカ、ドイツの企業再生税制と比較・検討を行い、租税公平主義、すなわち租税の公平性・中立性の観点等から再び論考する。そして、現行法の問題点の整理・検討を行い、当該問題点について解決策を提言し、その妥当性について論究し、最後第11章「結論」に至る。

第2章 企業再生の現状と法務の概要

第1節 経済情勢と企業再生

バブル崩壊や2007年の米国におけるサブプライムローン問題に端を発した世界金融危機による土地や株式の価値の下落は、景気の低迷による企業業績の悪化とあわせて不良債権問題を発生させ、その結果として2008年、2009年頃に倒産する企業が増えた。しかし、2015年度においては、倒産件数は8,517件と2014年度の倒産件数9,180件に比べて7.2%減少し、6年連続で前年を下回っており、以前に比べて景気回復基調を示している²。しかし、未だ多くの企業が経営不振や経営状態の悪化に陥っており、如何にして企業を再生していくか、企業努力が重ねられていることも事実である。

また、世界金融危機等による景気低迷により資金繰りが厳しくなった中小企業の救済のために、中小企業金融円滑化法が2009年に施行された。これは、中小企業から返済の猶予等の申請を受けた金融機関はできる限りこれに応じるようにしなければならないというものである。この法の適用を申請した企業は、約327万件（2012年3月現在）とされており、そのうち返済猶予等が実行された割合は約93%とされている。これにより、倒産の危機から救われた中小企業は多く、実際に倒産数も減少傾向にあった。この法はすでに、廃止されているが、その出口戦略が功を奏し、債務のリスケジュールも継続されていることから倒産数も抑制されてきている³。

このような、経済情勢の変化等により倒産法の改正や見直しが要請され、2000年においては、和議法の廃止により民事再生法が施行され倒産法制が整備されてきている。それと並行して、私的整理によるスキームも整理されるなど、様々な状況の企業に対応できるように改正されてきたのである。近年においては、私的整理によるスキームに対して、企業再生税制が適用がされるようになり、税制面においては法的整理とそれほど差がなくなり支援の幅が広がってきている。そのため、法的整理と私的整理のいずれかを選択すべきか

² 帝国データバンク HP「全国企業倒産集計2015年報」

<http://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/pdf/15nen.pdf> (2016年10月)

2013年度は10,332件の倒産が報告されている。ただし、当該倒産数集計の数値は、法的整理（会社更生法、民事再生法、破産法、特別清算）のもののみであり任意整理は除外されている。

³ 中山孝雄「破産・民事再生事件の動向と事例から見たいくつかの課題」『事業再生と再建管理』第149号（2015年7月）47頁。

について、例えば事業価値の毀損を考慮してはじめに私的整理を選択し、それが不調な場合に法的整理を選択し移行する方が合理的と思われることも多く、それぞれの企業の形態や財務状態に応じて企業再生スキームを適切に判断することが重要となってきた。

第2節 企業再生のための財務内容改善方法

1. 債務整理による方法

企業が過大な債務を抱えている場合は、その利払いや元本返済の負担が大きいことから、キャッシュフローを悪化させる原因となっている場合が多い。このことから、企業再生で重要となるのが、債務の整理や債務超過の解消である。債務超過の解消方法としては、債権放棄、リスケジュール、債務の株式化（Debt Equity Swap、以下 DES という。）、Debt Debt Swap（以下、DDS という。）、Discounted Pay Off（以下、DPO という。）や増減資などがあげられる。さらに、会社分割や事業譲渡、第二会社方式という収益性を見込める事業を会社分割や事業譲渡により新設会社（第二会社）に移転し、その対価を移転元法人の債権者への弁済原資にあてるといった M&A を活用する方法もあげられる⁴。以下において、債務整理の方法をそれぞれあげて考察することにする。

1 つ目として、債権者の債権放棄があげられる。債権放棄は、債権者の協力を得て負債を大幅に圧縮する方法である。債務超過による財務内容を改善するためには最も有効な手段ではあるが、一般的には法的整理等の手続きを踏まなければ、債権放棄を受けることは難しいといえる⁵。

2 つ目に、リスケジュールがあげられる。リスケジュールとは、融資を受けている金融機関等への返済が厳しくなった場合に、債務者企業の現状と今後の見通しから、返済可能なスケジュールを考え、毎月の返済額を減らしたり、利息を減免したり、返済期間を延長する等の条件緩和を受けることをいう⁶。このリスケジュールにより、月々の返済額や利息の支払額が減少し、その減少分の資金確保ができ資金繰りに余裕ができる。経営難に陥つ

⁴ 太田達也『事業再生の法務と税務』（税務研究会出版、2013年）7頁。

⁵ 野村智夫・竹俣耕一『企業再建・清算の会計と税務（第4版）』（中央経済社、2011年）5頁。

⁶ 山崎彰三『事業再生の実務』（日本公認会計士協会出版局、2012年）126頁。

ている企業は、企業再生などの再生スキームのなかでこのリスケジュールを行うことが多い。

3つ目として、DESがあげられる。DESとは、債権者と債務者の合意により、債務者企業の債務を株式化することである⁷。DESにより再生が成功した場合は、債権者にとっては債権と交換した債務者企業の株式の価値上昇が期待できるというメリットもあるが、失敗に終わった場合は株式が無価値になるなど債権放棄の場合とあまり変わらない状態になってしまうリスクもある。DESについては、第3章および第4章で詳しく述べる。

4つ目として、DDSがあげられる。DDSとは、金融検査マニュアルに基づいて債権者（主に金融機関）が債務者企業の債務（主に貸付金）を、別の条件による債権に振替えることをいう⁸。通常は、当該債権が他の債権よりも劣後する「劣後ローン」に変更する意味で使われる。また、平成16年の金融検査マニュアルの改訂により、中小企業等においては債権の全部または一部を債務者の経営改善計画の一環として、一定の要件を全て満たす資本的劣後ローン（貸出金）に転換している場合には、金融機関が行う債務者区分等の判断において資本とみなすことができるようになったため、当該債務者企業、債務者区分等が上位に引き上げられ、安定的な資金調達が可能となり、再生可能性が大幅に高まることとなる⁹。したがって、DDSは債務免除やDESのように返済義務を免れるものではなく、劣後化することにより実質的に債務者企業の財務状態が一定期間改善し、当該企業の信用力・返済力などが高められることから、当該企業の再生可能性が向上することとなるのである。また、DDSの法的性質は、リスケジュールと同じく条件の変更であるため、債務者企業は会計上も処理はなされず、債務免除やDESの場合に生じる債務免除益等が計上されることもないので課税上の問題は生じにくいといえる。

5つ目として、DPOがあげられる。DPOとは、「債権を額面額未満で購入した第二次債権者が債務者にその不良債権を再売却すること、又は一定額の回収を条件として残債権を放棄すること」¹⁰をいう。このDPOは、旧会社に残った金融機関等の債務を解消するため

⁷ 松嶋隆弘「会社法のもとにおけるデット・エクイティ・スワップ」『日本法学』第75巻3号（2010年1月）178頁。

⁸ 藤原総一郎監修『企業再生の法務（改訂版） - 実践的リーガルプロセスのすべて - 』（一般社団法人金融財政事情研究会、2012年）263頁。

⁹ 金融庁HP『金融検査マニュアル別冊【中小企業融資編】平成27年1月』
http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/manual_yokin/bessatu/y1-01.pdf（2016年8月）

¹⁰ 山崎彰三『事業再生の実務』（日本公認会計士協会出版局、2012年）126頁。

に利用されることが多いが、旧会社には債務免除益が発生し、課税上の問題が生じることもあるので注意が必要である。

2. 組織再編等による手法

債務の整理ではなく、資産の整理を行うことも企業再生の1つの手法ともいえる。例えば、財務状況が悪化している企業において、継続する価値のある事業や黒字の事業を、事業譲渡により新設会社や他の企業（第二会社）に承継させ、収益性のない事業等が残った旧企業は残務整理を行った後に清算などにより整理する方法である。さらに、収益性のない事業等を新設会社（第二会社）に承継する会社分割を行い、継続する価値のある事業や黒字の事業が残った旧企業を存続させる方法もあげられる。これらは、第二会社方式と呼ばれ、重要なポイントとしては、移転した事業の価値に見合った相当な対価を旧企業に交付し負債の支払・整理に充当すること、および債権者の理解を得ることがあげられる¹¹。このような第二会社方式による企業再生方法は、従来から中小企業の再生手法として利用されることが多かったが、租税負担の問題等いくつか利用しにくい部分があったのも事実である。そこで、2009年の産業活力再生特別措置法の改正により、新たに中小企業承継事業再生計画の認定制度が創設され、そのなかで第二会社を設立した場合および不動産を移転した場合に課される登録免許税の軽減等の問題点を解決するための具体的な支援策が策定され、より多くの中小企業が利用することとなったのである。

第3節 法的整理型による再生手続

1. 法的整理の概要

現在、日本においては、破産（破産法）、更生（会社更生法）、再生（民事再生法）、特別清算（会社法）の4種類が裁判所の倒産手続きとなっている。これらのなかの法的整理型の再生手続は、会社更生法による会社更生手続、民事再生法による民事再生手続を示す（以下、法的整理の再生型に限り「法的整理等」という。）。そして、私的整理型についても清

¹¹ 太田達也『事業再生の法務と税務』（税務研究会出版、2013年）158頁。

算型と再生型がある（以下、私的整理の再生型に限り「私的整理」という。）。3.で詳しく述べるが、大きなくくりで法的整理と私的整理を比較した場合、以下のような相違点およびメリットやデメリットが挙げられる。

法的整理と私的整理の主な相違点としては、法的整理は裁判所が関与するが、私的整理では裁判所は関与せず特別な法規も存在しないため、関係者の協議により様々な手法が存在することとなる。このことから、私的整理においては、債権者との合意があれば自由に手続を決めることができるので、柔軟で迅速な対応ができるというメリットがあげられる。しかし、私的整理においては原則として債権者全員の同意が必要であることから、会社が提示した再生計画案に反対する債権者が一人でもいた場合、その債権者を拘束することはできないというデメリットもある。一方で、法的整理の場合は、裁判所が関与する強制的な手続であることから一定額以上の債権を有している債権者の同意があれば、例え一部の債権者が反対したとしても再生計画を進めていくことが可能となる。また、法的整理は裁判所が関与することから、手続の透明性や公正性が高いというメリットがあげられるが、計画認可決定がされるまでの期間が長く、迅速性に欠けるというデメリットもあげられる。

さらに、法的整理では利害調整の対象となる債権者の範囲が、原則として全ての債権者を対象としているのに対して、私的整理においては全債権者を対象とせず主に金融債権者を対象とするという点が相違点として挙げられる¹²。法的整理の場合は商取引債権者を含む全債権者が対象とされることから、私的整理に比べて取引先の信頼喪失による事業価値の毀損が著しく大きい点がデメリットとしてあげられる。一方、私的整理の場合は、債務免除の交渉を金融機関に限定することも可能であり、商取引債権者は除外される場合も少なくないことから、取引先に手続の開始を知られないで再生を図ることができるので事業価値の毀損が抑えられるというメリットが挙げられる¹³。

このように、法的整理と私的整理には、それぞれメリットとデメリットがあり一概にどちらの手続きがよいとは言えないが、案件ごとに最適な手続を適用していくのが通常である。また、企業再生における債務免除等を行う場合は、法的整理である会社更生法による更生手続、民事再生法による再生手続、および私的整理による私的整理手続きが関係してくる。以下、それぞれについて述べていく。

¹² 古川和典『再建型倒産手続 実務ハンドブック 民事再生・会社更生・私的整理』（ぎょうせい、2015年）3頁。

¹³ 太田達也『事業再生の法務と税務』（税務研究会出版局、2013年）5頁。

2. 会社更生法による更生手続

会社更生法とは、更生手続開始の原因となる事実を有する窮境な株式会社について、更生計画の策定およびその遂行に関する手続を定めること等により、債権者、株主その他の利害関係人の利害を適切に調整し、当該株式会社の事業の維持更生を図ることを目的としている（会社更生法第1条）。この法律により、会社更生手続が行われることになるが、申立対象としては株式会社のみであり医療法人等の特殊法人に適用はない。ここで、会社更生手続とは、当該法律の定めるところにより、更生計画を定め、更生計画が定められた場合にこれを遂行する手続¹⁴をいい（会社更生法第2条）、「原則として、裁判所が選任する更生管財人が手続きを主宰し、資産も全面的に時価で再評価し、担保権も租税債権も労働債権も手続内に組み込んで制約し、資本関係も原則として再構成する強力な手続」¹⁵をいう。

東京地方裁判所が明示している会社更生手続の標準的なスケジュールとして、申立て・保全管理命令を経て、開始決定がされるまでが標準で1か月かかるとされている（迅速な処理が必要な場合においては、1週間程度で開始決定がされる場合もある）。また、開始決定と同時に更生管財人が選任される（会社更生法第42条）。更生管財人は、主に、事業価値の維持・保全・強化、資産の策定、負債の調査確定、更生計画案の策定を行う。そして、更生管財人は、策定した更生計画案を裁判所に提出し、債権者に信義を問う。その結果、更生計画案に対して、関係人集会で権利の種類ごとになされる決議で承認（更生債権者の組においては、過半数、更生担保権者の組では議決権総額の3分の2以上の多数で決定される。）された場合（会社更生法第89条～第196条）、法律上の問題がなければ裁判所から認可決定され（会社更生法第199条）、更生計画が遂行されることとなる。開始決定から認可決定され更生計画が遂行されるまで約1年かかる。また、終結決定については、更生計画が遂行された場合、更生計画の定めによって認められた金銭債権の総額の3分の2以上の弁済が終了し、かつ更生計画に不履行が生じていない場合、その他更生計画が遂行されることが確実である場合、約10年～15年かかるとされている（会社更生法第239条）。

¹⁴ 更生手続開始の申立てについて、更生手続開始の決定をするかどうかに関する審理および裁判をする手続を含む。

¹⁵ 事業再生研究機構税務問題委員会『事業再生における税務・会計 Q&A（増補改訂版）』（商事法務、2011年）63頁。

会社更生法の適用については、2012年が15件、2013年が3件、2014年が2件、2015年は1件となっており、減少傾向にある。

また、上記で説明した手続の他に DIP (Debtor in Possession) 型会社更生という手続が存在する。DIP 型会社更生は、平成 20 年において、東京地方裁判所民事第 8 部の裁判官が DIP 型の手続開始の要件等を論文で公表し、平成 21 年 1 月から申立てがあったケースから運用が開始されている。この DIP 型会社更生は、従来の会社更生手続においては、経営者や株主は地位を失い更生手続に時間を要してしまうため、民事再生法の適用が増加したことに伴い東京地方裁判所民事第 8 部の裁判官による会社更生法の運用変更により導入（法改正ではない。）されたのである。

DIP 型は、現経営陣が会社更生を申立てた後も、引き続き経営陣として残り更生管財人となることに特徴があり、適用条件として、①現経営陣に不正行為等の違法な経営責任の問題がないこと、②主要債権者が現経営陣の経営関与に反対していないこと、③スポンサーとなるべき者がいる場合はその了解があること、④現経営陣の経営関与によって会社更生手続の適正な遂行が損なわれるような事情が認められないことといった要件が定められている¹⁶。このような要件をすべて満たした場合、事業に精通している現経営者を更生管財人として選任できることとなり、事業が滞ることなく、短期間¹⁷での再生が可能となるとされている。

DIP 型は、2008 年以降申請事例が 20 案件を超えている。適用事例として、2010 年 9 月には旧株式会社武富士、2012 年にはエルピーダメモリ株式会社、新藤電子工業株式会社等の事例があげられる。しかし、一方で 2011 年には 1 件も申請がなかった。それは、高度な技術や知識が必要な専門性のある事業を行っている会社では、事業に精通した経営陣が引き続き再生計画に参加することで企業再生を円滑に遂行できるというメリットがある反面、企業を倒産させた経営陣が引き続き再生計画策定に参加することにより責任追及が甘くなるなどのデメリットや、主要債権者の賛同を得ることが困難な場合が多いことが関係していると考えられる。

¹⁶ 難波孝一・渡部勇次・鈴木謙也・徳岡治「会社更生事件の最近の実情と今後の新たな展開－債務者会社が会社更生手続を利用しやすくするための方策－DIP 型会社更生手続の運用の導入を中心に－」『旬刊金融法務事情』第 1853 号（2008 年 12 月）24 頁。

¹⁷ 認可決定まで約 23 週かかるとされており、約 3 年で終結決定とされている。

3. 民事再生法による再生手続

民事再生法とは、経済的に窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得ること、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを目的とする法律である（民事再生法第1条）。民事再生法は、和議法の廃止により2000年に制定された。

申立対象は、会社更生法のように限定しておらず、個人等や株式会社や医療法人等、様々な法人および個人が対象となっている。この法律により、「原則として債務者自身による手続遂行が認められ、担保権・租税債権・労働債権も手続外として、一般債権者のみを対象とする迅速かつ軽い手続」¹⁸である民事再生手続が行われることとなる。

東京地方裁判所が発表している民事再生手続の標準的なスケジュールとして、まず再生企業は、各種書類等を裁判所に提出し申立てをする。この申立てから開始決定まで、約1週間かかるとされている。開始決定されてから、再生債務者は財産価額等の評定を行い裁判所に提出する（民事再生法第124条）。そして、再生計画案を作成し提出し、債権者集会が開催される。この債権者集会において、議決権を行使できる債権者のうち出席者が過半数であって、議決権者の議決権の総額の2分の1以上の議決権を有する者の同意により可決される（民事再生法第172条の3）ことにより、裁判所は認可決定を行う。ここまで、申立てから約5か月とされている。また、終結要件としては、監査委員が選任されていない場合は、再生計画認可決定の確定時に終結し（民事再生法第188条1項）、監査委員が選任されている場合は、再生計画を全て履行したとき、または認可決定確定後3年を経過したときかのいずれか早い時期となっている（民事再生法第188条2項）。

このようなスケジュールリングで行われる民事再生手続は、担保権の実行手続の中止命令（民事再生法第31条）や担保権消滅請求（民事再生法第148条～第153条）といった制度があり、原則として担保権や税金に対して制約を及ぼさないが、会社更生手続では、開始決定により担保権の実行手続が中止される（会社更生法第50条）という相違点がある¹⁹。さらには、会社更生法とは異なり、経営者の退陣が必ずしも要件とされていない点や、

¹⁸ 岡正晶「第1章総論」事業再生研究機構税務問題委員会編『事業再生における税務・会計Q&A（増補改訂版）』（商事法務、2011年）63頁。

¹⁹ 中里実監修「税理士のための法律学講座」『税研』第20巻3号（2004年11月）50

更生手続よりも手続が簡素化され比較的時間も短いという点が挙げられる。このようなことから、負債額が小さく、債権者の数が少ない中小企業などにとっては、利用しやすい手続とされている。しかし、現状は、社会的に大きな影響を与える大会社を対象とした会社更生手続と比較して、手続きの簡素化や経営陣が退陣しなくてもよいという点から、大会社においても民事再生手続を申請するケースが少なくないのも事実である。現経営陣が退陣せず再生手続をすることに対して不満が大きいケースではそれが問題となり、再生計画がうまく進まない場合もあることから、企業の債権や財産状況、債権者や商取引債権者の意向等を含めて民事再生手続を申請するか判断することが重要である。

再生手続の適用は、倒産企業が多くなった 2001 年には 1,019 件とピークとなり、その後 2008 年には 935 件、2009 年には 657 件、2010 年には 480 件、2011 年には 497 件と年々減少傾向となっていたが、2011 年度は、2 年連続で 500 件を下回ったものの 3 年ぶりの増加となった²⁰。また、過去 12 年間（2012 年まで）の再生手続の経過状況を見ると、民事再生法を申請した 8,732 件のうち、再生計画の認可決定までに進んだ企業が 5,889 件判明し、全体の 67.4%に達した。このうち再生手続を終結した企業は、4,071 件となっており、全体の 46.6%がすでに手続を終えていることが分かっている²¹。

第 4 節 私的整理型による再生手続

かつての私的整理は、特定の法律や統一的なルール等が存在せず、当事者間や債権者と債務者の直接的な交渉による債務の整理が主流であったことから、任意整理とも呼ばれていた。この任意整理は、特別なルールがないことから柔軟な対応が可能となる反面、手続の不透明さや公平性に対して指摘されることも多かった。そのため、私的整理をより円滑に行えるように、その方法が整備されてきたのである。

そのような流れのなかで整備されてきた私的整理の代表的な手法として、「私的整理ガイドラインによる整理方法」、「整理回収機構（RCC）による整理方法」、「事業再生 ADR に

頁。

²⁰ 2013 年度は 331 件、2014 年度は 291 件、2015 年度は 246 件と減少傾向にある。

帝国データバンク HP「全国企業倒産集計 2015 年報」

<http://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/pdf/15nen.pdf>（2016 年 10 月）

²¹ 帝国データバンク HP「民事再生法申請企業の動向調査」

<http://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p120404.pdf>（2016 年 8 月）

による整理方法」、「中小企業再生支援協議会による整理方法」、「地域経済活性化支援機構（旧企業再生支援機構）による整理方法」の5つの手法が挙げられる。

1. 私的整理ガイドライン

私的整理ガイドラインによる手続とは、「私的整理に関するガイドライン」に従い、債権者と債務者の合意に基づき債務等の整理を行い再生を図る方法である。私的整理ガイドラインとは、「平成13年9月に、全国銀行協会に事務局を置いた『研究会』から発表された、我が国初となる本格的な私的整理の手続に関するガイドライン」²²である。私的整理に関しては、大きなメリットもあったが、従来から、私的整理による債権放棄については、透明性や公平性に疑義があるという批判や、債権者を賛同させることに相当な労力と時間を要するという指摘がなされていた。そこで、企業の私的整理に関する基本的な考え方を整理し、私的整理の進め方、対象となる企業、再建計画案の内容等についての関係者の共通認識を醸成するために、平成13年に「私的整理に関するガイドライン研究会」が発足し、「私的整理に関するガイドライン」を取りまとめたのである²³。このように、私的整理ガイドラインは、主に多数の金融機関が有する多額の金融債権を整理するための手続として立案されたものであり、あくまで金融界・産業界を代表するものが合意した、いわゆる紳士協定として位置づけられる²⁴。私的整理ガイドライン手続は、通常一時停止通知から約3か月で成否が決定され、迅速に運用されていく。特に、会社更生手続や民事再生手続のように開始原因が明定されていないことから、早期に手続に入ることが可能なのである。このように、早期かつ抜本的な再生を行うという大きなメリットが挙げられる。さらに、私的整理ガイドラインによる手続の場合、金融機関のみを対象とすることが一般的であり、法的整理のように商取引債権者を取り込む必要がなく、そのため債務者のブランド力や商品供給が確保される等の事業価値の毀損を最小限にしながら再生を遂行できるというメリットも挙げられる。

²² 事業再生研究機構税務問題委員会『事業再生における税務・会計 Q&A（増補改訂版）』（商事法務、2011年）65頁。

²³ 私的整理に関するガイドライン研究会（全国銀協会）HP「私的整理に関するガイドライン」http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news171104_2.pdf（2016年8月）

²⁴ 福田啓「デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）の現状と課題」『住生総研レポート』第14巻3号（2002年4月）5頁。

私的整理ガイドラインは、2001年の制定後において積極的に活用されていたが、現在までの利用状況の集計が公表されていないため、正確な累計の申請数は不明である。しかし、帝国データバンクが発表している私的整理ガイドラインの適用企業数によると、2005年は10社、2006年は7社となり、2006年までに35社が私的整理ガイドラインを適用しているとされている²⁵。

一方で、私的整理ガイドライン手続は、対象の債権者の全員が同意しなければ再生計画が成立せず、再生計画案の内容が厳格であり手続が比較的重いことから、公表から1年後において、利用累積数は6件にとどまるなど、その件数は伸び悩んだ。この理由として、同ガイドラインは、主要債権者が債務者ととも再生手続や計画案を作成し、主要債権者以外の債権者から同意を得なければ再生計画が成立せず、主要債権者の資金面や手続面などの負担についても大きくなるなど、そのキャパシティがない主要債権者による再生案件も多くあることから、メガバンク等の資金面等で負担が可能である会社しか利用できないという点が挙げられる。そして、客観的な第三者の関与がないことから、手続が不透明であることや公平性が阻害されているのではないかという指摘があり、中立な立場で債権者と債務者の利害関係を調整できるような公平性を確保した第三者機関の必要性が高まっていったのである。

2. 整理回収機構（RCC）

上記のような流れのなかで整備されてきたのが、株式会社整理回収機構（The Resolution and Collection Corporation：RCC）による第三者機関が介在した整理方法である。RCCとは、旧住専債権の整理回収のために特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成8年法律第93号）上の「債権処理会社」として設立された住宅金融債権管理機構と、破綻金融機関の不良債権等の処理のために預金保険法（昭和46年法律第34号）上の協定銀行として設立された整理回収銀行が平成11年4月に合併してできた、預金保険機構を株主とする株式会社である。こうして設立された整理回収機構は、平成16年2月16日に、整理回収機構が行う私的整理手続における企業再生の手続、再生

²⁵ 帝国データバンク「私的整理に関するガイドライン適用企業動向調査」
<http://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p061001.pdf>（2016年8月）

計画案の要件等をまとめた、「RCC 企業再生スキーム」を制定した²⁶。この「RCC 企業再生スキーム」は、私的整理ガイドラインの考え方等をモデルとしているが、大きく異なる点は公的機関²⁷である整理回収機構が債権者間の利害調整を行う点にある。RCC が行う企業再生業務には2つあり、1つ目は、自らが債権者として関与する企業再生である（「債権者の立場による再生」）。これは、「RCC 企業再生スキーム」の対象となる企業再生は、RCC が主要債権者（再生対象債務者に対する金融機関債権者のうち、相対的に上位のシェアを有すると認められる者）である再生可能な債務者について、法的整理型による方法によらず、金融債権者間の合意の下で事業の再生を行わせることにより事業収益から最大限の回収を図ることを意図して行われるものである²⁸。よって、「企業再生検討委員会」²⁹を、RCC の企業再生本部長の諮問機関として設置している³⁰。しかし、債権者にとって経済的合理性があると認められる案件の場合のみ、事業の再生を行うものである。すなわち、全ての「私的再生」を対象としているのではなく、事業を清算した場合の回収額よりも当該事業を再生させた場合の回収額が上回る案件にのみ、RCC による企業再生が行われる³¹。再生の手段としては私的整理に限らず、法的整理の手続も活用し、企業の再生を図ることとなる。2つ目として、主要債権者である金融機関等からの委託により、公正中立な立場の債権者である企業の再生可能性を審査し、金融債権者間の合意形成のための再生計画の検証や金融債権者間の調整を行うものである（「調整機能活用による私的再生」）。

RCC による企業再生スキームが発表され、企業再生本部が設置された 2001 年から 2015 年 3 月末までの間には、上記の 1 つ目として挙げた「債権者の立場による再生」は 695 件（RCC が再生計画の作成過程において関与したもの）あり、そのうち法的再生は 88 件、私的再生は 607 件である。上記の 2 つ目として挙げた「調整機能活用による私的再生」に

²⁶ 藤原総一郎監修『企業再生の法務（改訂版） - 実践的リーガルプロセスのすべて -』（一般社団法人金融財政事情研究会、2012 年）12 頁。

²⁷ RCC は、商法上の株式会社として位置付けられるが、法律に基づく業務を遂行するために設立された公的な機関であるとされている。

²⁸ 株式会社整理回収機構 HP「RCC 企業再生スキーム」

https://www.kaisyukikou.co.jp/announce/announce_138_1_2_1.html（2016 年 8 月）

²⁹ 企業再生検討委員会とは、企業再生計画作成着手の可否および企業再生計画の是非に関する判断の専門性および客観性を確保するため、企業再生に関して専門的な知識や経験を有する外部の弁護士や公認会計士からなる委員会のことである。

³⁰ 株式会社整理回収機構 HP「RCC 企業再生スキーム」

https://www.kaisyukikou.co.jp/announce/announce_138_1_2_1.html（2016 年 8 月）

³¹ 太田達也『事業再生の法務と税務』（税務研究会出版局、2013 年）225 頁。

よるものは、158件（2014年3月末現在）となっている。また、RCCが積極的に関与したことにより、セーフティーネット取組に結びついたものが234件あったと報告されている³²。

3. 事業再生 ADR

事業再生 ADR による手続とは、事業再生 ADR による特定認証紛争解決事業者といった第三者機関を介在した整理方法である。事業再生 ADR とは、「法的整理によることなく、公正中立な第三者が関与して、債権者と債務者の利害関係を調整して私的整理を迅速かつ公平に進める手続」³³であり、裁判外紛争解決手続（ADR 手続）の一類型とされている。ADR 手続は、2007年4月1日に施行された ADR 法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）を事業再生に応用したもので民間業者も、同法に定める一定の要件を満たし、法務大臣の認証を受けることにより事業再生 ADR による手続を取り扱うことができるようになったのである。そして、事業再生に関する紛争を取り扱う事業者として法定の特別な要件を満たした場合には、経済産業大臣から特定認証紛争解決事業者として認定され私的整理手続を取り扱うことができる。こうした制度のなかで、事業再生に携わる弁護士・公認会計士等が中心となった事業再生実務家協会が、平成 20 年に法務大臣より認証紛争解決事業者としての認証を受け、同年に経済産業大臣から特定認証紛争解決事業者としての認定を初めて受け、私的整理手続を取り扱うことが可能となった³⁴。本制度は、主に金融債権者のみを対象とした私的整理手続であり、対象者の全員による決議を行い、返済条件の緩和、債権放棄、DES 等の支援を行うものである。よって、商取引債権には影響を及ぼすことなく、企業の過剰債務を解決し再生を行うことができるのである。

4. 中小企業再生支援協議会

³² 整理回収機構 HP「整理回収機構の業績」

https://www.kaisyukikou.co.jp/intro/intro_006_24.html（2016年10月）

³³ 桑原寛「中小企業のための企業再生の税務 - 債務免除益課税の影響をふまえて - 総論 中小企業の事業再生手法と税務」『税経通信』第 65 卷 14 号（2010年12月）83頁。

³⁴ 藤原総一郎監修『企業再生の法務（改訂版） - 実践的リーガルプロセスのすべて - 』（一般社団法人金融財政事情研究会、2012年）37頁。

中小企業再生支援協議会による手続とは、中小企業再生支援協議会による第三者機関を介在した整理方法である。中小企業再生支援協議会とは、産業活力再生特別措置法第 41 条に基づき、認定を受けた商工会議所等の認定支援機関を受託機関として、そのような機関内に設置されている³⁵。また、平成 15 年 2 月以降全国に順次設置され、現在は各都道府県に 1 か所ずつ設置されている³⁶。中小企業再生支援協議会では、中小企業のみを対象としており、過剰債務等により財務内容が悪化している場合、およびその懸念があるが再生の対象となる事業の収益性が見込めるなど事業価値が認められ、再生の可能性がある場合などにおいて、再生計画の策定を支援することとなっている。この中小企業再生支援機構による私的整理手続は、私的整理ガイドラインにおける解釈が参照されており、事業再生 ADR による手続と類似している。ただし、事業再生 ADR による手続よりも公的な色彩の強い協議会となっている点や、再生計画における債務超過の解消機関は 3～5 年とされており、事業再生 ADR 手続きよりも緩和されている点などの相違がある³⁷。

平成 15 年に各都道府県に設置されて以降、平成 25 年 9 月 30 日現在において相談取扱企業数の累計は 29,507 件、再生計画策定完了件数の累計は 5,449 件となっており、年々増加している³⁸。

5. 地域経済活性化支援機構（旧企業再生支援機構）

地域経済活性化支援機構（旧企業再生支援機構）による手続とは、地域経済活性化支援機構による第三者機関を介在した整理方法である。地域経済活性化支援機構は、地域経済の活性化を図り、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業等の再生支援および地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的としている国の認可法人である。当該機構は、旧機構である企業再生支援機構の再生支援等の目的とともに

³⁵ 独立行政法人中小企業基盤整備機構 HP

<http://www.smrj.go.jp/keiei/saiseishien/activity/048879.html> (2016 年 8 月)

³⁶ 事業再生研究機構税務問題委員会『事業再生における税務・会計 Q&A (増補改訂版)』(商事法務、2011 年) 65-66 頁。

³⁷ 藤原総一郎監修『企業再生の法務 (改訂版) - 実践的リーガルプロセスのすべて - 』(一般社団法人金融財政事情研究会、2012 年) 37 頁。

³⁸ 独立行政法人中小企業基盤整備機構 HP 中小企業庁公表資料「中小企業再生支援協議会の活動状況について (平成 25 年 12 月 18 日公表)」

http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/_material/_common/chushou/b_keiei/saisei/pdf/katsudo/shihanki/H251218_saisei_katsudo.pdf (2016 年 8 月)

地域経済の活性化といった目的を達成するために、再生支援期間が5年以内に延長されるなど旧機構から抜本的改組および機能拡充を行い、平成25年に商号を現在の地域経済活性化機構に変更している³⁹。同機構は、公的な機関が債務者と債権者の利害を調整する役目を担うという点で、RCC企業再生スキームや中小企業再生支援機構による私的整理手続きと類似している。一方で、公的資金を用いて対象債権者から債権を買い取ったりすることが認められており、公的機関がより積極的に債務者の事業再生に関与できる点が最大の特徴であるといえる⁴⁰。また、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、再生支援決定時から5年以内（ただし、最長で平成35年3月31日まで）の再生支援完了を目指している。

2015年8月現在においては、16件の再生支援が報告されている⁴¹。旧機構において、中小企業や中堅業者を対象としていたが、実際には日本航空やウィルコムなどの大企業の支援が決定するなど、本来の趣旨と異なるとして批判も多くあった。しかし、その後100件近くの企業により支援希望の申し入れがされ、そのなかで平成21年は3件、平成22年および23年は11件、平成24年は3件のみが適用されたと報告されている⁴²。

³⁹ 企業再生支援機構は、資本金および政府保証付きの調達資金を活用した出融資機能や債権者間の利害調整や専門家派遣により経営支援を行うことにより、包括的な支援を行う機構として平成21年10月に設立された（桑原寛「中小企業のための企業再生の税務－債務免除益課税の影響をふまえて－ 総論 中小企業の事業再生手法と税務」『税経通信』第65巻14号（2010年12月）84頁。）。

⁴⁰ 藤原総一郎監修『企業再生の法務（改訂版）－実践的リーガルプロセスのすべて－』（一般社団法人金融財政事情研究会、2012年）222頁。

⁴¹ 地域経済活性化支援機構HP『再生支援案件 事例集』
http://www.revic.co.jp/pdf/publication/examples_revic.pdf（2016年10月）

⁴² 地域経済活性化支援機構HP『再生支援案件 事例集』
http://www.revic.co.jp/pdf/publication/examples_revic.pdf（2016年10月）

第3章 企業再生と債務の株式化

第1節 債務の株式化の意義

不況の長期化に伴って、過剰債務を抱えた経営不振の企業を再生させ、経済の活性化を図ることは、日本の経済に課された大きな課題であったため、不良債権処置の新たなスキームの導入が期待されていた。そこで、1999年頃から、企業再生のためのスキームの一環として用いられるようになったのがDESである。DESは、企業再生のスキームの一環として債権放棄よりも優れた手段であることから、注目をあびるようになった。

DESは、会社更生手続においても利用可能であるし、通常の会社が行うこともできるが、一般的には経営状態が悪化し、資金繰りがつかなくなり債務超過となった企業の経営再建における債務の圧縮手段として利用される。現在、DESは債権放棄と組み合わせて企業再生の方法として用いる企業もあり、対立する各利害関係者のクッションとしての役割も担っている⁴³。また特に、DESを用いる場合は、金融機関が関与し実施することが多い。例えば、A銀行が有する債務超過のB会社に対する貸付債権（甲債権）につき、B会社がA銀行に対し新株発行を行い、A銀行が、前記新株に対する払込みを金銭ではなく、甲債権の現物出資により行う場合である⁴⁴。これにより、債権（債務）が株式に振り替わり、B会社からすれば負債が大幅に圧縮され、A銀行からすれば不良債権として処理していた甲債権がB会社の株式に振り替わった分だけ消滅することとなるのである。

DESは債権放棄と異なり、債権を株式に振り替えるだけであり、債権者側にとっても痛みが少ない制度である⁴⁵。単純な債権放棄の場合には、仮に債務者の経営状態が債権者による債権放棄後に回復したとしても、当該放棄した部分については弁済されない。その点、債務者企業に存続価値があれば、単純な債権放棄を行うよりも、DESを行ない当該企業の株式を取得する方がメリットは大きくなる。具体的には、債務者企業の財務内容、経営成績が向上し、保有する株式価値が上昇すれば、株式を売却することにより債権額以上のキャピタルゲインを得ることも可能であり、また株式を保有していれば配当を受けるという

⁴³ 許斐義信『ケースブック 企業再生』（中央経済社、2013年）191頁。

⁴⁴ 松嶋隆弘「会社法のもとにおけるデット・エクイティ・スワップ」『日本法学』第75巻3号（2010年1月）178頁。

⁴⁵ 松嶋隆弘「いわゆるデット・エクイティ・スワップ事件」『日本法学』第77巻4号（2012年3月）68頁。

メリットもある⁴⁶。さらに、債権者は、債務者企業の株式を得ることができるため経営に
関与することもでき、自ら財務内容の改善等を図ることもできる。ただし、中小企業等の
場合は、株式の将来的な処分が不透明であることが多く金融機関側が DES に応じるこ
とは難しいことから、主に上場企業において使われる手法であるともいえる⁴⁷。

一方、債務者企業にとっても、債務超過の状態を解消することができ、また利払いや元
本返済が必要な有利子負債を削減することができる⁴⁸。つまり、負債の一部が資本に変わ
ることにより元利金の負担が減少するためキャッシュ・フローが改善するというメリット
があり、また、自己資本比率が向上することで財務内容の改善や強化がなされる⁴⁹。

DES は、主に現物出資型の DES と金銭払込型 DES (以下、擬似 DES とする。) の 2 つ
の類型がある。現物出資型の DES とは、債権者が金銭ではなく保有する債権を債務者に
現物出資し、当該債務者から新株の発行を受けることにより、当該債権と債務者の株式と
を交換する方法である(以下、DES と記載する場合は、現物出資型の DES のことをいう。)

⁵⁰。擬似 DES とは、債権者が金銭で払込を行い、それと引き換えに当該債権者から新株の
発行を受ける一方で、債務者に払い込まれた金銭により債権者に対する債務を弁済する
という方法である⁵¹。ただし、擬似 DES については、払込のための金銭やそのための種々の
コストがかかる他、当該スキームの実施により払込まれた資金に対し債権者から差押えが
なされる可能性や、当該払込が「見せ金」と認定され、払込の効力が否定される可能性が
あることも考慮しておかなければならない⁵²。

⁴⁶ 岡村健司「不良債権の税務・会計処理はどうすべきか」『銀行法務 21』第 616 号
(2003 年 3 月) 153 頁。

⁴⁷ 許斐義信『ケースブック 企業再生』(中央経済社、2013 年) 193 頁。

⁴⁸ 明石一秀「債務の株式化と会計上の評価」『企業会計』第 54 巻 10 号 (2002 年 10
月) 32 頁。

⁴⁹ 蓮井明博「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関
する実務上の取扱の解説」『企業会計』第 54 巻 12 号 (2002 年 12 月) 98 頁。

⁵⁰ 藤原総一郎編『DES・DDS の実務 (第 3 版)』(きんざい、2014 年) 4 頁。

⁵¹ 藤原総一郎編『DES・DDS の実務 (第 3 版)』(きんざい、2014 年) 4 頁。

⁵² 松嶋隆弘「会社法のもとにおけるデット・エクイティ・スワップ」『日本法学』第 75
巻 3 号 (2010 年 1 月) 187-188 頁。債務者の財務内容が悪化し破綻状態のもとで、増
資資金を特定の債務者の返済に充当するという行為が、詐害行為取消権 (民法第 424
条) や否認権の対象とされる可能性があるが、当該返済行為が合理的な再建計画の一
環として行われている場合等は債権者を害するとした意図はなく、当該可能性は極め
て低いと考えられる。また、見せ金についても、合理的な再建計画に基づいている場
合等は、当該行為を仮装の払込みとして無効とする可能性も極めて低いと考えられ
る。

第2節 会社法における債務の株式化の概念と解釈

1. 債務者側の法務

旧商法上、現物出資は、資本充実に反するおそれのある取引であると考えられていたため、裁判所の選任した検査役の調査の対象となっていた（旧商法第172条、第280条ノ8）。旧商法下においては、DESを直接に認める制度が存在していなかったため、「現物出資」の制度を借用することによりDESが実行されていた⁵³。

DESを行う場合は、債務超過のケースが多く、額面額を大幅に割り込む価額の金銭債権を現物出資することとなるから、その場合において「券面額説」と「評価額説」いずれを基準とすべきかが特に問題となっていた。つまり、DESにおいて債権額の評価方法が特に問題となり、従前から、債務者会社にとっては債権の券面額相当額の債務が減少することに着目した「券面額説」と、会社の財務内容を反映した債権の評価額を基礎とすべきであるとする「評価額説」の2つが併存していた⁵⁴。

以前は、資本充実の原則等の観点から「評価額説」が有力であり評価額説に従って処理されていたが、平成12年に当時の東京地方裁判所民事第8部の担当判事により「券面額説」も妥当であるとの意見の公表がなされたことから、「券面額説」が主流になっていた。

「券面額説」の採用が認められた理由としては、資本充実の原則に反しないことが挙げられる。つまり、DESにおいて券面額説を採用しても、当該債権は混同により消滅するのであるから、現物出資の結果として会社財産に含み損があるという事態は発生することはないから、そうした意味において資本充実の原則に反するとはいえないからである。さらには、評価額説を採用すると債務者会社および債権者の意思に反することが挙げられる。評価額説を採用すると、券面額と評価額との差額を債務消滅益として計上することとなり、無用な税負担による財務内容の悪化を引き起こす可能性があるなど、当事者の意思に反する処理となるのである⁵⁵。つまり、当事者は、資本取引を行うことを意図し合意したのに、一

⁵³ 針塚遵「デット・エクイティ・スワップ再論」『商事法務』第1632号（2002年6月）18頁。

⁵⁴ DES（デット・エクイティ・スワップ）における課税関係について（特集 18年度【平成18年度】改正点の再検討（第1回））『税務QA』第63号（2007年6月）15頁。

⁵⁵ 針塚遵「東京地裁商事部における現物出資等検査役選任事件の現状」『商事法務』第1590号（2001年3月）8頁。

部は損益取引として扱われてしまうのである。さらには、現物出資といった資本取引から債務免除益が生じるというのは、会計上の説明が困難であり、この点は評価額説を採用した際にはどのように解するのか問題となる⁵⁶。

しかし、額面株式が廃止されたことにより旧商法第 202 条 2 項が削除された結果、1 株当たりの発行価額の最低限度額がなくなり現物出資される債権の券面額が大きく株式評価が低い場合には、既存株主が有する債務者会社株式の経済的価値および議決権比率が極端に希釈化されることになり、既存株主の利益を害するおそれがあるなどと券面額説に対して批判する見解も見受けられた⁵⁷。この批判に対して、券面額が実際の評価額を超えるということが一般的にあり得るのか、また、実務上は株主総会の特別決議を経ることにより当該問題は解決できるのではないかなどと反論がなされている⁵⁸。

上記のような議論は商法時代に多くなされていたが、平成 18 年 5 月の新会社法の施行により、一定の場合の検査役の調査省略など DES に関する手続きが簡素化され、「券面額説」が実務においても定着したといえることができる（会社法第 207 条 9 項各号）⁵⁹。例えば、DES をより簡易な手続で行うことを可能とするため、弁済期が到来している金銭債権につき、当該金銭債権に係る負債の帳簿価額（券面額）を超えない範囲で現物出資した場合は、検査役の調査は不要としている（会社法第 207 条 9 項 5 号）⁶⁰。この規定の制定趣旨として、「弁済期が到来している場合には株式会社が弁済しなければならない価額は確定しており、評価の適正性について特段の問題は生じないと考えられる。」⁶¹とされており、また、券面額を弁済できない場合（債務超過）における既存株式の価値はゼロであり既存株主の利益を考慮する必要がないとの判断から、少なくともその限度では「割り切って」券面額説を追認したものと解することができる⁶²。一方で、履行期未到来の金銭債権につい

⁵⁶ 明石一秀・弥永真生「債務超過会社の債務の株式化」『企業法学』第 8 巻（2001 年）102 頁。

⁵⁷ 太田洋「改正商法下のデット・エクイティ・スワップと課税上の取扱い」『商事法務』第 1638 号（2002 年 9 月）42 頁。藤田友敬「自己株式取得と会社法（下）」『旬刊商事法務』第 1616 号（2001 年 12 月）8 頁。

⁵⁸ 弥永真生「債務の株式化 - ヨーロッパにおける扱いを参考にして - 」『ジュリスト』第 1226 号（2002 年 7 月）88 頁。

⁵⁹ 都井清史「債務の株式化（DES）」『税理』第 49 巻 7 号（2006 年 5 月）90 頁。

⁶⁰ 奥島孝康・落合誠一・浜田道代『新基本法コンメンタール 会社法 1』（日本評論社、2010 年）367 頁。

⁶¹ 相澤哲編著「立案担当者による新・会社法の解説」『別冊商事法務』第 295 号（2006 年 5 月）57 頁。

⁶² 松嶋隆弘「会社法のもとにおけるデット・エクイティ・スワップ」『日本法学』第 75

ては、券面額説および評価額説のどちらを採用すべきか今後の解釈に委ねられている。

また、企業会計上、DESにおける債権者側の会計処理について、株式を「取得時の時価」にすると明確に示されているが⁶³、債務者側の会計処理については具体的な会計基準は存在せず、その処理方法は明確とはいえない。もっとも、税法上では平成18年度税制改正により時価で評価することが強制となり評価額説に従って会計処理をすることが多いと考えられるが、具体的な会計基準が存在しないことから、基本的には会社法の解釈をベースに会計処理を行うこととなる⁶⁴。そのように考えると、会社法においては、前述の通り券面額説と評価額説が存在しており、どちらを採用するかは債務者の選択適用となり、その会計処理は異なってくるのである。

なお、債務者側の会計処理については、DESにおける金銭債権の券面額100（時価20）を前提として、券面額説と評価額説とに分けて説明すると次のようになる。券面額説においては、額面金額を出資価額とすることから株式発行の仕訳として、借方に貸付金100、貸方に資本金50、資本準備金50、さらに債権債務の相殺として、借方に借入金100、貸方に貸付金100となる。つまり、券面額説によった場合には、債務消滅益は生じない。

一方、評価額説によった場合には、債権の出資価額を時価とすることから株式発行の仕訳については、借方に貸付金20、貸方に資本金10、資本準備金10、さらに債権債務の相殺として借方に借入金100、貸方に貸付金20、債務消滅益80といった仕訳をすることになる。つまり、評価額説によった場合には、債権債務の差額が債務消滅益となる。

なお、擬似DESについては、金銭出資とその払い込んだ金銭により債務の弁済を行うといった行為の組み合わせであり、金銭出資時において資本金等の額の増加が認識され、債務の返済時においては、債務の減少が認識される。しかし、現在のところ会社法上は、券面額説および評価額説のいずれも認められると解されている。一方で、「券面額説」においては債務消滅益は生じないが、「評価額説」を採用し、券面額より当該金銭債権の時価が低い場合、債務者側において債務消滅益が発生することから、課税上この取扱いが問題となっている。

巻第3号（2010年1月）190頁。

⁶³ 企業会計基準委員会 実務対応報告第6号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」（2002年10月）

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/des/des_s.pdf（2016年10月）2頁。

⁶⁴ 事業再生研究機構税務問題委員会『事業再生における税務・会計Q&A（増補改訂版）』（商事法務、2011年）552頁。

2. 債権者側の法務

DES は、債権者側においては金融資産に係る取引となることから、その会計処理も金融商品会計基準および金融商品実務指針に基づいて行われる。ただし、DES についての会計処理については、煩雑なこともあり、実務上の取扱いを明確にするため、平成 14 年 10 月 9 日に企業会計基準委員会が実務対応報告第 6 号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」を公表した。

同実務対応報告においては、債権者が DES を実施した場合、DES により消滅した債権の帳簿価額と株式の取得時の時価との差額を当期の損益として処理し、当該株式は時価で計上するとされている。これは、債権者がその債権を債務者に現物出資した場合、当該債権は消滅要件を満たすか否かについて債権と債務が同一の債務者に帰属し当該債権は混同により消滅する（民法第 520 条）と考えられるため、支配が他に移転したかどうかを検討するまでもなく、金融資産の消滅の認識要件を満たすものと考えられるのである（金融商品会計基準Ⅲ・8・9）。したがって、債権者は当該債権の消滅を認識するとともに、消滅した債権の帳簿価額とその対価としての受取額との差額を、当期の損益として処理することとなる（金融商品会計基準Ⅲ・11）。

なお、株式の取得時の時価については、市場価格がある場合には、その価額となり、市場価格がない場合には合理的に算定された価額とされている。「合理的に算定された価額」とは、債権放棄額や増資額などの金融支援額の充分性（例えば、実質的な債務超過を回避したと考えられるかどうか）、債務者の再建計画等の実行可能性（例えば、近い将来に完了することが予想されるかどうか）、株式の条件（例えば、優先株式の場合は配当や償還の条件、普通株式への転換の条件など）等を適切に考慮したうえで、金融商品実務指針第 54 項に掲げられる方法⁶⁵によって算定する。この場合、同実務対応報告が対象とする DES については、債務者が財務的に困難な場合に債務者の再建の一手法として行われており、債権者が取得する債務者の発行した株式の時価は、消滅した債権に関する直前の決算期末（中間期末を含む）の帳簿価額を上回らないと想定される。すなわち、実行時点において

⁶⁵ ①取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスクおよびその他の変動要因を調整する方法、②対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法、③一般に広く普及している理論値モデル又はプライシングモデルを使用する方法をいう。

利益が発生するのは、極めて例外的な状況に限られることとなる。

このように、債権者側においては、債務者側が券面額説と評価額説どちらかの処理を採用したかによって左右されるものではなく、時価評価を基本とする会計処理が行われる。

一方で、擬似 DES は、金銭出資による株式の取得（第三者割当増資の引受け）という行為と、既存債権の返済を受けたという行為の組み合わせである。このことから、当該行為は、有価証券の取得の処理と債権の返済の処理を行うこととなる。ただし、現物出資による DES と同様の効果をもたらす場合においては、「金銭出資（第三者割当増資の引受け）と債権の回収が一体と考えられる場合も、現物出資による場合と同じ会計処理をすべきものと考えられる。」⁶⁶と述べられていることから、擬似 DES 実行時においても、DES 実行時における債権者側の会計処理と同様の処理がなされる⁶⁷。

第 3 節 法人税法における債務の株式化の概念と課税関係

1. 債務者側の法務

平成 13 年度税制改正では、合併、分割、現物出資または事後設立について組織再編成税制が適用されることとなった。これは、「実態に見合った課税を行うという税制の基本を踏まえ、原則として、組織再編成による移転資産等についてその譲渡損益の計上を求めつつ、

⁶⁶ 企業会計基準委員会「実務対応報告第 6 号 デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」（2002 年 10 月）
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/des/des_s.pdf（2016 年 10 月）2 頁。

⁶⁷ 「一体と考えられる場合とは、債権の弁済を受けることを目的として第三者割当増資に応じるなど実質的に金銭出資と債権の回収が一体性を有し、現物出資による DES と同様の効果をもたらす場合が該当するものと考えられる。なお、金銭出資と債権回収の実質的な一体性については、当該金銭出資又は債権の回収の目的の他、金銭出資による払込と債権の回収の間の期間などを考慮して判断する必要がある。金銭出資による払込の直前直後に債権回収を行った場合には、一体ではないことが明らかに示されない限り、金銭出資と債権回収は一体とみなされる。ただし、債務者が第三者割当増資を行い、債権者がこれを引き受け、払い込んだ現金により債権を回収することによっても同じ効果が得られるため、金銭出資（第三者割当増資の引受け）と債権の回収が一体と考えられる場合も、現物出資による場合と同じ会計処理をすべきものと考えられる。」（企業会計基準委員会「実務対応報告第 6 号 デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」（2002 年 10 月）
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/des/des_s.pdf（2016 年 10 月）2 頁。

特例として、移転資産等に対する支配が継続している場合には、従前の課税関係を継続させるという観点から、その譲渡損益の計上を繰り延べる、という基本的な考え方⁶⁸に基づいて改正されたものである。これにより、現物出資として取り扱われる DES に関して、組織再編成税制の適用対象となった。

したがって、当該金銭債権による現物出資が適格現物出資か非適格現物出資かにより課税関係が大きく変わってくることとなる。以下、適格現物出資による場合と、非適格現物出資による場合とに分けて説明する。

(1) 適格現物出資の場合

適格現物出資とは、①100%グループ内の現物出資、②50%超グループ内の現物出資、③共同事業を行うための現物出資と定義されている。しかし、②および③においては事業の主要な資産等や従業員が被現物出資法人に引き継がれることその他一定の要件を満たすことが必要であることから、DES の場合には②および③ではなく、①の100%グループ内の現物出資の場合のみが適格現物出資に該当する⁶⁹。DES が、適格現物出資に該当する場合は、資産の移転について帳簿価額によって処理される(法人税法施行令第8条1項8号)。このことから、債務の額面額がそのまま資本金等の額となるので被現物出資法人である債権者において債務消滅益は発生しない。つまり、帳簿価額での取引を認めることによる課税の繰延である。ただし、DES を行った債権者が原債権者から券面額と異なる対価により債権を譲り受ける等、債権の帳簿価額が券面額と異なる場合には、その差額は益金(または損金)となる。

(2) 非適格現物出資の場合

一方、非適格現物出資とは、上記の適格現物出資の要件に該当しないケースである。一般的に DES は、金融機関などのグループ会社間以外で行われることが多いことから、

⁶⁸ 武田昌輔編『会社税務積義 (Digital版)』(第一法規、2012年)資本取引/第5章「課税標準」〔II〕(資本取引等)/第1節の2 組織再編成税制/第1款 総説/2 制度の概要/ (1) 組織再編成に係る税制の基本的な考え方。

⁶⁹ 神足勝彦・見瀬賢悟『最新 純資産の部の会計・税務』(ぎょうせい、2011年)338頁。

非適格現物出資に該当する事例が多いといえる。この場合は、平成 18 年度税制改正により現物出資によって受け入れた債権の時価で処理されることとなる（法人税法施行令第 8 条 1 項 9 号）。

もつとも、平成 18 年度税制改正前は、DES を行った場合、券面額説を採用し、債権の券面額により債務者企業の資本金および資本準備金の額を増加させた場合、税務上でもこれを資本金等の額とする取扱がなされていた。つまり、会計処理で券面額説を採用した場合、課税所得の計算上でも債務者には債務消滅益による益金が生じない仕組みになっていたのである。これは、仮に債権者側で譲渡損が生じる場合においても影響されないとされていた。券面額説を採用した場合、債務消滅益が生じなく益金に算入されないとしていたのは、商法で、資本金および資本準備金を「株式の発行価額の総額」としていた（旧商法第 284 ノ 2）ことに合わせ、法人税法においても「株式の発行価額のうち資本に組み入れなかった金額」を資本積立金と定義していたためである（旧法人税法第 2 条 1 項 17 号イ）⁷⁰。

しかし、平成 18 年 5 月に施行された会社法では、株式について発行価額という概念がなくなり、資本金および資本準備金を「株式の発行に際して払込み又は給付をした財産の額」（会社法第 445 条 1 項）としたことに対応し、平成 18 年度税制改正において、法人税法でも資本金等の額について、「株式の発行をした場合に払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額その他の対価の額に相当する金額のうち、資本金又は出資金として計上しなかったもの」とされた（旧法人税法第 2 条 1 項 16 号、法人税法施行令第 8 条 1 項 1 号）⁷¹。

このことにより、DES に伴う当該金銭債権の時価が券面額を下回る場合（適格現物出資を除く。）には、時価により法人税法上の資本金等の額が増加するため、消滅する債務の額との差額は、債務消滅益として認識され益金に算入されることとなった⁷²。それゆえに、

⁷⁰ 「DES（デット・エクイティ・スワップ）における課税関係について（特集 昨年度 [平成 18 年度]改正点の再検討（第 1 回）」『税務 QA』第 63 号（2007 年 6 月）16 頁。

⁷¹ 奥島孝康・落合誠一・浜田道代『新基本法コンメンタール 会社法 2』（日本評論社、2010 年）366 頁。財務省大臣官房文書課『平成 18 年度税制改正の解説』（大蔵財務協会、2006 年）287 頁。

⁷² 「DES（デット・エクイティ・スワップ）における課税関係について（特集 昨年度 [平成 18 年度]改正点の再検討（第 1 回）」『税務 QA』第 63 号（2007 年 6 月）16 頁。

税務上は時価評価が強制されるため、会計上、券面額説に基づく処理をした場合には税務調整が必要となった。

上述のように、会計処理においては、券面額説あるいは評価額説を採用するかは、結果的に当事者により自由に決定することができる。そのため、債務者は、債権を時価で受け入れるか券面額で受け入れるか、つまり債務消滅益を計上するかどうかを選択することができ、一定の場合においては租税負担の操作や課税の公平を阻害することにつながる可能性があり、適当ではないとの意見もあった⁷³。そこで、税法においては、上述のように評価額説が強制適用となり、債務消滅益が発生することとなったのである。

一方で、擬似 DES の場合においては、先に述べたように金銭出資により増資が行われることから当該行為は資本等取引に該当し、また、債務の弁済といった行為は、当該債務を金銭で返済したといった行為に該当することからも、租税回避とみなされる場合を除き原則は債務消滅益が発生し課税関係が生じることはないと考えられる。

以上のように、DES が適用される場合、会社法においては一定の場合には券面額説により処理がなされることとなるが、弁済期が未到来の債権の場合は券面額説または評価額説のどちらが妥当であるかという議論が今後必要になると思われる。一方で、法人税法においては、評価額説つまり時価で評価することとなった。これにより、非適格現物出資の場合には、一律的に債務消滅益が生じるため、会計上で券面額説を前提とし資本金等の額を増加させた場合は、申告調整が必要になると考えられるのである。

2. 債権者側の法務

債権者側においても、適格現物出資か非適格現物出資に該当するか否かにより処理が異なる。

適格現物出資に該当する DES を行った場合、現物出資された金銭債権は、現物出資法人から被現物出資法人へ現物出資直前の帳簿価額により譲渡したものとして、移転した金銭債権に係る含み損益は繰り延べられる（法人税法第 62 条の 4 第 1 項）。したがって、債権者は現物出資を税務上簿価取引として認識することとなり、譲渡損益は発生しない⁷⁴。

⁷³ 岡村忠生『法人税法講義（第 3 版）』（成文堂、2007 年）363 頁。

⁷⁴ 債権者が債務者会社から受け取る株式の取得価額は、現物出資直前における金銭債権の帳簿価額となる（法人税法施行令第 119 条 1 項 7 号）。

一方、適格現物出資に該当しない場合においては、現物出資法人が交付を受ける株式の取得価額は、現物出資により給付をした金銭以外の資産の価額の合計額（取得に要する費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）とされている（法人税法施行令第 119 条 1 項 2 号）。すなわち、株式を債権の時価で受け入れることが必要とされる。この点においては、合理的な再建計画による DES に限り、債権譲渡損の計上が認められることに注意が必要である（法人税法基本通達 9-4-1、9-4-2）。再建計画の合理性については、①損失負担額の合理性、②支援者による適切な再建管理、③支援者の範囲の相当性、④支援割合の合理性等を総合的に勘案して判断される。

また、擬似 DES の場合においては、金銭出資により取得する有価証券の取得価額は、その払込をした額と取得に要した費用の合計額とされている（法人税法施行令第 119 条 1 項 2 号）。さらに、合理的な再建計画に基づいているか否かに関わらず、当該債権は法形式的には返済を受けていることから、擬似 DES 実行時においては、債権譲渡損等の課税関係は生じないこととされている。

第4章 債務の株式化の法的性格に関する判例の分析・検討

第1節 債務の株式化による債務消滅益課税の事例 (最高裁判所平成23年3月29日判決)

この節においては、東京地方裁判所平成21年4月28日判決⁷⁵を検証することでDESの法的性格についての検討を行う。

本件は、DES および自己株式の譲渡について債務消滅益が生ずるか否かの争点について、いずれの裁判所においても、「混同による債務の消滅自体は資本等取引に該当せず、損益取引に該当すると解されるので、これに基づく経済的利益につき債務消滅益を認定することは違法ではない。」と判示して、債務消滅益を認定した課税処分について容認した事案である。本件は、関連会社を介し行われたDESであり、かつ当該DESが適格現物出資に該当する取引であることなど特殊な部分もあるが、近似DESに係る課税処分が争われた数少ない事案として、分析・検討すべき重要な判例である。

また、本件の争点として、①役員報酬の損金不算入の適否、②本件DESについて債務消滅益が生じるか否か、③本件自己株式の譲渡について債務消滅益が生じるか否かが存在するが、ここでは本論に関係する②本件DESについて債務消滅益が生じるか否かについてのみ、分析・検討する。

1. 事実の概要

原告（以下、X社とする）は、自動ドア、エレベータ等の制作、販売、保守管理等を業とする同族会社である。

C社は、X社に対し、平成2年に合計5億円を貸し付けた（以下、「本件貸付債権」という。）。その後、平成14年3月、本件貸付債権をD社に譲渡した。D社は、同年同月、本

⁷⁵ 東京地方裁判所平成21年4月28日判決（事件番号：平成19年（行ウ）758号）『訟務月報』第56巻6号1848頁、東京高等裁判所平成22年9月15日判決（事件番号：平成21年（行コ）206号）『LEX/DB（TKC法律情報データベース）』文献番号：25472435、最高裁判所平成23年3月29日上告不受理決定判決

件貸付金を B 銀行に譲渡した。B 銀行は、平成 14 年 11 月 7 日に A 社（X 社の株式の約 44%の 40 万株を保有、代表取締役：甲）に対し、本件貸付債権を代金 1 億 6200 万円にて債権譲渡した。

X 社の新株発行にあたり、A 社は、平成 15 年 2 月 28 日、X 社に対して有する債権 4 億 3040 万円を現物出資し、同年 3 月 1 日、X 社は A 社に対して、第三者割当により 80 万株の新株の発行（1 株発行価額 538 円）が行われた（以下、一連の行為を「本件 DES」という）。X 社の請求（旧商法第 280 条ノ 8①）に基づき東京地方裁判所から選任された検査役は、平成 15 年 1 月 28 日付で同裁判所に対し、本件第三者割当増資が適法である旨を報告した。X 社は、本件 DES と本件貸付債権のうち残金 4 万 2435 円は A 社から免除を受けたとして、平成 15 年 3 月 3 日付で、長期借入金 4 億 3044 万円を減少させ、資本金 4 億円、資本準備金 3044 万円、雑収入 4 万 2435 円とする経理処理を行った。

本件は、原告が、平成 15 年 5 月期の法人税につき確定申告をしたところ、処分行政庁から、①関連会社からの債権の現物出資および同社への新株発行による同社に対する債務の株式への転化（DES）につき混同による債務消滅益の計上漏れがあり、②上記の仮装経理等のため欠損金額の繰越額が過大であるとして、平成 15 年 5 月期の法人税の更正処分（本件更正処分 4）を受けるとともに、平成 15 年 5 月期における過少申告加算税の賦課決定処分（本件過少申告加算税賦課決定処分 1）および重加算税の賦課決定処分（本件重加算税賦課決定処分）のうち、更正については所得金額 1 億 7336 万 8090 円、納付すべき税額 5194 万 3600 円を超える部分、各賦課決定については全部の取り消しを受けた。

上記のような処分を受けたため、本件過少申告加算税賦課決定処分および本件重加算処分はいずれも違法であるとして、本件各更正処分および本件各賦課決定処分のうち、更正については確定申告に係る所得金額・納付すべき税額を超える部分または確定申告に係る翌期へ繰り越す欠損金額を超えない部分、各賦課決定については、全部の各取消しを求めている事案である。

第 1 審（東京地方裁判所平成 21 年 4 月 28 日判決）において、原告は敗訴し控訴した。第 2 審（東京高等裁判所平成 22 年 9 月 15 日判決）においては、「控訴人の主張は、いずれも原審における主張の繰り返しか、法人税法等に関する控訴人独自の见解に基づき原判決の認定判断の違法を主張するものであり、当審における新たな証拠を併せ考慮しても、原判決の認定説示に照らし、控訴人の主張は、いずれも採用することはできない」とし、控訴棄却。原告は、上告したが、上告不受理決定となり、DES に関する部分については、

第1審における判決が確定となった。

2. 判旨

以下、第1審判決の重要部分について記載する。「DESは、株式会社の債務（株式会社に対する債権）を株式に転化することであるが、我が国の会社法制上、これを直接実現する制度は設けられていないため、実務上、既存の法制度を用いてこれを実現する方法としては、株式会社の債権者がその有する債権を当該会社に対し現物出資し、混同により当該会社の債務を消滅させるとともに、当該会社が当該債権者に対し現物出資された債権に相応する株式を発行する方法が採られており、これは債権者側の債権を株式化する手法と認識され、債務者である会社の側からは他人資本を自己資本化する手法として認識されている。…法令上、DESを直接実現する制度について何らの規定が設けられていない以上、株式会社の債務を株式に転化するためには、既存の法制度を利用するほかなく、既存の法制度を利用する以上、既存の法制度を規律する関係法令の適用を免れることはできないというべきである。そして、我が国の法制度の下において、DESは、①会社債権者の債務者会社に対する債権の現物出資、②混同による債権債務の消滅、③債務者会社の新株発行及び会社債権者の新株の引受けという各段階の過程を経る必要があり、それぞれの段階において、各制度を規律する関係法令の規制を受けることとなる。」

「原告は、本件DESは、一の取引行為であり、全体として法人税法22条5項の資本等取引に該当する旨主張する。しかしながら、上記で述べたとおり、株式会社の債務を株式に直接転化する制度が存在しない以上、本件DESは、現行法制上、①本件現物出資による甲会社（A会社）から原告への本件貸付債権の移転、②本件貸付債権とこれに対応する債務の混同による消滅、③本件新株発行及び原告の新株引き受けという複数の各段階の過程によって構成される複合的な行為であるからこれらをもって一の取引行為とみることはできない。また、上記①の現物出資および同③の新株発行の過程においては、資本等の金額の増減があるので、これらは資本等取引に当たると認められるものの、上記②の混同の過程においては、資本等の金額の増減は発生しないので、資本等取引に該当するとは認められないから、①ないし③の異なる過程を併せて全体を資本等取引に該当するものということとはできず、いずれにしても、上記主張は理由がない。」

「…本件現物出資についても、東京地裁商事部によって選任された検査役は、調査報告

において、券面額説によってその評価をしたことが認められる。」「しかしながら、本件現物出資は適格現物出資に該当するので、法人税法 62 条の 4 第 1 項により、本件貸付債権を直前の帳簿価額により譲渡したものとして、事業年度の所得の金額を計算することとなるから、混同により消滅した本件貸付債務の券面額とその取得価額（直前の帳簿価額）1 億 6200 万円との差額につき、債務消滅益が発生したものと認められる。」また、「法人税法 22 条 2 項の規定の性質上、同項の「資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受け」は「取引」の例示であり、同項の「その他の取引」には、民商法上の取引に限られず、債権の増加又は債務の減少など法人の収益の発生事由として簿記に反映されるものである限り、人の精神作用を要件としない法律事実である混同等の事件も含まれると解するのが相当である。したがって、混同により消滅した本件貸付債務の券面額から上記資本等取引に当たる 1 億 6200 万円を控除した残額は、損益取引により生じた益金と認められる…。」

「…DES を直接実現する制度が存在しない以上、…既存の法制度を利用するほかなく、既存の法制度を利用する以上、既存の法制度を規律する関係法令の適用を受けることは当然の事理であって、当事者の意思としても、現物出資、混同及び新株発行という既存の法制度を利用することは所与の前提として認識しており、DES を①現物出資、②混同による消滅及び③新株発行という各段階の過程で構成される複合的な行為と捉えることが、当事者の合理的な意思に反するものとはいえない。」

「以上、検討したところによれば、本件 DES において消滅した本件貸付債務 4 億 3044 万 2435 円のうち、現物出資法人である A における本件貸付債権の直前の帳簿価格 1 億 6200 万円を超える部分 2 億 6884 万 2435 円につき、債務消滅益が生じたものと認められるのが、相当であり、所得金額の計算上、これを益金に算入すべきものと解されるのであって、原告のその余の主張も、この判断を左右するに足りるものとは認められない。」

3. 分析・検討

本件においては、増資前において同一者による支配関係があり、また増資後においても同一者による支配関係が継続する関係にあったことから、非適格現物出資法人に該当する（法人税法第 2 条 12 号の 5）。そうすると、債務の取得価額は直前の譲渡価額（B 銀行と A 社の譲渡価額）の 1 億 6200 万円となる（法人税法第 62 条の 4 第 1 項）。よって、混同

により消滅した債務の券面額である 4 億 3040 万円と、その取得価額 1 億 6200 万円との差額について、債務消滅益が認められることになる⁷⁶。

さらに、もう 1 つの考え方として、品川芳宣教授は「本件増資が適格現物出資に該当するか否かにかかわらず、甲会社が本件増資によって取得した株式の取得価額は 1 億 6200 万円となり（法人税法基本通達 2-3-14 参照）、その金額に見合う金額が X 会社の資本の金額の増加額となるから、X 会社においては、本件貸付債権（債務）の残額（4 億円）との差額が債務消滅益となると考えられる。」⁷⁷と述べられている。本件事案は、一般的な DES、つまり純粋な債務整理、不良債権処理だけがその目的とはいえず、どちらかという B 銀行と直接取引をせずに A 社を介することで債務免除益の計上を避けるといった租税回避的な DES ということができるからである⁷⁸。また、品川芳宣教授は、本件のような DES の事案については、事実関係に即して考えなければ、「関連会社間の迂回取引において適格要件を充足しない方法が採用された場合には、本判決の理論は容易に崩れることになる。もっとも、このような理論は、不良債権処理における債務消滅益課税を単に容認することのみを意味するものではなく、むしろ立法的に解決すべき問題が残されていることを示唆するものである。」⁷⁹とも述べられている。

このようなことから、債務消滅益が発生し課税されるとする本判決の結論は、上記のような事実即して考えると、妥当なものであるということが出来る。したがって、本件は適格現物出資に該当することは明らかであり、現物出資された資産の簿価に基づくことから債権の価額 1 億 6,200 万円および債務の券面価額 4 億 3,040 万円の差額は、債務消滅益

⁷⁶ 本件 DES が適格現物出資に該当するかについて、DES において現物出資される財産は自己宛債権であり、その自己宛債権は現物出資により直ちに消滅するため、財産の価値はなく資産性もないと考えられる。それゆえ、原告は資産の移転を受けたといえないため、適格現物出資の規定を適用することはできないといった考え方も可能であるとの見解もある。小田修司「デット・エクイティ・スワップによる債務消滅益の益金算入」山田二郎・大塚一郎編『租税法判例実務解説』（2011年、信山社）112頁。太田洋・北村導人「デット・エクイティ・スワップ（DES）に関する租税法上の諸問題」『経理研究』第55号（2012年3月）318頁。

⁷⁷ 品川芳宣「役員報酬の仮装経理の有無と DES 等における債務免除益等の存否」『T&A master』第321号（2009年9月）34頁。

⁷⁸ 松嶋隆弘教授は、当該事案について、判決文から推測するに、本件 DES は租税回避行為的なものでありながら、適格現物出資の適用があることを失念した事例ではないかと述べられている。松嶋隆弘「いわゆるデット・エクイティ・スワップ事件」『日本法学』第77巻4号（2012年3月）72頁。

⁷⁹ 品川芳宣「役員報酬の仮装経理の有無と DES 等における債務免除益等の存否」『T&A master』第321号（2009年9月）34頁。

として益金に算入される。しかし、DES についての考え方や理論構成については、妥当であるといえない部分もある⁸⁰。

(1) 資本等取引の該当性

まず DES が 1 つの取引であるか否かの論点に関して、本判決においては、「DES は、① 会社債権者の債務者企業に対する債権の現物出資、② 混同による債権債務の消滅、③ 債務者企業の新株発行および会社債権者の新株の引受けという各段階の過程を経る必要があり、それぞれの段階において、各制度を規律する関係法令の規制をうけることとなる。」と判示している。つまり、本件 DES については 1 つの取引として捉えることをせずに、「複数取引説」を採用しているのである。この解釈については、いくつか問題があると思われる。

それは、課税所得算定において 3 つの段階に分けて考えることにより、当事者の意図した経済的効果が実現されなくなってしまうということである。つまり、本件 DES は、債権者と債務者双方の同意により、本債権の現物出資および新株発行並びに混同による本債務の券面額全額の消滅という法的効果が不可分一体的に生じることを意図して行われたものであり、これらいずれかのみでの法的効果の発生は意図されていないのである⁸¹。このことから、私法上は 1 つの法律行為である DES という契約を締結したと解釈することができるから、課税所得算定上も当該 DES という契約の全体を 1 つの取引として解釈するほうが妥当であるとも考えることもできる。さらに、本件 DES は既存の現物出資という法規に基づいて行われたのであり（会社法第 207 条 9 項 5 号）、それが 3 つの段階に分けて考え

⁸⁰ 小田修司氏は、混同とは債権者たる地位と債務者たる地位の同一人への帰属であり、1 つの事実であると解されるから、①債権の取得と②債権と債務の混同による消滅という 2 つの行為に分離する考えには民法解釈上疑問がある。また、益金あるいは損金の額に算入すべき金額は「資本等取引以外の取引」に係るものであるはずであり、明文の規定がない限り、私法上は資本取引に該当するものを、税法上は損益取引であるとする事はできない。また、本件 DES が適格現物出資に該当するか否かについて、債権者について現物出資法人に関する規定を類推ないし準用できるかもしれないが、債務者は債権を取得するものではないから被現物出資法人に関する規定を適用することはできないとし、当該判決を批判している。小田修司「デット・エクイティ・スワップを巡る課税問題」『税務事例研究』第 191 号（2006 年）59-70 頁。小田修司「デット・エクイティ・スワップによる債務消滅益の益金算入」山田二郎・大塚一郎編『租税法判例実務解説』（2011 年、信山社）108-112 頁。その他、批判的見解として藤井茂男「DES による債務消滅益」『税理』第 53 卷 13 号（2010 年）98 頁。等

⁸¹ 太田洋・北村導人「デット・エクイティ・スワップ（DES）に関する租税法上の諸問題」『経理研究』第 55 号（2012 年 3 月）313 頁。

ることの論拠に結び付くとはいい難い。

この判決後、金子宏教授は DES は、あくまで私法上単一の取引であるとし、その取引は「資本取引の要素」と「損益取引の要素」を含む混合取引とする「混合取引説」を主張されている⁸²。この見解は、要素ごと（取引ごと）に分解して課税関係を検討している点では、本判決と同様の考え方をしていると思われるが、あくまで、1つの取引であるとしている点で、DESの法的性質を的確に解釈していると考えられることができる。

次に、1つの取引が資本等取引に該当するか否かに関して、本判決においては、「上記①の現物出資および同③の新株発行の過程においては、資本等の金額の増減があるので、これらは資本等取引に当たると認められるものの、上記②の混同の過程においては、資本等の金額の増減は発生しないので、資本等取引に該当するとは認められないから、①ないし③の異なる過程を併せて全体を資本等取引に該当するものということとはできない」としている。

この点、関子善信教授は、「4億3044万円の債権を譲渡により対価1億6200万円で取得したとすれば、その差額を収益として認識することとなるが、本件においては4億3044万円の債権は現物出資の履行として給付されたものであるから、本件現物出資は、「資本等取引」であることは明らかである」⁸³として、本判決を批判している。

上述したように、解釈としては、本件 DES を分解して課税関係を検討するのは妥当ではなく、また、資本金の増加取引であることから1つの資本等取引であると理解することもできる。したがって、本件 DES から生じるとされる債務消滅益についても、資本等取引であることから法人税法第22条2項の「別段の定め」とする立法措置がない以上、益金を認識し課税することは妥当ではないと考えることも可能であろう。

(2) 民法第520条における混同消滅損益認識

本判決においては、民法第520条⁸⁵を根拠として会社宛て債権が会社に移転されて混同

⁸² 金子宏「法人税における資本等取引と損益取引—『混合取引の法理』の提案—」『税財政の今後の課題と展望 日本租税研究協会創立60周年記念租税研究大会記録』（日本租税研究協会、2009年11月）2頁。

⁸³ 関子善信「簿価が額面を下回る債権によるDESと債務消滅益の存否」『速報判例解説TKCライブラリー』第29号（2010年4月）333頁。

⁸⁵ 民法520条においては「債権及び債務が同一人に帰属したときは、その債権は、消滅する。ただし、その債権が第三者の権利の目的であるときは、この限りでない。」と規定

し消滅するところで損益が生じるとした。つまり、その時点で債務者側において債務消滅益課税がなされると判示している。

しかし、本件においては、DESにより4億3040万円の債務と4億3040万円の債権が原告に帰属していたこととなるから、混同により資産と負債が同額で消滅したと考えられ、そこには収益を認識する余地はないのではないかという見解もある⁸⁶。確かに、今回のような特殊な場合のDESではなく、通常のDESの場合を考えればこの見解も成り立ちうると考えられる。

また、この民法第520条の解釈において、2つの解釈が可能である。1つは、単に債務が消滅するとの法的効果を導いているだけだと解するのか、もう1つは債権債務の混同による消滅が損益取引であることまで根拠づける規定であると解するのかである⁸⁷。本判決においては、2つ目の見解を採用し損益取引であるとしているが、この民法第520条を根拠として、DES取引について税務上債務消滅益を認識すべきとした本判決の解釈には疑問がある。

以上、上述した判例の検証を行うにあたりDESの法的性格において検討してきた。しかし、DESからどのように益が生じそれが課税根拠となるのかについては、詳細な検討が必要である。第7章においては、法人税法上、債務免除益を認識し課税されるとする根拠について検討を行うことにする。

第2節 擬似DESと寄附金課税の事例

(東京高等裁判所平成13年7月5日判決)

擬似DESとは、債務者である会社が第三者割当増資(新株発行)を行い、債権者から振り込まれた出資金により、当該債務の弁済を行うというスキームである。債権者が債務者企業の出資者となり金銭を払い込み、債務者企業から債務の弁済を受けるということに若干の違和感があるが、出資を先に受けることで、債務を株式に転換するDESと同様の効果を得ることができながら、結果的には一定の場合を除き債務免除益課税の対象とならな

している。

⁸⁶ 関子善信「簿価が額面を下回る債権によるDESと債務消滅益の存否」『速報判例解説TKCライブラリー』第29号(2010年4月)333頁。

⁸⁷ 中里実・太田洋・神田秀樹・増井良啓「座談会 会社法からみた租税法の意義—研究者の視点・実務家の視点—」『ジュリスト』第1445号(2012年9月)28頁。

い手法といえる。

この擬似 DES は企業再生の手法として活用されるだけでなく、節税目的に用いられる場合もある。つまり、親会社が、子会社に対する不良債権を擬似 DES により額面金額を大幅に上回る金額で株式に振り替えて、当該株式を第三者に低額譲渡し、多額の有価証券売却損を計上することにより、貸倒れとして損金算入できない子会社に対する不良債権を処理する場合である。このケースは、閉鎖的な会社である同族会社においてよく見受けられ、課税上問題となることがある。なお、株式の額面金額規定が廃止される前の事例である点には注意が必要である。その擬似 DES について一定の判断を下した裁判例としてあげられるのが、日本スリーエス事件と相互タクシー事件⁸⁸である。ただし、どちらの事案も、株式の額面金額規定が廃止される前の事例である点には注意が必要である。以下、日本スリーエス事件について検討する。

1. 事実の概要⁸⁹

原告（以下、X 社とする。）は、X 社の子会社である A 社および B 社（以下これらを併せて「本件子会社」という。）に対する貸付債権が不良債権化していたところ、平成 6 年 3 月期において多額のコンサルティング収入を期待できることとなったため、これを機会にこの不良債権を処理しようと考え、本件子会社の発行する増資新株式を額面価額に比べて高額で引き受けて、この株式を C 社に低額で譲渡することによって有価証券売却損を計上した。また、本件子会社は、この増資払込金をもって X 社に対する債務を弁済した。

これに対して、税務署長は、法人税法第 132 条（同族会社の行為計算否認規定）を適用して、この新株式の取得価額は額面価額であると認定し、X 社は有価証券売却損を過大に計上しているとして、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をしたため、X 社は各処分の取り消しを求めて提訴した事例である。

第 1 審（東京地方裁判所平成 12 年 11 月 30 日判決）では、本件一連の行為について法

⁸⁸ 福井地方裁判所平成 13 年 1 月 17 日判決（『訟務月報』第 48 卷 6 号 1560 頁）、名古屋高等裁判所平成 14 年 5 月 15 日判決（『税務訴訟資料』第 252 号順号 9121）、最高裁判所平成 14 年 10 月 15 日判決（『税務訴訟資料』第 252 号順号 9213）上告不受理決定。

⁸⁹ 東京地方裁判所平成 12 年 11 月 30 日判決（事件番号：平成 10 年（行ウ）191 号）『訟務月報』第 48 卷 11 号 2785 頁、東京高等裁判所平成 13 年 7 月 5 日判決（事件番号：平成 13 年（行コ）第 6 号）『税務訴訟資料』第 251 号順号 8942。

人税法第 132 条を適用したことは適法であるとして税務署長の主張を支持した。そして、それを不服として原告は控訴した。

第 2 審（東京高等裁判所平成 13 年 7 月 15 日判決）においては、原判決の述べた理由を引用して控訴棄却の判断を下し、これにより判決確定となった。

2. 判旨（請求棄却）

以下、第 1 審判決の重要部分について記載する。「…そもそも損金に算入することができないものであったにもかかわらず本件一連の行為によって有価証券売却損を計上することによって損金に算入することとしたというのであれば、本件一連の行為によってはじめて法人税の負担を減少させる結果が生ずるのであるから、本件一連の行為が次に述べる法 132 条の要件に該当する場合には、同条に基づき行為又は計算を否認されることになるというべきである。…法 132 条の趣旨にかんがみるならば、同条の否認の対象となる行為又は計算とは、通常の経済人の行為として不合理、不自然な行為又は計算がこれに該当するものというべきである。」

「…法 33 条 2 項が、金銭債権について評価損の計上を禁止していることにかんがみると、金銭債権が回収不能になったことによって損金の額に算入することができるのは、金銭債権の全額が回収不能である場合に限られるものと解される。法基本通達 9-6-2 もこのことを明らかにしているものと解される。そして、回収不能になったものと認められるかどうかの判断については、債務者の資産状況その他の状況からみて、支払能力がなく、債権の回収が客観的に不能と認められる場合、すなわち、債務者において破産などの清算手続を経たが債権の全額が回収できなかった場合などのほか、これに準じ、債務者の負債及び資産状況、事業の性質、債権者と債務者との関係、債権者及び債務者が置かれている経済的状况等諸般の事情を総合的に考慮したときに、社会通念上債権の回収が不能であると認められる場合には、金銭債権が回収不能になったものとして、当該事業年度において損金に算入することができるものと解すべきである。」

「…原告の本件子会社に対する貸付金はいずれも回収不能とはいえ、損金に算入することはできないものであった。すなわち、原告は、本来損金に算入することができないものについて、本件一連の行為を行い、有価証券売却損という形を取ることによって、実質的に、本件子会社に対する貸付金を損金に算入する形で処理したものであるということにな

る。…債務超過状態にあり、将来成長が確実に望めるというような特別の事情が認められるわけではない株式会社の新株発行に際して、額面金額である発行価額を大幅に超える払込みを行うのは、通常の経済人を基準とすれば合理性はなく、不自然・不合理な経済行為である。…そして、本件子会社が、原告が全株式を保有する同族会社であり、かつ、本件一連の行為によって、本来であれば損金に計上することのできない本件子会社に対する貸付金を有価証券売却損という形を取ることによって、損金に計上するという目的があったからこそ、右のような払込みが行われたものであるというべきである。…被告は、原告の右の行為を否認し、原告が行った本件子会社の株式の増資払込みを通常あるべき行為に引き直して、本件子会社の株式一株について払い込んだ金額は、株式の額面金額とするのが相当であり、その余の金額は、株式の増資払込みとは認められず、何ら対価性のない金銭の支出として寄附金に該当するとしている。…本件子会社の株式一株について払い込んだ金額は、株式の額面金額とするのが相当であるとしたものであること、本件子会社は、いずれも債務超過状態であり、将来成長が確実に望めるというような特別の事情も見当たらないのであって、その新株の価値は極めて低いと考えられることからすると、右の被告の認定が不合理であるということとはできない。したがって、右のとおり法 132 条を適用したことは適法なものというべきである。」

「…増資払込みの反対給付として本件子会社の株式を入手しているのであるから、原告の本件子会社に対する払込金のうち額面金額を超える部分について寄附金とするのは誤りであると主張するが、被告は、本件子会社の新株一株について払い込んだ金額は、株式の額面金額であるとし、額面金額を超える部分については寄附金に該当すると認定したものであって、額面金額を超える部分については何ら対価がなくその部分については原告の経済的利益が社外に流出しているものであって、原告の右主張を採用することはできない。」

3. 分析・検討

法人税法は、同族会社の行為または計算で、これを容認した場合に法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長はその行為または計算にかかわらず、その認めるところにより、法人税額を計算することができるとしている（法人税法第 132 条）。

ここで注目すべき点は、個別の取引行為自体では直ちに法人税法第 132 条を適用するこ

とは法解釈上難しいが、本判決では、上記の行為を「一連の行為」と捉えて法人税法第 132 条の適用の可否を判断している点である。つまり、X 社が払込金によって本件子会社の各新株を取得した行為では、法人税の負担は不当に減少しない。X 社が取得した債務超過の状況にある子会社の各新株の全部および一部を、非同族会社である C 社に低額で譲渡した行為自体についても、不当性や恣意性があるわけでもない。また、X 社が本件子会社からそれぞれ貸付金の返還を受けた行為自体も通常取引である。しかし、本件を「一連の行為」と捉えた場合、X 社の本件子会社に対する貸付金を無税償却しようとしたものであると認定し、法人税法第 132 条の適用は妥当であるとしたのである。

本判決のように、「一連の取引」として法人税法第 132 条を適用することもあり得ようが、当該取引を「一連の行為」として捉えることが、果たして妥当といえるのだろうか。つまり、債務超過の状況にある子会社の「無価値な」発行株式を著しく高額で引き受けたことに問題があるとすれば、それは法人税法第 37 条 6 項所定の寄附金認定をして損金不算入とすることも検討の余地が残されているのではないか⁹⁰。法人税法第 132 条は、租税行政庁の恣意性が介入するおそれがあり、むやみに適用範囲を拡大するべきではないことから、法人税法第 37 条による寄附金課税により否認するべきではないかと考える。

また、税務署長は、本件子会社の株式 1 株について払い込んだ金額を株式の額面金額とするのが相当であり、残余额は何ら対価性のない支出として寄附金に該当するとしている。本判決は、商法改正前の額面株式（旧商法第 202 条 2 項）が存在していたころの事案であるため、現在では、単純に高額払込であると認定することは困難であるといえる。今後は、子会社の株式の時価評価をどのように行うのか重要な問題となるであろう。

第 3 節 債務の株式化の法的性格の分析・検討

1. 債務の株式化と擬似 DES の法的性格

第 4 章においては、DES は、資本金等の額の増減を伴う取引であり、また、会社法においても現物出資と捉えていることから 1 つの資本等取引に該当し、債務消滅益は生じないとする見解もあることを述べた。しかし、DES は、1 つの資本等取引といっても、実際に

⁹⁰ 岩崎政明「子会社株式の高価引受と同族会社の行為計算否認」『ジュリスト』第 1215 号（2002 年 1 月）194 頁。

は「損益取引の要素」と「資本等取引の要素」が混在している取引であるといえる。すなわち、資本等取引とされる要素については、益金が生じることはないが、損益取引の要素の部分は法人税法第 22 条 2 項の益金概念に該当する可能性が生じることとなる。しかし、判例のような民法第 520 条の債権債務の混同が損益取引に該当し、そこから消滅益が生じるという考え方は、民法第 520 条が単に法的効果を述べただけの規定であるとする、妥当であるとはいえない。それゆえに、損益取引の要素の部分について、債権の時価と券面額の差額は、債務免除益であると解することの方が妥当であると考えられる。つまり、現物出資された債権の実質価額は券面額より下落しているはずであり、その債権の時価と券面額の差額は、債権者側が債権放棄したのと同様の効果であることから、債務免除益であると認識できる。そして、DES の損益取引の部分は、法人税法第 22 条 2 項の「その他の取引」に含まれるため、債務免除益は益金に該当することとなる。

また、DES と擬似 DES については、債務超過を解消する手段として活用されるという同様の趣旨であり、現金の支出収入が絡むか否かという点のみが異なっているに過ぎないといえる。この差異が重要な課税上の取扱いの違い（債務免除益が発生し課税されるか否か）を生み出すという合理的理由になるのであろうか。そうであるとすれば、DES と擬似 DES については、本来は同様の課税関係とするべきと考えることもできる。

2. 債務の株式化と擬似 DES の比較検討

擬似 DES を用いる場合は、現物出資の煩雑さを回避できることや、検査役の調査が不要なこと、実際に発行価額を払い込むため、株式の取得価額の評価が容易であることや債務免除益による課税関係が生じないことなど、DES にはないメリットがある。しかし、DES と債務を株式に転換するという点では同様の効果をもちながら、債務を免除するものではないことから、結果的に債務免除益課税の対象とはならないとされているのである。このように、法的構成の違いにより、課税関係が異なっていることから、DES と擬似 DES の課税制度の整合性をどのようにすべきか、検討が必要である。

そもそも、平成 18 年税制改正前においては、DES に関して、券面額説を採用した場合、会計上も税法上も債務消滅益は生じず、擬似 DES との課税の相違が問題となることはなかった。しかし、平成 18 年税制改正により、DES においては債務消滅益が生じ、益金の額に算入されることが示された一方で、擬似 DES の債務者側の処理に関して何ら規定は

設けられなかったことから⁹¹、擬似 DES との課税の違いが浮び上がってきた。

擬似 DES によれば、新株発行およびその払込まれた金銭による債務の弁済が別個の取引として行われるので、債務者側においては原則として課税関係は生じないとされている⁹²。つまり、擬似 DES を別個の取引で構成されているものとみなせば、新株発行により資本金等が増加するので資本等取引に該当し、課税関係が生じる損益取引には該当せず、債務の弁済の部分についても課税関係が生じることはないからである。しかし、見方を変えて、それぞれ別個の取引を、一連の取引とみなした場合には、課税関係が生じる可能性もある。これは、擬似 DES の一連の取引が、専ら税負担を減少させる意図で行われた場合、DES と同様に債務消滅益課税が行われる可能性もあるということである。さらには、同族会社間において擬似 DES を行った場合にも、日本スリーエス事件のように同族会社の行為計算否認規定の適用がある可能性もある。また、相互タクシー事件の判決⁹³をみると、合理的な再建計画が存在しない場合、その出資が寄附金と認定され、債務者側に受贈益が生じ課税されることもあり得る。つまり、上記の 2 つの判例から、擬似 DES を行った場合に債務者側にも課税される可能性があることとなる。このように、擬似 DES に関しては、一定の場合においては、受贈益等の課税が生じる可能性もあるが、企業再生に際して行われる擬似 DES において「合理的な再建計画」が存在する場合には、債務者側において課税関係は生じないと解することができる。

⁹¹ 林幸一「中小企業再生における擬似 DES に係る課税問題」『大阪経大論集』第 61 巻 3 号 (2010 年 9 月) 122 頁。

⁹² 東京弁護士会『法律家のための税法[会社法編] (新訂第 6 版)』(第一法規、2011 年) 60 頁。

⁹³ 親会社の代表取締役の相続税納税に際し、株式を売却して捻出することに多額の税負担が見込まれるため、原告の有する子会社株式の擬似 DES を行い、その株式を第三者に譲渡し、その有価証券売却損を計上した。課税庁は、増資払込みのうち、額面を超える部分は寄附金に当たる旨の主張を行った。裁判所は、「それが実質上寄附金と判断される以上、原告の行った取引の外形に法人税法上の法的評価が拘束される理由はない」と判断している。この判断は、子会社に対する再建計画の有無、売却損の金額の大きさの検討等から、課税庁が主張した同族会社の行為計算の否認を持ち出すまでもなく、寄附金と判断したものと思われる。擬似 DES による株式の取得においても、資本等取引との判断は必ずしも外形に寄らず、実質上寄附金と判断される場合は、資本等取引には当たらない旨の司法の見解を明確に示したものである。 (福井地方裁判所平成 13 年 1 月 17 日判決 (『訟務月報』第 56 巻 6 号 1848 頁) および名古屋高等裁判所平成 14 年 5 月 15 日判決 (『税務訴訟資料』第 252 号順号 9121) においても課税庁側が勝訴し、最高裁判所平成 14 年 10 月 15 日判決 (『税務訴訟資料』第 252 号順号 9213) で不受理決定により、確定している。)

現行制度上は上記のような取扱いとなっているが、DES および擬似 DES が主に、債務超過を解消する手段として使用されるという趣旨および同様の経済的効果が生じることからすれば、DES と擬似 DES については統一的な課税関係が求められるべきではないかと考える。また、判例のような企業再生目的以外での擬似 DES を利用する原因は、DES と擬似 DES に対する課税の均衡がとれていないからではないかと考える。

第 5 章 企業再生税制における債権者・債務者側の法務・税務

第 1 節 企業再生税制における債権者側の法務・税務

企業再生に際しては債権放棄や DES 等を行うことが多く、債権者にとっても大きな負担となる。会計上においては、金銭債権等が回収不能となった時点で貸倒損失等の計上がなされる場合でも、税法上においては貸倒損失の計上は認められない場合があり、税法上はその計上に厳しく要件を定めている。そこで、債権者側においては、債権放棄等により生じた損失が損金と認められるか否かが論点となる。以下、貸倒損失の計上の可否、再生支援損失等における寄附金該当性の判断について論考する。

1. 貸倒損失

金銭債権等における貸倒損失の計上は法人税法第 22 条 3 項 3 号にいう損失に該当し、その金額は損金の額に算入されることと解されるが、法人税法において貸倒損失の処理・計上については明文の規定がない。しかし、貸倒損失を計上するか否かの判定は事実認定によるため、個別具体的であり困難な場合が多い。そのため、貸倒損失の損金算入は、法律的に消滅する事実が生じた場合（法人税法基本通達 9-6-1）、債務者の資産状況・支払能力等からみてその全額が回収できない場合（法人税法基本通達 9-6-2）、売掛債権につき取引停止後一定期間弁済がない場合（法人税法基本通達 9-6-3）の 3 つのケースにおいて認められていると解されている。企業再生においては、法律的に消滅する事実が生じた場合、債務者の資産状況・支払能力等からみてその全額が回収できない場合という 2 つのケースが該当することから以下、この 2 つのケースについて検討していく。

まず、法律的に消滅する事実が生じた場合とは、更生計画認可の決定、再生計画認可の決定があった場合、特別清算に係る協定の認可の決定があった場合、法令の規定による整理手続きではなく債権者集会等の関係者の協議決定があり金銭債権等が切り捨てられた場合においては、貸倒損失の損金算入が認められる。つまり、会社更生法や民事再生法により企業再生を行う場合に生じた金銭債権等の切捨て（債権放棄）による損失の額について

は、原則として貸倒損失の損金算入が認められている⁹⁴。さらに、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められることが書面により明らかにされた債務免除額についても損金算入が認められている。ただし、弁済を受けることができないと認められる部分についてのみ貸倒損失の損金算入が認められ、それを超える額については寄附金と認定される。

次に、債務者の資産状況・支払能力等からみてその全額が回収できない場合においては、そのことが明らかになった事業年度において貸倒損失の損金算入が認められている。これは、客観的にみて全額回収が不可能であることが確実であると認められること、損金経理をしていること、回収不能が明確になったときに直ちに貸倒処理を行うことといった要件がある。さらに、保証債務については、現実にこれを履行した後でなければ貸倒処理の対象とはならず、また、当該金銭債権に担保物がある場合には、その担保物を処分するまでは貸倒れの処理はできないこととなっている⁹⁵。

2. 再生支援損失

債権者企業が、子会社や取引先等のために債権放棄等を行った場合、法人税法上は経済的利益の無償の供与等に当たるとして寄附金に該当するおそれがある(法人税法第37条)。しかし、子会社や取引先が経営危機等に陥っており、当該債権放棄等が倒産を防止するためにやむを得ない措置であり合理的な再建計画に基づいて行われる場合においては、寄附金に該当せず、当該金額は損金の額に算入できるとされている(法人税法基本通達9-4-2)。これについて大阪高等裁判所平成17年12月18日判決においては、債権放棄等が、寄附金に該当しないと認めるためには、債権放棄がやむを得ないこと(必要性)、当該債権放棄等について相当な理由があること(相当性)が必要であるという2つの要件が示されている。また、DESの債権者側の取扱いで述べたように、相当性については、①損失負担額の合理性、②支援者による適切な再建管理、③支援者の範囲の相当性、④支援割合の合理性等を総合的に勘案して判断される。したがって、会社更生法や民事再生法などの法的手続

⁹⁴ 連帯保証人がいる場合、保証人に対して保証責任の追及をする必要があり、保証人に対する債権についても法的に切り捨てられた場合には、貸倒損失の計上は認められる。

稲見誠一・佐藤信祐『企業再生の税務(第2版)』(中央経済社、2010年)201頁。

⁹⁵ 武田昌輔編『会社税務積義 Digital』(第一法規、2016年)第1巻3854頁。

により行われる債権放棄による損失については、寄附金に該当せず全額損金の額に算入することが可能となるが、私的整理による債権放棄等のケースで上記要件が満たされていない場合は寄附金に該当し、一定の額は損金算入できないこととなる。しかし、実務上では、私的整理ガイドラインや事業再生 ADR 等による手続きを利用し、上記要件を満たすように処理することも多くみられる⁹⁶。

第 2 節 企業再生税制における債務者側の法務・税務

1. 企業再生と支援措置

企業再生においては、債務者企業の再生等を図るために、DES、役員等からの私財提供、および債務免除などの支援的措置が行われる。しかし、前述したように法人税法においては DES・私財提供・債務免除からは原則益金が生じることとなる。当該益金が課税所得に計上されてしまうと、支援的措置の効果が減殺され企業再生を阻害することになりかねない。そこで、現行法人税法第 59 条は、法的整理型である会社更生手続、民事再生手続の開始決定、その他これに準じる事実（以下、一定の私的整理という）が生じた場合には、資産の評価損益の損金・益金算入、期限切れ欠損金（繰越欠損金の額（未使用欠損金額）のうち青色欠損金等以外の金額）の損金算入などの特例を認めている。

このように、法的整理や一定の私的整理手続が行われた場合には特例的な取扱いがなされているが、現在の制度に至るまでには幾度も改正が行われてきた。そこで、どのように当該制度が導入され現行制度に至ったのか、会社更生法等の他の法令も含めて沿革を確認する必要がある。また、会社更生法、民事再生法、一定の私的整理による手続において、債務免除等がなされた場合の現行法人税法上の取扱いは異なることから、それぞれどのような差異が生じているのか検討していく。

2. 企業再生に関する法規の変遷

会社更生法や民事再生法の目的を達成するため、従来から法人税法等に対する特例的措

⁹⁶ 稲見誠一・佐藤信祐『企業再生の税務（第 2 版）』（中央経済社、2010 年）209 頁。

置が講じられてきた。企業再生に係る特例措置については、法人が業績不振による財務状況の悪化等のため、欠損が生じた場合は、「その欠損を補てんするために役員、株主等が私財を提供することは、しばしばあることであり、これについて法人税を課税することについても問題がある」⁹⁸ ことから、昭和 25 年の旧法人税基本通達において、「法人の資産整理に当ってなされた重役、その他の私財提供（債務免除を含む。）又は銀行の預金切捨による益金であって法第 9 条 5 項の規定（青色申告法人の前 5 年以内に生じた欠損金の損金算入）の適用を受けない繰越欠損金（欠損金と積立金とを併用する場合はその相殺残額）の補てんに充当した部分の金額は、課税しない」（昭和 25 年直法 1-100「247」）として取り扱われていた。さらに、旧会社更生法においても、法人税法等の特例として更生手続による会社の財産の評価換えおよび債務の消滅による益金について、更生手続開始前から繰越されている欠損金額を上限として、当該財産の評価替えおよび債務の消滅のあった事業年度の所得計算では益金の額に算入しないと規定されていた⁹⁹。しかし、この通達については、繰越欠損金額の範囲および積立金との相殺残額等についての問題や、課税所得となるか否かの決定に関することを通達により定めることへの批判もあり、資産整理の内容を明らかにし、旧会社更生法第 269 条の規定を取り入れて法令上規定し整備することが望まれていた¹⁰⁰。

⁹⁸ 武田昌輔編『DHC コメンタール法人税法（第 3 巻）』（第一法規、2015 年）3503 の 2。武田昌輔「欠損金の繰越制度の検討（3）」『税務事例』第 40 巻 6 号（2008 年 6 月）71 頁。

⁹⁹ 旧会社更生法第 269 条 3 項：更生手続による会社の財産の評価換及び債務の消滅による益金で、更生手続開始前から繰り越されている法人税法第 2 条第 1 項第 19 号（定義）に規定する欠損金額（同法 57 条 1 項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）又は第 58 条第 1 項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第 2 条第 19 号の 2 に規定する連結欠損金額（同法第 81 条の 9 第 1 項（連結欠損金の繰越し）の規定の適用を受けるものを除く。）のうち当該会社に帰せられる金額の合計額に達するまでの金額は、当該財産の評価換又は債務の消滅のあった各事業年度又は各連結事業年度の同法による所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額に算入しない。また、旧更生特例法においても、同様の趣旨の規定がなされていた。さらに、旧会社更生法は平成 15 年に大幅な改正が行われ、改正会社更生法（平成 15 年 4 月 1 日施行）が施行されており、会社更生法第 232 条に「法人税法等の特例」として旧会社更生法と同様の内容が規定されている。

¹⁰⁰ 成道秀雄「会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度」『日税研論集』第 59 号（2009 年）92 頁。税制調査会「昭和 38 年 12 月所得税法および法人税法の整備に関する答申」37-38 頁。
http://www.soken.or.jp/p_document/zeiseishousakai_pdf/s3812_syotokuzeiho_houjin_nzeihonoseibi.pdf（2016 年 12 月）

その後、昭和40年3月法律第34号による法人税法の全文改正に際して、繰越欠損金の範囲等の明確化を図りながら、その適用等について法人税法第59条「資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入」が規定された。当該規定は、商法の規定により整理開始等の命令があった場合で、債務の免除を受けた金額を上限として期限切れ欠損金の損金算入を認める規定であり、従前の取扱い通達を踏襲している¹⁰¹。

また、従前から会社更生手続きの場合における法人税法等の取り扱いについては、法人税法の規定ではなく税制上の特別措置として旧会社更生法に定められていた。しかしながら、旧会社更生法第269条3項と旧法人税法基本通達14-3-1の6に関わる会社更生欠損金の益金への充当順位等について争われた判例がある¹⁰²。当該判例において、更生開始前の青色欠損金以外の欠損金から財産評価益または債務免除益と相殺することが妥当であると確定し、当該通達が改正された。さらに、旧会社更生法第269条3項の趣旨¹⁰³について

¹⁰¹ 欠損金額については、法人税法施行令第181条において前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額から、適用年度終了時における資本積立金額および法人税法第57条または法人税法第58条の規定により損金の額に算入される欠損金額を控除した金額と規定されていた。

¹⁰² 当該判例の概要は以下の通りである（大阪地方裁判所平成元年3月28日判決（『訟務月報』第35巻10号1964頁。『判例タイムズ』第701号（1989年9月）167-185頁。等）、大阪高等裁判所平成2年12月19日判決（『訟務月報』第37巻8号1482頁。『判例タイムズ』第768号（1991年12月）102-114頁。等））。X（原告）は、昭和53年2月、裁判所に会社更生手続開始の申立をし、昭和57年9月30日会社更生計画が認可されたものであるが、同年5月1日から同年9月30日までの事業年度において、更生計画の認可に伴い、約623億円の債務免除益を得ることとなり、右債務免除益を含む同期における繰越欠損金控除前の所得金額が約627億円となった。そこで、Xは、右所得金額から、まず会社更生法269条第3項により益金に算入されない金額（但し、法人税法第57条第1項により繰越控除の可能な欠損金を除く。以下、これを「会社更生欠損金」という。）である約202億円を控除し、次に法人税法第57条第1項により繰越控除が認められる欠損金である約425億円を控除し、その合計627億円を同期における欠損金として控除し、右青色欠損金で控除しきれなかった約173億円の欠損金については、翌期に繰越す申告をした。これに対しY（税務署長）は、法人税法基本通達14-3-1の6により青色欠損金の繰越しが会社更生欠損金の繰越しに優先することを前提とし、まず青色欠損金の合計額である599億円差し引き、その余の約30億円について会社更生法第269条3項により控除することとし、同期における課税所得の金額が0であることについては変わりはないものの、青色欠損金を全て充当した以上、翌期に繰越す欠損金は存在しないとして、Xの翌期繰越欠損金額に関する申告を否認する更生処分をした。当該処分を不服として各更正処分取消訴訟を提訴したのが当該事案である（その他の処分については、判例を参照されたい）。原審においては、会社更生法第269条3項が法人税法第57条に対する特例を定めていることから、特別法が一般法に優先するという一般原則からしても会社更生法第269条3項を優先すべきとして基本通達と逆の解釈をとり、控訴審においても立法の経緯等も検討したうえで原審の判断を支持した。

¹⁰³ 判例タイムズ第701号（1989年9月）181頁。

「更生手続が開始されると、公正な更生計画を作成するため、管財人により会社の財産の価額の評定が行われる（会社更生法 177 条）ほか、更生計画においては、更生債権や更生担保保権の減免が行われていることが多く、更生計画認可決定によりその内容どおりの免除を受けたり（同法 242 条）、届出がなされなかったために失権する債権も生じ（同法 241 条）、これらは更生会社の益金として計上されることとなるが、このような評価益や債務免除益を、税法上、所得の計算において実質的に益金に算入することは、更生会社に対し、酷であるうえ、債権者の犠牲において課税がなされることになり、ひいては更生計画の遂行にも支障が生ずることから、その部分を課税の対象から除外することとした」ものであるとしている。しかし、「その全額を課税の対象から除外することは一般の場合と著しい不均衡を生ずること等から、更生手続開始前から繰越されている欠損を補填する限度内でこれを認めること」と解されるとしている。

さらに、平成 12 年には和議法の廃止および民事再生法の制定に伴い、法人税法上でも整備が行われた。平成 16 年には、繰越欠損金額から資本積立金額を控除しないこととされ、平成 17 年以降も法整備が行われてきた。

(1) 平成 17 年度税制改正

平成 17 年度前後において「産業・金融の一体再生」への取組みの中で、企業や産業の再生の円滑化が不可欠となっており、債務超過企業の抱える経営資源を有効に活用するためには、早期着手・抜本的な処理により、企業価値の毀損を最小限にとどめ、迅速かつ確実な再建につなげることが重要であるとしていた。また、企業再生におけるスキーム等やその体制が整ってきたことから、そのための法規定が必要であるとしたのである¹⁰⁴。

そして、平成 17 年度税制改正において、法人税法第 59 条の見出しを「会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入」に改めた。さらに、民事再生法等の法的整理に加え、一定の私的整理が行われた場合の債務者である法人についても、①資産の評価益の額または評価損の額を益金の額または損金の額に算入する措置と、②①の適用を受ける場合に、繰越欠損金額の損金算入について青色欠損金額等以外の欠損金額（債務免除

¹⁰⁴ ファイナンス財務省広報 HP 「平成 17 年度税制改正の解説」 181 頁。

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/finance/f1708betu.htm>
(2016 年 9 月)

益等の額に達するまでの金額に限る。)を優先控除する措置を一体的に講ずることとされた。このように、上記の改正により、「債務者である法人が、民事再生法等の法的整理や一定の私的整理により事業再生に早期に着手し、抜本的な処理を行う際、資産売却による損失の実現を待たずに評価損の計上が可能となることから、迅速な事業再生が可能となり、また、いわゆる期限切れ欠損金を優先控除することにより、再建期間中に生ずる所得と相殺可能な青色欠損金が残ることから、早期の事業再生が可能となるといった効果がある」¹⁰⁵と解説されている。

また、法人税法第 59 条の改正に伴い、会社更生法で規定されていた財産の評価替えおよび債務の消滅による益金不算入の条文（会社更生法第 232 条の 3¹⁰⁶）については、平成 17 年 4 月の改正により削除されている。

(2) 平成 18 年度税制改正

平成 18 年度税制改正において、DES に伴う当該金銭債権の時価が券面額を下回る場合（適格現物出資を除く）には、時価により法人税法上の資本金等の額が増加するため、消滅する債務の額との差額は、債務消滅益として認識され益金に算入されることとなった¹⁰⁷。これに対応して、法人税法第 59 条の会社更生法、民事再生法、その他それに準ずる一定の私的整理による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について、適用対象となる事由に、DES による債務消滅益の計上も含まれることとなった¹⁰⁸。つまり、DES に伴う債務消滅益についても、評価損の損金算入および期限切れ欠損金の優先利用による

¹⁰⁵ ファイナンス財務省広報 HP 「平成 17 年度税制改正の解説」 181 頁。

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/finance/f1708betu.htm>
(2016 年 9 月)

¹⁰⁶ 会社更生法第 232 条の 3：更生手続による更生会社の財産の評価換え及び債務の消滅による益金で、更生手続開始前から繰り越されている法人税法第 2 条 19 号に規定する欠損金額（同法第 57 条 1 項又は第 58 条 1 項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第 2 条 19 号の 2 に規定する連結欠損金額（同法第 81 条の 9 第 1 項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち当該更生会社に帰せられる金額の合計額に達するまでの金額は、当該財産の評価換え又は債務の消滅のあった各事業年度又は各連結事業年度の同法による所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額に算入しない。

¹⁰⁷ DES（デット・エクイティ・スワップ）における課税関係について（特集 昨年度[平成 18 年度]改正点の再検討（第 1 回））『税務 QA』第 63 号（2007 年 6 月）16 頁。

¹⁰⁸ 「DES（デット・エクイティ・スワップ）における課税関係について（特集 昨年度[平成 18 年度]改正点の再検討（第 1 回））」『税務 QA』第 63 号（2007 年 6 月）16 頁。

損金算入ができるようになったのである。これは、DESが行われるのは一般的に企業再生を行う場合であり、債務超過を解消し財務状態を改善するための手段の1つとして考えられ、債務の免除と同様の効果をもたらすと考えられることから、法人税法第59条（会社更生等による債務免除等があった場合などの欠損金の損金算入）にDESによって生じた債務消滅益が加えられたのである。平成18年度税制改正において、平成17年度にその基礎がつけられた企業再生関係税制に関しての、内容の拡充が行われたといえることができる。

（3）平成21年度税制改正

平成21年度税制改正においては、法人税法施行令第24条の2第1項に規定する民事再生に準ずる私的整理の事実の要件の1つである2以上の金融機関等の「債務の免除」を「債務免除等」に改正してDESが追加されたことにより、DESを利用しやすい環境が整えられたといえる¹⁰⁹。一方で、税法上は時価により現物出資された債権を評価するとされたが、そのDESにおける債権の時価評価の方法が明確でないことから、有効な企業再生スキームであるDESの利用が減少するなど、DESの活用が阻害されていた。そこで、平成22年において、事業再生に係るDES研究会により、一定の私的整理（法人税法施行令第24条の2第1項の要件を満たすもの）が行われた場合の債権評価方法が検討され「事業再生に係るDES研究報告書」¹¹⁰として公表された。この報告書によると、企業再生税制が適用され、DESが行われた場合には、DESの対象となる債権の時価評価は、合理的に見積もられた再生企業からの回収可能額に基づき評価することとなる。

（4）平成23年度税制改正

旧法人税法第57条1項では、法人の各事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた金額（既に当該事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に

¹⁰⁹ 神足勝彦・見瀬賢悟『最新 純資産の部の会計・税務』（ぎょうせい、2011年）343頁。

¹¹⁰ 事業再生に係るDES（Debt Equity Swap：債務の株式化）研究会「事業再生に係るDES（Debt Equity Swap：債務の株式化）研究会報告書」経済産業省 経済産業政策局 産業再生課（2010年1月）<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/100222/pdf/01.pdf>（2016年10月）

算入されたものおよび法人税法第 80 条（欠損金の繰り戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除く。）がある場合には、その欠損金額に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額を限度として、損金の額に算入することとされていた。

また、会社更生法等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度として（法人税法第 59 条 1 項～3 項、旧法人税法施行令第 116 の 3、117 の 2、118）、更生手続開始の決定などの事実が生じた場合において、その事実が生じたときの債権者から債務の免除を受けるなど一定の場合に該当するときは、その該当することとなった日の属する事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額から、「青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除（旧法人税法第 57 条 1 項）」および「災害による損失金の繰越控除（旧法人税法第 58 条 1 項）」の制度の適用がある欠損金額または「青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除（旧法人税法第 57 条 1 項）」および「災害による損失金の繰越控除（旧法人税法第 58 条 1 項）」により損金の額に算入される欠損金額を控除した金額に相当する金額のうち、その債務免除益等の合計額を基礎として計算した損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入するという制度であった。

平成 23 年度税制改正においては、繰越控除の対象となる欠損金額が各事業年度開始の日前 9 年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額とされた（法人税法第 57 条 1 項、第 58 条 1 項）。つまり、青色欠損金の控除制限により単年度で控除できる欠損金額が減少するため、欠損金の繰越期間が 9 年に延長されることとなった。青色欠損金の控除制限とは、平成 24 年 4 月 1 日以後開始事業年度より、青色欠損金（および災害損失欠損金）の繰越控除制度における控除限度額が、繰越控除前の所得の金額の 80%相当額とする制度である（法人税法第 57 条 1 項）。

会社更生および評価損益税制（民事再生、一定の私的整理）は、特例欠損金、次に青色欠損金の順で課税所得から控除されるので、上記の改正により、青色欠損金の控除が発生すると控除前の課税所得の 80%の控除制限が働き、課税所得が残り、課税関係が生じる場合がある。そのため、法人税法第 59 条による損金算入額の計算の基礎となる欠損金額から青色欠損金を除外しないとしたうえで、法人税法第 59 条による損金算入額のうち青色欠損金からなる部分の金額を青色欠損金額から切り捨てることとした。また、本改正により、従来損金の額に算入されていた期限切れ欠損金は、「設立当初からの欠損金」として整理され、その範囲は期限切れ欠損金と青色欠損金から成るものと改正された。

(5) 平成 25 年度税制改正

民事再生等の場合における評価損益の計上にあたり、1,000 万円未満（有利子負債 10 億円未満の場合は、100 万円未満）の少額資産の評価損益の計上が認められた。これまでは、大規模企業や中堅企業を想定してきたため、少額資産については企業再生税制の適用の際の評価損益の計上にあたり除外されてきた。しかし、中小企業の場合は、機械装置や車両運搬具などの少額資産の評価損が計上されないことで、再生が進まないケースもあったことから、幅広い資産につき評価損を計上し債務免除等に対する課税を軽減することで中小企業における企業再生の円滑化が図られたのである。

また、法人税法第 59 条の適用を受けることができる要件について、「2 以上の金融機関から債務免除等を受けること」が要件とされていたが、企業再生の円滑化を図るため、青色申告書を提出する中小企業者については、「2 以上の金融機関からの債務が特定投資事業有限責任組合の組合財産となり、合理的な再生計画に従い債務免除等を受けること（ただし、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合に適用される。）」というように改正された。従来は、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など合理的再生計画に基づく債権放棄であっても法人税法第 59 条の適用が受けられないケースが多く、平成 25 年 3 月 31 日で期限切れとなる中小企業円滑化法終了後の企業再生に対応できるように改正されたものである。そして、取引のある金融機関が 2 行あり、そのうち 1 行が再生ファンドに債権譲渡していた場合で、残った金融機関 1 行と再生ファンド等が債務免除等を行う場合に適用を受けることができるようになったため、再生手法の選択肢が広がった。

さらに、設立当初からの欠損金の控除順序により、計算される所得金額に差異が生じるため、その差異を是正するため、資産の評価損益の益金または損金算入の適用を受けない場合で民事再生等による債務免除等があったケースにおける損金算入については、青色欠損金等の控除前の所得金額が債務免除等を受けた合計額を超える場合の繰越欠損金の損金算入額が、青色欠損金等の控除後の所得の金額額からその超える部分の 20%相当額を控除した金額を限度とすることとされた（法人税法第 59 条 2 項）¹¹¹。つまり、資産の評価損益の益金または損金算入の適用を受けない場合で民事再生等による債務免除等があり欠損

¹¹¹ 浅野健次「平成 25 年度税制改正における法人税関係の改正について」『T&Amaster』第 509 号（2013 年 7 月）14・15 頁。

金の損金算入が行われる場合には、超える部分の所得の金額の20%相当額がその事業年度の最終的な所得の金額となる。しかし、この規定は、大法人を前提としており中小法人等においては、課税所得の80%の控除制限は適用とならない。

(6) 平成27年度税制改正

平成27年度税制改正においては、法人課税を成長志向型の構造に変えることを目指し、欠損金の控除限度額の引下げ等により課税ベースを拡大しつつ税率の引下げを行うといった法人税改革が実施された¹¹²。法人税率が、25.5%から23.9%へと引き下げられたことによる財源額保および黒字企業に税負担が偏っている状況を是正するために、欠損金の控除限度額の段階的な引下げがなされた。欠損金の控除限度額については、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する繰越控除をする事業年度について、その繰越控除前の金額の100分の65相当額に引き下げられ、平成29年4月1日以後に開始する事業年度については、その繰越控除前の金額の100分の50相当額に引き下げられることとなる(ただし、中小法人等については当該控除限度額の適用は除外されている。)¹¹³。控除限度額の段階的な引下げに伴い、欠損金の繰越期間については、10年に延長された。これに伴い、欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存期間も10年に延長され、欠損金額に係る更正の期間制限も10年に延長されることとなった(平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用する。)¹¹⁴。

さらには、会社更生手続・民事再生手続・一定の私的整理手続きにおいては、開始決定

¹¹² 財務省 HP 「平成27年度税制改正の解説 法人税法の解説」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/explanation/pdf/p0318_0391.pdf (2016年8月)

¹¹³ なお、平成28年度税制改正により、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度は欠損金控除前の所得金額の100分の65相当額、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度は欠損金控除前の所得金額の100分の60相当額、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度は欠損金控除前の所得金額の100分の55相当額、平成30年4月1日以後に開始する事業年度は欠損金控除前の所得金額の100分の50相当額を控除限度とすることとなり、平成27年度改正からさらなる見直しがなされた(平成27年改正法附則第27条第2項)。

¹¹⁴ 青色欠損金の繰越期間についても、平成28年度税制改正において10年に延長する改正の施行日について平成30年4月1日とする見直しが行われた(平成27年度改正法附則第1条8の2)。

日等の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度間は、控除制限の適用がなく欠損金の100%控除が認められるとする措置も講じられている。段階的に控除限度額の引下げが行われることにより再生企業への影響が大きく、円滑な企業再生を阻害する恐れがあるとの趣旨から講じられた措置である¹¹⁵。一方で、廃止決定や不認可決定等があった場合に加え、上場や弁済期間満了等の事由が生じた場合には、事業再生が図られたとして、当該控除制限の100%控除の対象外となる。

3. 債務免除益課税に対する税法上の考え方と繰越欠損金の損金算入

(1) 益金概念と債務免除益

法人の課税所得計算上の益金概念は、資本等取引以外の純資産の増加原因となる一切の経済的価値の増加額から構成されるものである。法人税法第22条2項において、益金の額に算入すべき金額は、「別段の定め」があるものを除き、資産の販売、有償または無償による資産の譲渡または役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とすると規定している。したがって、益金の概念は収益の概念によることとなり、この収益は別段の定めがある場合を除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って行わなければならない（法人税法第22条4項）。また、この規定は、益金を取引に係る収益と観念していることから、原則として実現利益のみが所得であるとの考え方を採用している。それゆえ、営業取引によるものか営業外取引によるものか、合法的取引か不法な取引か等を考慮することなく、実現した利益は原則としてすべて益金に含まれる、というのがこの規定の趣旨であり、法人税法においても所得概念は包括的に構成されていると解すべきである¹¹⁶。

このように、益金は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準により認識された収益、または別段の定めに該当するもののいずれかによるが、債務免除益は益金を構成することになるのであろうか。現行法人税法においては、債務免除益に関する別段の定めがないことから一般に公正妥当と認められる会計処理の基準により益金に該当することとなっ

¹¹⁵ 植木康彦「更生手続開始決定等があった企業への影響」『税経通信』第70巻7号（2015年7月）45頁。

¹¹⁶ 金子宏『租税法（第21版）』（弘文堂、2016年）311頁。

ている。一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に準拠すると「金融資産又は金融負債がその消滅の認識要件を充たした場合には、当該金融資産又は金融負債の消滅を認識するとともに、それらの帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理することとした（基準 11 項）」¹¹⁷としている。すなわち、債権放棄による債務免除益は損益計算書上、特別利益として計上されることとなる。このことから、法人が債務の免除を受けた場合の債務免除益は、原則として各事業年度の益金の額に算入されると解される。

上記のように、債務免除益は原則益金として課税されるが、会社更生法・民事再生法・一定の私的整理における手続きの適用により再建・再生を図る場合には、どのような取り扱いとなるのであろうか。内国法人において会社更生・民事再生・一定の私的整理手続開始の決定があり、債務の免除を受けた場合、役員等から金銭その他の資産の贈与を受けた場合、または資産の評価換えをして評価損益を計上した場合には、その事業年度（適用年度）前の事業年度から繰り越された欠損金額のうち、債務免除益等に達するまでの金額は、損金の額に算入される（法人税法第 59 条 1 項、2 項）。ここでいう、債務免除益等には、その債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合の消滅した債務に係る利益の額、いわゆる上記で述べた DES による債務消滅益の額が含まれる。さらに、その法人の役員もしくは株主等から金銭その他の資産の贈与を受けた場合には、その贈与を受けた金銭の額および金銭以外の資産の価額は私財提供益として債務免除益等の額として認識される（法人税法第 59 条 1 項、2 項）。

青色申告法人で債務免除等を受けた法人については、債務免除等を受けた日の属する事業年度開始の日前 9 年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額は損金の額に算入され、債務免除益等が生じても繰越欠損金と相殺され、法人税の課税は生じない（法人税法第 57 条 1 項）。しかし、債務免除益等の額が、前 9 年以内に生じた欠損金額等を超える場合、その超過額については課税される。このため、債務免除等の目的が企業再生等の場合、企業再生を阻害するおそれがあることは前述したとおりである。これに対処するものとして、会社更生による債務免除があった場合、民事再生法等の法的整理または一定の私的整理による債務免除があった場合には、いわゆる期限切れ欠損金の損金算入制度が設けられている（法人税法第 59 条）。

¹¹⁷ 企業会計審議会「企業会計基準第 10 号 金融商品に係る会計基準」1999 年 1 月 22 日 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/fv-kaiji/fv-kaiji.pdf (2016 年 10 月) 7 頁。

このように、会社更生等による再生手続において債務免除益等が発生した場合、青色欠損金および期限切れ欠損金の損金算入などの特例を定めている。ただし、資産の評価損益、期限切れ欠損金、繰越欠損金の充当順位等は、会社更生法等、民事再生法および一定の私的整理とで取扱いに違いがある。以下、会社更生法、民事再生法および一定の私的整理適用の場合に分けて論述していく。

(2) 会社更生法の適用

会社更生手続の開始が決定されると、会社更生法適用会社の事業年度は手続きの開始の時に終了する。その後の事業年度は、会社更生手続きの開始から会社更生計画認可の決定の時に終了するものとされている（会社更生法第 232 条 2 項）¹¹⁸。

会社更生法手続の開始が決定されると、管財人は、遅滞なく更生会社に属する全ての財産を評定し、その評定を反映させた貸借対照表および財産目録を裁判所に提出しなければならない（会社更生法第 83 条）。この場合の評定は、会社更生手続きの開始決定がなされた時の時価によるものとされている（会社更生法第 83 条 2 項）。また、会社更生計画の認可決定時においても、貸借対照表および財産目録を提出することとなるが、その際の財産の評定については会計計算規則の規定を準用する（会社更生法施行規則第 1 条 1 項、会計計算規則第 5 条、6 条）。ただし、会社更生手続の開始決定により評定された価額がある場合において準用される会社計算規則の適用については、当該評定された価額を取得原価とみなすとされている（会社更生法施行規則第 1 条 2 項）。このため、会計上は、会社更生手続の開始決定後により当該評定された資産を取得したとみなすが、この取得とみなされる時期は、あくまでも更生計画認可の決定の時であることに留意する必要がある¹¹⁹。

上記のように会社更生法適用会社が、会社更生計画の認可決定時において資産の評価換えを行うことから、法人税法においても、特例として更生計画認可の決定により当該資産の評価換えが行われた場合において、帳簿価額を増加または減少した部分の金額は益金または損金に算入される（法人税法第 25 条 2 項、第 33 条 3 項）。また、当該評価換えによ

¹¹⁸ ただし、会社更生計画認可の決定までの期間が 1 年を超える場合には、更生手続の開始決定の時から 1 年ごとに区分した期間が事業年度とされる（法人税法第 13 条 1 項但し書き）

¹¹⁹ 島田哲宏『詳解 繰越欠損金の税務』（大蔵財務協会、2012 年）348 頁。

る損金の算入について、従来は対象となる資産を、棚卸資産、有価証券、固定資産および繰延資産に限定していたが、裁判所や多数の債権者の監視の下で公正に行われる手続きであることから、平成 21 年度税制改正において、対象資産に限定を付さないものとされた¹²⁰。

さらに、会社更生手続開始の決定があった場合には、税務上の欠損金額合計額（設立当初からの欠損金）と債務免除益等の額のいずれか少ない金額が損金算入される。ここでいう債務免除益等の額とは、会社更生手続の開始時に債務免除を受けた価額、役員もしくは株主等から私財提供を受けた価額、会社更生計画の認可決定において資産の評価換えをした場合の評価損益の価額となっている。ただし、資産の評価換えにより評価益および評価損が生じる場合は、当該評価益の額から当該評価損の額を「控除」した金額とされる（法人税法第 59 条 1 項 3 号かつこ書）。つまり、評価益より評価損の方が大きい場合は、マイナスの値とはせず、評価損益はゼロとなるのである¹²¹。また、損金算入される額は債務免除等を受ける日の属する事業年度（適用年度）の終了時における前事業年度から繰り越された欠損金額の合計額とされている（法人税法施行令第 116 の 3）。この規定は、青色欠損金の控除制限を影響させないようにするために、繰り越された欠損金額の合計額と規定されているのである¹²²（ただし、繰り越された欠損金額の合計額のうち青色欠損金からなる部分の金額を、青色欠損金額から切り捨てることとされている（法人税法第 57 条 5 項）。）。これは、青色欠損金からなる部分の重複控除を排除するためである。

(3) 民事再生法の適用

民事再生法の適用を受ける場合、再生債務者等は、再生手続開始後遅滞なく、全ての財産につき再生手続開始の時における価額を評定しなければならないが、また、その価額は原則として処分価額としての時価とされている（民事再生法第 124 条、民事再生規則第 56 条）（必要がある場合には、全部または一部の財産について、再生債務者の事業を継続するも

¹²⁰ 財務省 HP「平成 21 年度税制改正の解説」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2009/explanation/pdf/P196-P222.pdf（2016 年 8 月）209 頁。

¹²¹ 中村慈美『不良債権処理と再生の税務』（大蔵財務協会、2014 年）392 頁。

¹²² 事業再生研究機構「平成 23 年 12 月改正法人税法の欠損金控除制限と事業再生について」（2012 年 2 月）2 頁。

のとして評定することができる（民事再生規則第 56 条 1 項但し書き）。民事再生法においては、会社更生法のように帳簿価額を時価に置き換えるという規定は存在していないが、税法上は、会社更生法の場合と同様に、評価損益の計上について特例が設けられている（法人税法第 33 条 2 項、第 25 条 3 項、第 33 条 4 項）。具体的に、評価損益の計上は、以下の 2 つの場合があげられる。

1 つ目は、民事再生手続開始の決定があり、当該事業年度末における資産の時価が帳簿価額を下回るときは、その下回った部分については、評価損として損金の額に算入されることが認められる場合である（法人税法第 33 条 2 項）。この評価損の計上については、金銭債権は対象外とされており、また、損金経理を要件とすることから、会計上も帳簿価額の減額を行うこととなる¹²³。このことから、損金経理方式と呼ばれている。この方法が適用される場合は、資産の評価損の計上は認められているが、評価益の計上は認められていないことに留意する必要がある。

2 つ目は、民事再生認可の決定があった場合は資産の評定を行い、資産の時価が帳簿価額を上回る場合には、上回った部分については評価益として税務上益金の額に算入され、また、時価が帳簿価額を下回るときは、その下回った部分については、評価損として損金の額に算入されることが認められる場合である（法人税法第 25 条 3 項、第 33 条 4 項）。この場合、損金経理方式のように会計上は評価損益の計上を行うことは適用要件とはならないが、確定申告書に必要とされる評価損益明細および評価損益関係書類を添付することが当該規定の適用要件となっていることから、別表添付方式とよばれている。なお、別表添付方式においては、前 5 年以内に圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産、短期売買商品、売買目的有価証券、償還有価証券、少額の減価償却資産の損金算入（法人税法施行令第 133 条）または一括償却資産の損金算入（法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項）の規定を受けた減価償却資産その他これに類する減価償却資産以外のものについてのみ、評価損益の計上が可能となっており、評価損益の計上可能資産は限定されている（法人税法第 25 条 3 項、法人税法施行令第 24 の 2 第 4 項）。

以上のように、資産の評価損益の計上については、2 つのパターンが存在する。以前は

¹²³ 再生手続開始の決定は、会計上減損の兆候とみなされ固定資産等については減損処理により帳簿価額を減額することはあっても、金銭債権については帳簿価額の減額を行うこととされていないことから、民事再生手続開始の決定時における評価損の計上から金銭債権は対象外とされている（平成 21 年 12 月 28 日付課法 2-5 「法人税基本通達等の一部改正について」）。

損金経理方式のみ認められていたが、会計上と法人税法上の時価の概念が異なるにもかかわらず、損金経理要件が課されることにより、法人税法上の時価まで資産の評価損の計上認められない場合には、十分な評価損を計上することができないという指摘があったことから、平成17年度税制改正により、別表添付方式が導入されたのである¹²⁴。2つの処理方法について、期限切れ欠損金と青色欠損金のいずれを優先して損金算入するかなど、処理が異なってくる。以下、別表添付方式および損金経理方式に分けて論述していく。

① 資産の評価換えを行う場合（別表添付方式）

資産の評価換えを行う場合とは、上述した別表添付方式の場合が該当する。また、同一事業年度に民事再生手続開始の決定と民事再生計画認可の決定があった場合においては、損金経理方式を採用したか否かにかかわらず、別表添付方式の適用があるとみなされる（ただし、評価換えを行う資産に該当するものがある場合に限る。）（法人税法施行令第68条2項）。このことから、同一事業年度に民事再生手続開始の決定と民事再生計画認可の決定がない場合においては、当事業年度において帳簿価額を減額し、評価損を計上することとなり、税法上資産の評価換えをする場合には該当しない。

資産の評価換えを行う場合における設立当初からの欠損金の損金算入金額については、（イ）「債務免除益等」と「私的提供益」と「評価益から評価損を減算した金額」、（ロ）適用年度終了時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額から青色欠損金および災害損失金を控除した差額、（ハ）適用年度の所得金額（青色欠損金および災害損失金を損金算入する前の額）のうち最も少ない金額が計上される。つまり、損金算入額は当事業年度の所得金額を超えることはできないということである。また、この場合、資産の評価換えにより評価損益を計上した資産につき、評価益による益金の額よりも評価損による損金の額の方が大きい場合においては、評価損益はマイナスとなる。これは、益金算入の額から損金算入される金額を「減算」した金額と規定されていることによる（法人税法第59条2項3号）。このことから、評価損が評価益より大きい場合、当該マイナス部分が債務免除益および私的提供益相当額の部分を圧縮することとなり、その分損金算入額も少なくなる。

¹²⁴ 稲見誠一・佐藤信祐『企業再生の税務（第2版）』（中央経済社、2010年）77頁。

また、資産の評価換えを行った場合は、期限切れ欠損金の部分から先に利用されたものとされ、次に青色欠損金の部分が利用されたものとされる。当該処理は複雑であるため、例を用いて以下確認する。

例) 大法人の場合を前提とする（なお、中小法人の場合は繰越欠損金の80%控除限度額の適用はない。）。

1. 債務免除益 60、私的提供益 30、資産の評価益 10、評価損 30、その他の所得 30（総所得 100）（欠損金控除前）

2. 設立当初からの欠損金 160（青色欠損金 100+期限切れ欠損金 60）

(i) 債務免除益等の額は、「 $60+30+(10-30)=70$ 」となる。

このことから、設立当初からの欠損金の損金算入額は70となる（法人税法第59条2項、法人税法施行令117の2）。

(ii) 青色欠損金の損金算入額は、大法人の場合80%の控除制限を受けることから「その他の所得 $30 \times 80\% = 24$ 」となる（法人税法第57条1項）。

(iii) 切り捨てられる青色欠損金の額は、「 70 （債務免除益等の額） -60 （期限切れ欠損金） $=10$ 」となる（法人税法第57条5項）。

(iv) 青色欠損金の翌期繰越額は、「 100 （青色欠損金） -24 （(ii)の金額） -10 （(iii)の金額） $=66$ 」となる。

(v) 課税所得は、「 $100-70$ （(i)の金額） -24 （(ii)の金額） $=6$ 」となる。

つまり、民事再生法適用年度において、債務免除益および私的提供益以外に所得が計上された場合は、課税される可能性がある。

その他の所得 30	債務免除益+私的提供益±評価損益 (i) 70
--------------	----------------------------

設立当初からの欠損金額 160	
青色欠損金 100	期限切れ欠損金 60
(iv) 66 (翌期繰越)	(ii) 24 10 損金算入額 60

(iii) 切り捨てられる青色欠損金

平成 27 年度税制改正前においては、上述のように債務免除益以外の所得がある場合には、当該所得に青色欠損金の控除限度額である 80%部分のみ損金算入がなされ、20%部分には課税がなされるといった計算式となっていた。しかし、平成 27 年度税制改正後においては、平成 27 年 4 月 1 日以後の開始事業年度の法人につき再生手続開始の決定があったことを要件に、その手続開始の決定の日からその再生手続開始の決定にかかる再生計画認可決定の日以後 7 年を経過する日までの期間については、原則青色欠損金の控除限度額の適用はなく、控除前所得金額の 100%相当額とされた（法人税法第 57 条 11 項 2 号）。そのため、上記設例において平成 27 年度税制改正を反映させると、(iii) の青色欠損金の損金算入額は 30（その他の所得 $30 \times 100\%$ ）となり、(v) の課税所得は生じないこととなる。また、青色欠損金の翌期繰越額は 60 となる。

② 資産の評価換えを行わない場合（損金経理方式）

資産の評価換えを行わない場合とは、上述した損金経理方式を適用した場合、または資産の評定を行った際に評価損益の計上がなかった場合が該当する。

また、設立当初からの欠損金の損金算入限度額は、(イ) 債務免除益等と私的提供益の合計額、(ロ) 適用年度終了時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額から青色欠損金および災害損失金を控除した差額、(ハ) 適用年度の所得金額（青色欠損金および災害損失金を損金算入した後の額）のうち最も少ない金額が計上されることとなる。実際には、期限切れ欠損金より先に青色欠損金が充当されることとなる。当該

処理は複雑であるため、例を用いて以下確認する。

例) 大法人の場合を前提とする(なお、中小法人の場合は繰越欠損金の80%控除限度額の適用はない。)

1. 債務免除益 60、私的提供益 30、その他の所得 30 (総所得 120)

2. 設立当初からの欠損金 160 (青色欠損金 100+期限切れ欠損金 60)

(i) 青色欠損金の損金算入額は、大法人の場合80%の控除制限を受けることから「総所得 $120 \times 80\% = 96$ 」となる(法人税法第57条1項)。

(ii) 設立当初からの欠損金額の損金算入額は、「 $24(120 - 96(青色欠損金控除後の所得)) - 6(30 \times 20\%(その他の所得金額)) = 18$ 」となる(法人税法第59条2項、法人税法施行令第117の2)。

(iii) (ii)のうち切り捨てられる青色欠損金額は、「 $100 - 96((i)の金額) = 4$ 」となる。

(iv) 期限切れ欠損金の残額は、「 $60 - (18((ii)の金額) - 4((iii)の金額)) = 46$ 」となる。

(i) ~ (iii)の過程をまとめると、債務免除益および私的提供益の合計90、設立当初からの欠損金160から青色欠損金の当期損金算入額96を差し引いた64、青色欠損金控除後の所得金額18のうち、最も少ない金額である18が設立当初からの欠損金の損金算入額となる。なお、設立当初からの欠損金のうち、青色欠損金の損金算入額に利用されていない青色欠損金4が先に利用されたものとされ、残りの14については、期限切れ欠損金を利用されたものとなり、期限切れ欠損金の残額は46となる。

(v) 課税所得は、「 $120 - (96((i)の金額) + 18((ii)の金額)) = 6$ 」となる。

つまり、民事再生法適用年度において、債務免除益および私的提供益以外に所得が計上された場合は、課税される可能性がある。

その他の所得	債務免除益+私的提供益
30	90

設立当初からの欠損金額 160			
青色欠損金 100		期限切れ欠損金 60	
(i) 損金算入額 96	4	14	(iv) 残額 46

(ii) 損金算入額 18

当該ケースについても、平成 27 年度税制改正を反映させると、(i) の青色欠損金の損金算入額は 100 となり、全額損金算入される。また、期限切れ欠損金の損金算入額は 20 (期限切れ欠損金翌期繰越額は 40) となり、課税所得は生じないこととなる。

(4) 私的整理手続

私的整理の場合には、再生計画認可の決定に準ずる事実が生じ、債務者の有する資産の価額につき一定の評定を行っているときは、評価損益の金額を損金および益金に算入することができる(法人税法第 25 条 3 項、第 33 条 4 項、法人税法施行令第 24 条の 2)。この再生計画認可の決定に準ずる事実とは、①一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則に従って策定されていること、②資産負債につき①に従って資産評定が行われ、それに基づいた貸借対照表が作成されていること、③その貸借対照表の資産負債の価額や、計画における損益の見込み等に基づいて債務免除額が定められていること。④2 以上の金融機関等¹²⁵が債務免除をすることが定められていること、⑤政府関係金融機関等(株式会社地域経済活性化支援機構または協定銀行)が有する債権等につき債務免除をすることが定められていること、といった①から③まで、および④または⑤に該当する場合のことをいう。当該要件に該当した場合においては、別表添付方式により資産の評価損益

¹²⁵ 預金保険法の各号に掲げる金融機関(協定銀行を除く)、農水産業協同組合貯金保険法に規定する農水産業協定組合、保険業法第 2 条 2 項に規定する保険会社および同条第 7 項に規定する外国保険会社等、株式会社日本政策投資銀行、信用保証協会、地方公共団体。

の計上が可能となる。

基本的に、私的整理ガイドラインによる手続き、整理回収機構による企業再生スキームによる手続き、中小企業再生支援協議会による手続き、事業再生 ADR による手続き、地域経済活性化支援機構（旧企業再生支援機構）による再生手続きについては、一定の要件を満たしており、当該別表添付方式による資産の評価損益の計上の特例が認められている。別表添付方式による取り扱いについては、前述した民事再生法における別表添付方式と同様となっている。

一方で、当該一定の要件を満たしていない私的整理については、期限切れ欠損金の損金算入や資産の評価替えによる評価損益の計上はできない。

第6章 企業再生と繰越欠損金の税務

前述したように、法人税法第59条に規定されている法的整理等および一定の私的整理においては、青色欠損金および期限切れ欠損金が債務免除益等の額分だけ損金に算入される。ここで、重要となってくるのが欠損金の繰越控除制度である。

現行法人税法においては、各事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額(青色欠損金)(平成30年4月1日以後開始事業年度の場合は10年以内)のみが損金算入できるとしている(法人税法第57条1項)。ただし、当該規定には中小法人等以外の場合においてのみ欠損金の控除限度額が設けられており、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する繰越控除をする事業年度について、その繰越控除前の金額の100分の65相当額までしか損金算入することができず、平成28年4月1日以後においても段階的に引下げが行われることとなっている(法人税法第57条1項)¹²⁶。また、当該欠損金の繰越については欠損金の生じた事業年度について青色申告書を提出し、かつその後連続して確定申告をしていること、さらには帳簿保存等の要件を満たした場合にのみ適用となるものである(法人税法第57条1項10項、法人税法施行規則第54条)。

このように、現行法人税法においては、欠損金の繰越控除について適用要件、期間制限さらには控除制限が設けられている。本来、欠損金が、無期限に繰り越されていくべきものであれば、前述しているような期限切れ欠損金といった概念は存在しないこととなる。そこで、欠損金について期間制限を設ける必要があるのか否か等について、企業会計および税法的視点から検討を行っていく。

第1節 欠損金の繰越控除制度の概要

1. 企業会計における欠損金概念

¹²⁶ 中小法人等とは、①普通法人のうち、各事業年度終了の時において資本金の額もしくは出資金の額が1億円以上であるものまたは資本もしくは出資を有しないもの(相互会社等、相互会社等の100%子法人および資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人の100%子法人を除く。)、②公益法人等、③協同組合等、④人格のない社団等が該当する。

企業会計上、欠損金とは、資本金と資本剰余金の合計額に対する純資産の不足額、すなわちマイナスの利益剰余金の金額を意味する¹²⁷。企業会計においては、資本は資本金と剰余金とに分けられる。さらに剰余金は、その発生源から資本取引から生じた資本剰余金と損益取引から生じた利益剰余金の2つに分けられる（資本と利益の区分の原則）。利益剰余金は、会社内に留保されている利益をいい、過年度に稼得した分と当期に稼得した当期純利益が含まれる。これは、会社が会社法の規定に従って積立が強制されている「利益準備金」と法律の規制を受けることなく会社の判断で設定される「任意積立金」とそれ以外の「繰越利益剰余金」からなる「その他利益剰余金」とに分類される。

企業会計においては、当期純利益が計上された場合は損益勘定から繰越利益剰余金勘定に振替えられる。しかし、当期純損失が計上された場合には過年度からの繰越利益剰余金と相殺され、相殺しきれなかった損失額は繰越損失となる。ただし貸借対照表では「繰越利益剰余金」の借方（マイナス）残高として扱い、この項目名のまま純資産の部から減算する形で表示する。繰越損失の処理には、まず任意積立金、その他資本剰余金、続いて利益準備金および資本準備金の順に取り崩して補填することが望ましく、それでもなお補填できない場合には、将来の純利益で補填するかまたは減資手続を実施して資本金の減少額で補填することになる¹²⁸。

このように、企業会計においては、継続企業を前提として、便宜的に期間を区切って期間損益計算を行い、当期の純損失が発生したときには自動的に繰越利益剰余金と相殺されることになる。

2. 税法における欠損金概念と欠損金の繰越控除制度の本質・意義

法人税法上、所得金額は、定款等で定める会計期間に応じて事業年度を定め、その各事業年度において一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算された収益および費用を出発点とし、確定した決算に基づいて税法の規定により調整された益金の額から損金の額を控除した金額とされている（法人税法第21条、第22条）。その場合、各事業年度の課税所得を計算する上で、当該事業年度の損金の額が当該事業年度の益金の額を超

¹²⁷ 安藤英義・新田忠誓・伊藤邦雄・廣本敏郎編集代表『会計学大辞典（第5版）』（中央経済社、2007年）381頁。

¹²⁸ 桜井久勝『財務会計講義（第16版）』（中央経済社、2015年）285頁。

える部分の金額は、欠損金額として取り扱われることとなる（法人税法第2条19号）。つまり、「欠損金」とは、各事業年度の所得計算において課税所得がマイナスである場合の当該マイナス額を意味することになる。

そして、上記の課税所得の計算上で生じた欠損金額は、当事業年度後に繰り越して、その事業年度後の各事業年度の所得の金額から控除することが認められている¹²⁹。この仕組みが、欠損金の繰越控除制度である（法人税法第57条）。さらには、欠損金の繰越控除制度に関連するものとして、当該事業年度において生じた欠損金額を当事業年度以前の事業年度の所得金額と通算し、その通算された金額に対応する税額の還付を行う欠損金額の繰戻還付制度もある¹³⁰。

このような欠損金の繰越控除制度が採用されたのは、租税負担の公平の観点から問題が生ずるためである。そもそも法人税は期間税であり、事業年度ごとに区切って課税所得を計算し、他の事業年度に影響させないことを原則（事業年度独立の原則）としている¹³¹。しかし、事業年度独立の原則を厳格に適用してしまうと、複数の年度を通じてみれば同額の所得が発生している場合にも、ある事業年度に所得の金額、別の事業年度に欠損金額が発生した法人は、平均的に所得を獲得した法人よりも、租税負担が重くなる。例えば、当事業年度に100の所得を計上し、翌事業年度において100の所得を計上した企業と、当事業年度に200の欠損が生じ、翌事業年度に400の所得を計上した企業があるとする。両者を2事業年度で比較すると、どちらも所得は200となるが、各事業年度の課税所得および欠損金額は異なっているため、後者の方が法人税の納税額が多く算定されることとなる。したがって、企業の租税負担を調整し所得の金額と欠損金額とを平準化する措置を設けることが、所得変動に関して中立的で公平な課税につながることから、欠損金の繰越控除制度は大きな意義がある¹³²。一方で、欠損金の繰越控除制度適用の要件が、法人税法第57条で規定されているように青色申告書を提出した法人となっていることから、青色申告の特

¹²⁹ 成道秀雄『税務会計－法人税の理論と応用－』（第一法規、2015年）272頁。金子宏『租税法（第21版）』（弘文堂、2016年）389頁。

¹³⁰ 武田昌輔「欠損金額の繰越し制度の理論と実務（総説）」『日税研論集』第59巻（2009年11月）45頁。

¹³¹ 柳裕治編著『税務会計論（改訂版）』（創成社、2015年）176頁。
『会社税務積義（平成26年度Digital版）第6巻』（第一法規、2015年5月）3303頁。武田隆二教授は、課税所得は各事業年度を単位として算定され、他の事業年度に影響させないことを、課税年度独立の原則と述べている。武田隆二『法人税法精説（平成17年版）』（森山書店、2005年）983頁。

¹³² 岡村忠生『法人税法講義（第3版）』（成文堂、2007年）436頁。

典としての地位にあるという見解もあるが、当該制度の本質を検討する限り、むしろ当然の規定であると考えられる¹³³。

このように、事業年度は課税所得を計算する上で便宜的に区切られていることから、経済活動の波動によって、ある事業年度には所得が生じ、ある事業年度には欠損金が生ずるという状態が現出する場合、欠損金を無視して期間所得の課税だけをすれば、企業開始から終了までの総体所得を超えるものが課税ベースに取り込まれることになり、租税負担の公平という観点からは妥当ではない¹³⁴。したがって、欠損金の繰越控除制度は租税負担の指標たる所得測定の合理的調整として必要な措置であり、当然に認められる制度である。その意味では、調整の対象となる期間は無制限とするのが企業会計・税法上も妥当であると考えられることもできる。

第2節 欠損金の繰越控除制度における期間制限と控除制限

前述したように、欠損金の繰越控除制度は、租税負担の公平の観点から当然に認められる制度であると解することもできるが、当該制度の適用要件として、欠損金の生じた事業年度について青色申告書を提出し、かつその後連続して確定申告をしていること、さらには帳簿保存等の要件を満たしていることが定められている（法人税法第57条1項10項、法人税法施行規則第54条）。この適用要件についての規定は、シャープ勧告に基づいて全面改正された昭和25年度税制改正において導入されたものである。

シャープ勧告においては、租税負担の公平を図るためには、制度面で公平が維持されているだけでなく、租税法規を適正に執行し脱税を防止することが必要不可欠であるとの考え方を重視している¹³⁵。そのため、「法人たると否とにかかわらず、納税者がある年度に欠損を生じた場合、この欠損を翌年度以降の損益計算において繰り越して控除し得ることとし、損失額が所得で相殺されるまで繰越しを継続するのである。しかし、この制度の濫用を防止するため、この規定は、青色申告が認められるような適正な記帳をしている納税者（非法人の場合）に限って適用すべきである。」¹³⁶とし、欠損金の繰越控除を認める一方

¹³³ 武田昌輔「欠損金額の繰越し制度の理論と実務（総説）」『日税研論集』第59巻（2009年11月）6-7頁。

¹³⁴ 井上久彌『税務会計論』（中央経済社、1988年）283頁。

¹³⁵ 金子宏『租税法（第21版）』（弘文堂、2016年）58頁。

¹³⁶ 福田幸弘監修『シャープの税制勧告』（霞出版社、1985年）162-163頁。

で、適正な記帳を要求しているのである。わが国においては、シャープ勧告を基調とし青色申告制度を導入し、欠損金の繰越控除を認めた。しかし、シャープ勧告においては、「損失額が所得で相殺されるまで繰越しを継続する」としており、欠損金を無期限に繰り越すことを示しているが、わが国においては期間制限を設けることとしている。これは、昭和25年度税制改正においては帳簿保存義務が5年であったこと、更正、決定等の期間制限が5年であったことから、5年間の繰越といった期間制限を設けたのである。

法人税の課税所得に対する納税義務については、各事業年度の終了の時に成立し、納税義務者の申告により第一次的に確定することになるが、租税行政庁が行う更正もしくは決定の処分により第二次的に確定することとなる¹³⁷。このように、納税義務者の確定手続きについては、法人税たる租税債権の成立後に可及的にすみやかに行われるべき性格のものであり、その手続きを無期限にできるとすることは、法的安定性・予測可能性の観点から問題が生じる。その問題を解決するべく期間制限を設けているのであって、その期間制限については、債権債務関係を律する時効と租税行政庁の更正・決定の権限を律する除斥期間とがある¹³⁸。

前者は徴収権に関する期間制限であるが、一般債権や商取引によって発生した債権についても時効の制度があるように、国・地方公共団体の租税に関する債権についても一定の期間制限として時効がある。当該期間制限については、国・地方公共団体に対する債権の時効が原則5年であることから、更正決定前の租税債権および更正・決定後の租税債権（徴収権）も時効は原則5年とされているが、脱税等の特殊な場合の時効については、法定納期限から最大2年間の不進行期間があり、最長7年間とされている（会計法第30条、地方自治法第236条、国税通則法第72条）。一方後者は、賦課権に関する期間制限であるが、法定申告期限から原則5年、脱税等の場合には7年、欠損金額については9年の除斥期間の規定を設けている（国税通則法第70条、第71条）。このような措置により、法的安定性・予測可能性が保たれているのである。

上述した賦課権に関する期間制限において、欠損金について9年間¹³⁹とされていること

¹³⁷ 金子宏『租税法（第21版）』（弘文堂、2016年）846頁。

『会社税務積義（平成26年度Digital版）第8巻』（第一法規、2015年5月）4861頁。

¹³⁸ 『会社税務積義（平成26年度Digital版）第8巻』（第一法規、2015年5月）4861頁。

¹³⁹ 平成28年度税制改正により、青色欠損金および災害損失金の繰越期間および帳簿書類保存要件における保存期間を10年に延長する改正が、平成30年4月1日以後に開

からも、法人税法第 57 条に定める欠損金の繰越控除期間に相互に影響を与えている。これは、当該欠損金の性質は、将来の課税所得の計算上、その所得から控除できるものであり、課税所得に影響を与えるものであるため、適正公平な課税の確保といった観点からも当然の規定である。したがって、適正公平な課税を確保するため、欠損金の繰越控除については、資産、負債および資本に影響を及ぼす一切の取引につき、複式簿記の原則に従い、整然とかつ明瞭に記録し、その記録に基づいて課税所得の算定を行うこととなっており、その課税所得の算定のもととなっている帳簿書類等についての保存義務が課せられているのである（法人税法施行規則第 53 条、第 59 条）。

前述したように、企業は継続企業を前提としており、営利活動を行っている期間の全てが課税対象となるはずであるから租税負担の公平の観点からは本来であれば無期限に欠損金の繰越控除を認めるべきであり、それが欠損金の繰越控除制度の本質・趣旨である。しかし、税法上は、欠損金額が正しい金額であることを立証するための証拠書類等の保存義務の期間、更正等の賦課権の除斥期間および徴収権の時効等のように期間が制限されていることを考慮すると、欠損金の繰越控除の期間を無期限とするのは平等な取扱いからも妥当ではないと考える。

始する事業年度において生ずる欠損金額について適用することとされた。

第7章 企業再生方法に対する税法的分析・検討

第1節 債務免除益等の課税根拠の検討

第3章、第4章においてDESの取扱いにおいて、会社法上、企業会計上の観点からの考察と、東京地方裁判所平成21年4月28日判決を用いた法人税法上の取扱いについて検討した。上述した検討をもとに、DESにおける課税関係の妥当性について論考する。さらに、債務免除がなされた場合については、当該債務免除の額が益金として計上され、課税所得等を構成するかについて問題となるため検討を行う。

1. 債務免除益課税の根拠

債務免除は、債権者から債務の免除といった意思表示に基づいて債務が消滅し（民法第519条）、その結果として債務者に債務免除益たる利益が生ずるのである。この場合、債務免除益たる利益は課税所得として法人税法上益金として認識されるのかが問題となる。

まずは、益金の概念についてであるが、法人税法第22条2項では「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受け、その他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額」としている。つまり、当該規定は益金に算入する金額を、資産の販売、有償または無償による資産の譲渡、有償または無償による役務の提供、無償による資産の譲り受け、その他の取引から生じる収益の額とし例示的に列挙するに留まり、益金の概念そのものについて規定しているものではない。ただ、益金の額に算入すべき金額を「収益の額」としていることから収益の額の総称として益金を認識しているため、当該収益の額が何かを明らかにする必要がある¹⁴⁰。ここでいう収益の額とは、法人税法第22条4項に規定されているように、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」いわゆる公正処理基準により導き出されるが、法人税法上は公正処理基準により認識された収益の全てが益金を構成するわけではない。つまり、税法独自の規制が加えられるべき範囲があり、それが「別段の定め」で

¹⁴⁰ 松沢智『新版 租税実体法—法人税法解釈の基本原則—』（中央経済社、1994年）136頁。

ある¹⁴¹。当該「別段の定め」があるもの以外については、公正処理基準による収益の額を前提としていることから、法人税法においても包括的所得概念を採用していることが分かる¹⁴²。この概念は、純資産増加説とも呼ばれ「反復的・継続的に生じる利得のみならずキャピタル・ゲイン（資産の値上益）や受贈益等の一時的・偶発的・恩恵的利得も含めて課税対象は包括的に定義されるべきである」¹⁴³とするものであり、金銭の形態をとっているか、その他の経済的利益の形態をとっているかの別なく、益金を構成することとなる¹⁴⁴。

債務免除がなされた場合、負債が減ることから純資産は増加する。つまり、純資産増加説によれば、借入時においては、資産と負債が同時に増加することから所得は生じないが、返済が免除されれば借入時に資産に計上した額と免除される負債の帳簿価額の差額は益金と解することができる。また、債務免除益は経済的利益を享受していることから見ても、益金を構成すると解される¹⁴⁵。

2. 債務の株式化における債務免除益課税の根拠

DESにおいては、平成18年度税制改正前においては、会計処理に準拠して法人税法上も課税を行っていたため、会計上、券面額説を採用するか評価額説を採用するかによって課税所得が異なっていた。平成18年度税制改正により、出資された債権を時価評価することとなり、時価が額面よりも下落している場合は債務免除益が生じ課税されることとなった。上述したように、法人税法第22条2項においては、益金に算入する金額を資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額としており、税法上は資本等取引と損益取引を厳格に区分し課税することが示されている。この資本等取引とは、①資本金等の額の

¹⁴¹ 中村利雄『法人税の課税所得計算（改訂版）その基本原理と税務調整』（ぎょうせい、1990年）21頁。

¹⁴² 成道秀雄・松嶋隆弘・坂田純一編著『法人税法の理論と実務』（第一法規、2014年）76頁。

¹⁴³ 中里実・弘中聡浩・瀧圭吾・伊藤剛志・吉村政穂『租税法概説』（有斐閣、2011年）84頁。

¹⁴⁴ 金子宏『租税法（第21版）』（弘文堂、2016年）311頁。

¹⁴⁵ 債務免除益は法人税法第22条2項の「その他の取引」に該当し、間接的な受贈益ともいえる債権者から債務を免除された場合の経済的利益として益金の額に算入される。『会社税務積義（平成26年度 Digital 版）第1巻』（第一法規、2015年5月）1429頁。成道秀雄『税務会計—法人税の理論と応用—』（第一法規、2015年）145頁。柳裕治「第3章 法人税法」岸田貞夫・矢内一好・柳裕治・吉村典久『基礎から学ぶ現代税法（第2版）』（財経詳報社、2015年）145・146頁。

増加または減少を生ずる取引、②法人が行う利益または剰余金の分配および残余財産の分配または引渡しをいう（法人税法第22条5項）。資本金等の額の増加または減少を生ずる取引は、法人の純資産の増加をもたらすが、それは法人と株主等との間で生じた取引に伴う持分そのものの増減であることから、益金および損金の範囲からは除外されている¹⁴⁶。また、利益または剰余金の分配に関しても、会社法・会計上において算定された利益計算の結果をもとに当該利益を分配するのであり、また、税法上は株主に利益を還元する前の所得を課税対象としていることから、益金および損金の範囲からは除外されているのである¹⁴⁷。このように資本等取引と損益取引を厳格に区分し課税することを要請しているが、DESから債務免除益が生じ課税されるといった解釈は妥当であろうか。つまり、法人税法第22条2項においては、DESといった取引は、会社法上は現物出資とした1つの資本取引であるから、税法においても1つの資本等取引として捉え債務免除益といった益金が生じないとするのか、それとも私法上は1つの取引ではあるが、本来の内容を分析して、取引の要素ごとに課税関係を検討していくべきとするのか問題となるところである。

DESについては、第3章で論考したように、会社法上、券面額説および評価額説といった2つの学説が存在している。また、会社法においては、株主および債権者の保護を目的として分配可能な剰余金の算定を行うため規定されており、また、企業会計においては、企業の経営の成果を判断するため、適正な期間損益計算を行うことを目的としている¹⁴⁸（企業会計原則第二、一・第三、一）。つまり、会社法において券面額説が有力であると解している点において、①券面額説であれば、当事者間の意思に反しないこと（資本取引として扱われる、債務免除益といった利益は生じないこと）、②資本充実の原則に反しないこと、③資本金額の公示の観点からも、資本金額の増大が信用の尺度と解すると誤解を招く可能性が評価額説の場合よりも高くなるが、債務超過会社が減資をすることなく増資をすることも許されるし、DESにより資本金額が増加しても当該会社の信用性の評価において

¹⁴⁶ 八ッ尾順一「税法における資本等取引と損益取引」『税理』第49巻第7号（2006年5月）27頁。

¹⁴⁷ 金子宏『租税法 第21版』（弘文堂、2016年）317頁。

¹⁴⁸ 守永誠治「企業会計・会社法における繰越欠損金」『日税研論集』第59号（2009年11月）121頁。会社法・会計の目的は、経営者・株主・債権者の間に存在する利害対立関係の調整であり、企業の活動および経済事象に関する情報を提供することである。（桜井久勝『財務会計講義（第16版）』（中央経済社、2015年）13頁。広瀬義州『財務会計（第12版）』（中央経済社、2014年）12頁。等）

特別の問題は生じず、その信用性が保護に値するものかどうか定かではないこと¹⁴⁹、④弁済期の到来している債権の場合、および債権の価額が債権に係る債務者会社における負債の帳簿価額を超えない場合においては、検査役の調査や弁護士等の証明を不要としていること（会社法第 207 条 9 項 5 号）、⑤実質的に債務超過である場合には、既存株主の経済的利益は損なわれないこと¹⁵⁰等があげられる。一方、評価額説の場合においては、券面額説に対する資本充実の原則には反せず、債権者の不利益も生じない。このことから、会社法上の目的から検討しても、債権の評価について券面額説か評価額説かのいずれを採用しても、大きな影響をもたらすものではない¹⁵¹。一方、税法においては、租税負担の公平を確保し、法人の適正な所得を算出する必要がある。つまり、会社法等の目的から考察されている DES の取扱いを法人税法上の課税所得計算に反映させる必要はないと考える。

仮に、会社法上と同様に DES を税法上 1 つの資本等取引と捉えたと、当該取引からは益金は生じない。つまり、法人税法第 22 条 2 項・3 項で資本等取引以外の取引に係るものにおいて資本等取引からは損益は発生しないとされているから、益金や損金を認識する余地はない。しかし、そのような資本等取引であっても、「別段の定め」がある場合には、「別段の定め」による規定が優先される¹⁵²。法人税法施行令第 8 条 1 項 1 号においては、新株の発行の際に増加する資本金等の額について、払い込まれた金銭の額および給付を受けた金銭以外の資産の価格その他の対価の額に相当する金額となっており、DES により出資された自己宛債権の時価とその額面額との差額が債務の消滅益として認識されることとなるが、当該差額は資本等取引から発生しており益金を構成しないと解される。しかし、法人税法第 59 条において DES から生じる債務消滅益について期限切れ欠損金から控除することを規定している当該条文が「別段の定め」に該当し、債務消滅益を認識する根拠となる

¹⁴⁹ 針塚遵「東京地裁商事部における現物出資等検査役選任事件の現状」『商事法務』第 1590 号（2001 年 3 月）8 頁。

¹⁵⁰ 明石一秀、弥永真生「債務超過会社の債務の株式化」『企業法学』第 8 巻（2001 年）107 頁。

¹⁵¹ 針塚遵「デット・エクイティ・スワップ再論」『商事法務』第 1632 号（2002 年 6 月）18 頁。

¹⁵² 法人税法第 22 条第 2 項の「別段の定め」があるものを除きとは、「法人税法 23 条から法人税法 26 条までにおいて当該事業年度の益金の額に算入しないこと、さらに、法人税法 63 条から法人税法 65 条まで益金及び損金の額に算入することなどの特別規定を指す」としている。武田昌輔編『DHC コンメンタル法人税法（第 2 巻）』（第一法規、2016 年）1105 頁。

見解もある¹⁵³。しかし、この見解によれば、法人税法第 59 条は、企業再生税制の一環として会社更生法等に基づく開始決定等があった場合に行われる DES により生じた債務消滅益を、青色欠損金に優先して期限切れ欠損金と相殺することを認めた特別規定であり、また会社更生法等適用時の欠損金に関する規定であり、損金に関する「別段の定め」であることから、DES に対する課税の根拠と切り切れないと考える。

上記のように DES を 1 つの資本等取引として捉えた場合において、現行法人税法では課税の根拠を明確に示しているとはいえない。税法においては、1 つの取引として課税関係を検討した場合、租税の公平な負担を害する可能性があるため、様々な要素が混在した取引に関しては要素ごとに課税関係を検討すべきである。この解釈からすると、DES は、債権の現物出資を受け入れた時点では、一旦資産に自己宛債権が計上され、その直後に負債に計上されている債務と相殺される。つまり、一旦、自己宛債権と債務が債務会社に帰属し、その際に受け入れた自己宛債権は、一般的に債務超過会社が DES を実施する機会が多いことから債務会社の回収可能性については極めて低く実質的な価値は下落している状態である。受け入れた自己宛債権に関しては、実際に時価で取得することとなる。通常、資産を受け入れた場合においては、その移転時の価格つまり当該自己宛債権という回収可能価額で当該受入資産を認識すべきである。そうすると、実質的には時価と額面額の差額部分は債務を免除したと同様の結果となり、債務免除益が認識されることとなる。当該債務免除益は、法人税法第 22 条 2 項のその他の取引に該当し、益金を構成すると考えられる。

以上で、検討したように DES からは債務免除益が生じ、益金を構成することとなる。しかし、DES は債務超過等の財務内容が悪化した企業が実施する機会が多く、会社更生法等のような再生手続を行う前に、早めに債務超過を解消するといった経営判断を行うこともあるだろう。そのような企業は、青色欠損金が多額にあるケースが多いが、企業の財務状況によっては DES 実施時に生じる債務免除益が青色欠損金を超える場合もあり、租税負担を生じさせ DES の効果を減少させる結果も予想できる。そのような企業は、債務超過解消のための DES を有効に活用しようとするが、債務免除益が計上されるため租税負担が生じることから、租税が企業の経済的活動および意思決定に影響を与える結果となり、租税の中立の観点からは好ましくない。もっとも、企業の活動は本来その自由意思に基づ

¹⁵³ 倉見延陸「デット・エクイティ・スワップにおける課税問題 - 債務消滅益に対する課税の検討を中心に -」『立命館法政論集』第 9 号 (2011 年) 106 頁。

いて行われるべきであって、租税が当該活動に積極的または消極的に関与すべきことは問題がある¹⁵⁷。

第2節 企業再生税制適用事例の分析・検討

会社更生法・民事再生法・私的整理による再生手続においては、税法上様々な特例が設けられている。まず、財産評定による資産の評価損の損金算入および期限切れ欠損金の損金算入である。これらは、再生手続の手法により適用関係が異なってくるが、再生時に多額の債務免除益等が計上されることが多く、青色欠損金のみでは相殺しきれない場合もあることから会社更生法や民事再生法、私的整理手続からの要請および再生するといった目的を達成するために講じられた規定である。

しかし、租税公平主義の観点からは、当該企業再生税制の適用のあった企業が、再生後に他の企業よりも有利になること等から問題点があると考ええる。特に、税は中立であることが前提である。以下で検討する事案は、企業再生税制の問題点が浮き彫りになった事例である。特に、租税の公平性・中立性の観点や税が市場競争に歪みを与える結果となったことなど多くの問題を含んでいると考ええる。以下、事例を通して、企業再生税制について租税公平主義の観点および税が与える市場競争環境への影響等の観点について検討していく。

1. 事例の概要

日本航空株式会社（以下、「JAL」という。）が企業再生支援機構に支援の申込みを行うとともに、東京地方裁判所に会社更生法適用を申請し、同日更生手続開始の決定を受けた事例について概要を述べていく¹⁵⁸。

JALは、更生手続開始決定直前の平成22年3月第2四半期末において、純資産を1,593億円としプラスの数字を示しているが、実際には清算を前提に査定したものと考えられる。

¹⁵⁷ 岸田雅雄「法人税の課税ベース」『租税法研究』第17号（1989年10月）27頁。

¹⁵⁸ 当該事例は、株式会社日本航空、株式会社日本航空インターナショナルおよび株式会社ジャルキャピタルの日本航空グループ3社が更生会社とされており、更生計画認可決定の翌日に株式会社日本航空インターナショナルを存続会社とする吸収合併を行っている。

しかし、航空機リースの価値減少による含み損等を加味すると、実際には約 7~8,000 億円の債務超過に至っていた¹⁵⁹。また、リーマンショックに端を発した国際線の需要の大幅な減少や、燃油高騰による経費の増加、デリバティブ取引の失敗による損失拡大、ホテル事業等その他事業の失敗等により、資金繰りの悪化が顕著になったといえる¹⁶⁰。

このような経営状態であった JAL は、平成 22 年 1 月 19 日に会社更生法適用を申請し、更生手続開始の決定を受けた。当該更生手続は、公的資金の注入およびプレパッケージ型を併せて採用しており特殊な手法が用いられた¹⁶¹。会社更生法の更生手続開始決定後、企業再生支援機構(管財人)が、JAL の再生計画案を東京地方裁判所に提出し認可を受けた。同計画案については、人員削減、事業規模の縮小、企業年金削減等の再生のための取組を行うとともに、企業再生支援機構による 3,500 億円の出資、金融機関等の更生債権者に対し総額 5,215 億円(一般更生債権の 87.5%)の債権放棄の要請、商取引債権の全額保護および産活法の適用により日本政策投資銀行が事業再生 ADR 手続き中に実行したプレ DIP ファイナンスの全額保護や既存株主の 100%減資等の再生のための措置を講ずるとの内容であった¹⁶²。また、当該再生計画策定前には、企業再生支援機構によるつなぎ融資 800 億円、日本政策投資銀行によるつなぎ融資 2,800 億円が実施されていた。JAL が、私的整理ではなく会社更生法による手続きを行うこととなったのは、このような多額の公的資金の注入があったため、手続きの透明性確保や抜本的な経営再建の実現が必要との判断がなされたからである¹⁶³。

平成 23 年においては、更生債権約 2,550 億円について、合計 11 の金融機関から資金調達を行い、その後一括弁済を実施した。そのため、更生手続の要件を満たし、東京地方裁

¹⁵⁹ 井端和男「日本航空の会社更生法適用と黒字倒産」『NBL』第 924 号(2010 年 3 月) 46 頁。

¹⁶⁰ コンプライアンス調査委員会「調査報告書(要旨)」
https://www.jal.co.jp/other/100831_04.pdf (2016 年 10 月) 7 頁。

¹⁶¹ プレパッケージ型(事前調整型)とは、申立前にあらかじめスポンサーを決めた上で再生計画案に対する主要債権者の同意を取り付けておく再生手法である。当該手法は、スポンサーの経営力、信用力や、利害調整機能等を法的整理申立て時点から最大限活用することができること、事業価値の毀損を抑制することができること、さらには法的整理係属期間を大幅に短縮できるため手続きや計画案の決定も迅速化する等の効果がある。知野雅彦監修『企業・事業再生ハンドブック』(日本経済出版社、2015 年) 346 頁。田頭章一「事前調整型事業再生手続の意義と限界」『ジュリスト』第 1401 号(2010 年 6 月) 21 頁。

¹⁶² 藤原総一郎監修『企業再生の法務(改訂版) - 実践的リーガルプロセスのすべて -』(一般社団法人金融財政事情研究会、2012 年) 656 頁。

¹⁶³ 畠山肇「JAL の再生問題」『立法と調査』第 301 号(2010 年 2 月) 175 頁。

判所が更生手続終結を決定した（会社更生法第 239 条）。平成 24 年度において、JAL は航空機を 45 機購入し、さらに、新規路線の開設を発表し、東京証券取引所第一部へ再上場を果たしたのである。再上場とともに、企業再生支援機構が保有する全株式を売却し、当機構による支援も完了した。

上述のように更生手続が行われ、JAL はわずか 2 年 8 ヶ月で再上場を果たし、さらに平成 24 年度決算においては、1,866 億円もの利益が計上されており JAL は急激な業績回復を遂げたのである¹⁶⁴。一方で、公的資金の注入、会社更生法による多額の債務免除の実行等および税制優遇措置により、同業他社からは JAL への過剰な支援があったのではないかと、公正な競争環境が維持されていないのではないかと意見等も多くあり、課題を多く残す結果となった¹⁶⁵。

2. 事例の税法的検討

当該事例は会社更生法による更生手続であることから、法人税法第 59 条 1 項の適用が認められていた。そのため、財産評定が行われた際の資産の評価損が約 3,588 億円計上（主に継続使用予定機材に係る簿価と時価の差額）され、さらに財務資料から正確な期限切れ欠損金および青色欠損金は確認することはできないが、債務免除益等にかかる益金に対して仮に期限切れ欠損金があれば優先控除が可能であった¹⁶⁶。そして、当該更生手続により、JAL は 8,994 億円もの多額の青色欠損金を計上することとなり、再生後において利益が計上されてもなお課税所得は生じないこととなった¹⁶⁷。また、法人税減免および債務免除による金利負担の軽減等により、年間約 500 億円のキャッシュフローの押し上げ効果があり、破綻せずに利益を上げてきている同業他社よりも投資余力が強化されたということ

¹⁶⁴ 「JAL グループ 平成 24 年 3 月期連結業績の概況」第 12027 号
http://press.jal.co.jp/ja/bw_uploads/JGN12027.pdf (2016 年 9 月)

¹⁶⁵ 特に、特定の企業に対する公的支援については、公正な競争環境を歪めるものとして EU の国家補助 (State aid) 規制のような調整手段を検討する必要性があったのではないかと意見もあった。小野展克「日本航空再上場の課題」『嘉悦大学研究論集』第 55 巻 2 号 (2013 年 3 月) 11 頁。

¹⁶⁶ コンプライアンス調査委員会「調査報告書 (要旨)」
https://www.jal.co.jp/other/100831_04.pdf (2016 年 10 月) 6 頁。

¹⁶⁷ 国土交通省、航空局「日本航空の再生について」
<http://www.mlit.go.jp/common/000229684.pdf> (2016 年 10 月) 12 頁。

ができる¹⁶⁸。今回の JAL の更生手続きにおいて、同業他社である全日本空輸株式会社は、「当該税制優遇措置によって蓄積された資本やキャッシュによって、日本航空の企業体力、投資余力がより強化され、実際に航空機や機内設備等への投資が行われれば、日本航空の競争力がさらに高まるという好循環が実現することは明白です。…もともと会社更生法適用に伴う税制優遇措置は、本来は破綻直後において、担税力の無い企業の税負担を軽減し、企業再生を進めやすくするという意図に基づいて設定された特例措置であることを踏まえれば、日本航空のような莫大な利益を計上し、担税力を十分に有している企業が当該税制優遇を享受し続けていることは、当該企業と同一市場で競争している競争社にとっては、極めて不公平かつ過剰な支援が継続しているものと言わざるをえません。」との意見を述べている。

上述したように、当該事案は企業体質等の内的要因も含め、特にリーマンショック等の外的要因の影響が大きく経営破綻に陥ったものと思われるが、この市場環境はその他の同業他社も同じ状況である。同様の環境下において利益を計上している企業と比べて、法人税法第 59 条の適用会社の競争力が高まり経営上有利な状態となることについては、企業再生を阻害させないために制定された法人税法第 59 条の目的を逸脱しているようにも思える。つまり、企業再生を阻害させないための措置が、当該再生企業と同一市場で競争している企業にとって、不公平な措置となり競争環境の歪みに繋がる 1 つの要因ともいえる。このような、過度な優遇措置は、市場競争に歪みを与えることとなり、また、税が積極的に法人の経済的活動に影響を与えることとなり、租税公平等主義の視点からも妥当であるとはいえない。

¹⁶⁸ 国土交通省「日本航空株式会社及び全日本空輸株式会社への追加質問に対する両社の回答」

<http://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/kyousouseisaku/dai7kai.files/siryu7-4.pdf> (2016 年 10 月)

第8章 アメリカにおける企業再生と税制

第1節 アメリカの企業再生の現状

2008年に、アメリカにおいて発生した金融危機は、世界経済に大きな影響を与えた。その後、アメリカの大手自動車メーカーであるクライスラー（Chrysler）社が2009年4月に米国連邦倒産法（Bankruptcy Code）第11章（以下、Chapter11という）の適用を申請し、また6月には世界最大の自動車メーカーであるゼネラルモーターズ（General Motors 以下、GMという。）社がChapter11を申請した。GMはChapter11申請後、363条セール（新生GMへ事業資産の譲渡）およびDESを実施し、さらには約50億ドルの公的資金の注入等が行われた。このようにGMは、363条セールを実施したことにより効率的かつ迅速な事業譲渡を可能とし、さらには新生GMが発足してから約1年5か月でニューヨーク証券取引所への再上場を果たすなど企業再生の成功事例となった¹⁶⁹。

また、金融危機等による経済の悪化に伴い、景気対策のため米国再生再投資法（American Recovery and Reinvestment Act）¹⁷⁰が2009年2月に成立するなど、当時は破綻状態企業を再生させるような政策も行われていた。政策および経済の回復により倒産件数は、2014年についてはChapter7（Liquidation：清算手続）が699,982件、Chapter11（Reorganization：再生手続）が8,564件、Chapter12（Adjustment of Debts of a Family Farmer or Family Fisherman With Regular Income：定期的収入のある農家もしくは漁師の債務整理）が388件、Chapter13（Adjustment of Debts of an Individual With Regular Income：定期的収入のある個人の債務整理）が329,256件の総合計1,038,190件の申請がなされているが、いずれの申請も前年よりも約7%～16%の減少傾向にあるといえる¹⁷¹。

¹⁶⁹ 知野雅彦監修『企業・事業再生ハンドブック』（日本経済出版社、2015年）400頁。

¹⁷⁰ 2009年度および2010年度中に、特定の債務から発生した債務免除益の益金算入時期を2014年まで繰り延べられるように改正された。当該繰延べを選択した場合、繰延べの対象となる債務免除益は2014年から5年間に渡って益金算入されることとなる。この制度は、債務超過の会社など、より幅広い法人納税者が利用可能であること、欠損金の減額等が要請されていないことが特徴としてあげられる。ただし、繰延べを選択した場合、内国歳入法第108条に基づく債務免除益の益金不算入規定の適用は受けることができなくなる。

¹⁷¹ 「Federal Judicial Caseload Statistics 2014」 US Courts
<http://www.uscourts.gov/statistics-reports/federal-judicial-caseload-statistics-2014>
(2016年10月)

第2節 企業再生と米国連邦倒産法

経営危機に陥り企業再生を行うことを決断した企業の経営者は、法的手続の申立てまたは私的整理（Workout）のいずれかを行うこととなる¹⁷²。経営危機に陥った企業が法的手続を選択した場合においては、直ちに米国連邦倒産法 Chapter7（清算手続）の申立てを行うのではなく、企業再生の可能性が少しでも見込まれる場合には、米国連邦倒産法 Chapter11（再建手続）を申し立てることが多い。私的整理は、Chapter11 に比べて手続きによるコストも少なく時間もかからないため、経済的に考えると私的整理の方が使いやすいとの考えもある。しかし、私的整理は、再建計画に反対する債権者がいる場合には強行することができない等、効力や範囲に一定の限界がある。したがって、債権者との協議で合意が得られない場合や合意を得ることが困難と見込まれる場合には、法的な倒産手続に移行するほかないのである。

上記で述べたようにアメリカにおいても、経営危機に陥った企業の経営者は、裁判所における法的手続の申立てをする場合がある。この場合の法的手続として、米国連邦倒産法による手続きがあげられる。

現在の米国連邦倒産法は、1978年に制定され、第1、3、5、7、9、11、12、13、15章からなっており、現在までに多くの改正がなされてきた。最初の米国連邦倒産法は、1800年に制定されたもので、当事の英国破産法をモデルにしており、債権者申立てに限られるとともに商人のみが対象となっていた。そのため、わずか、3年あまりで廃止された。1841年には、第2の連邦倒産法が制定された。これは、負債総額2,000ドル未満の債務者に対して商人であるかないかを問わず、債務者申立ての倒産手続きを認めたものであり、過半数の債権者が書面で反対しない限り、免責が認められた¹⁷³。しかし、この法も長くは続かず1年で廃止された。1867年には、第3の連邦倒産法が制定された。これは、商人、非商人および会社に対して、自己破産と債権者申立破産を認めたものであり、ほとんどの場合、免責については債権者の過半数の賛成が必要とされていた。同法に関しては、1878年に廃止されている。そして、次に制定されたのが1898年の旧連邦倒産法である。これは、自

¹⁷² ワークアウト（Workout）とは、日本でいう私的整理にあたり法廷外で債権者と融資条件の緩和等の変更を行う手続きである。

¹⁷³ 堀内秀晃・森倫洋・宮崎信太郎・柳田一宏『アメリカ事業再生の実務・連邦倒産法 Chapter11 とワークアウトを中心に』（社団法人金融財政事情研究会、2013年）4頁。

由財産の範囲は州法により規定され、免責のための債権者の同意は不要とされた。この旧連邦倒産法に関する最も重要な改正が、1938年のチャンドラー法による改正である。このチャンドラー法により、日本でいう会社更生について規定する Chapter10 が追加された (Chapter10 は、日本の旧会社更生法のもととなっている。)。Chapter10 の手続きにおいては、より大規模な公開会社で、複雑な債権や株式構造を有する会社を取扱い、手続きのなかで大衆投資家の保護が考慮されることになった¹⁷⁴。また、経営者が倒産手続きの主導権を持ち続けるか否かについては、経営者は、自らの行為について精査することや、自身が発与した過ちを明らかにするような訴訟を行うこと、あるいは、会社の経済状況についての完全な開示を行うことに対するインセンティブを持たないことなどの理由から、再建手続きのコントロールは経営者に残すべきではないと議会は判断したのである¹⁷⁵。このため、大半の事件で、Chapter10 による手続きでは、独立した管財人 (trustee) の選任が強制されたのである。また、Chapter11 による手続きは、主として個人経営の会社や小規模な会社が利用することを想定して設計されていた¹⁷⁶。この Chapter11 による手続きにおいては、公的な管財人は必要とされず、債務者自身に、事業の経営および再建計画の作成をも含む再建手続きをコントロールする権限が与えられていた¹⁷⁷。旧連邦倒産法 (チャンドラー法) の制定当初は、Chapter10 は主として大規模公開会社、Chapter11 では個人経営の会社や小規模会社を念頭において手続きが規定されていたが、Chapter11 による手続きを用いて会社再建を図る大きな障壁となっていた担保権の処遇についても、次第に判例により、担保権者に Chapter11 による手続きの拘束力を及ぼすことができるようになり、大規模会社においても Chapter11 手続の利用拡大に拍車をかけたのである¹⁷⁸。このように、経営者は Chapter11 手続きの申立てを行うようになっていったのである。この行動の理由として、様々な理由が指摘されているが、Chapter10 による手続きは、経営者は管財に人よって経

¹⁷⁴ Barry L,Zaretsky,Trustees and Examiners in Chapter11,44 S.C.L,Rev.907,1992-1993,p.917

¹⁷⁵ Myron N.Krottinger,Management and Allocation of Voting Power in Corporate Reorganizations,41 Colum.L,Rev.646,1941,pp.650-651

¹⁷⁶ 村田典子「アメリカにおける1つの再建型倒産処理手続きの生成過程 - 裁判外手続との関係からみた再建型手続の機能 -」『東京都立大学法学会雑誌』第44巻2号(2004年)503頁。

¹⁷⁷ 村田典子「アメリカにおける1つの再建型倒産処理手続きの生成過程 - 裁判外手続との関係からみた再建型手続の機能(2) -」『東京都立大学法学会雑誌』第44巻2号(2004年)532頁。

¹⁷⁸ 倉部真由美「アメリカ連邦倒産法における担保権実行の制限(1) - 自動的停止をめぐる議論の変遷 -」『民商法雑誌』第123巻3号(2000年12月)359頁。

営から放逐されることとなるので、それを可能な限り回避しようとしたためだと言われている。

このように、結果として、会社再建における中心的な手続きは、Chapter10による手続きから Chapter11 による手続きへと移行していったのである。このような状況を踏まえて、倒産手続きの主宰者が管財人である必要性等が議論され、1978年に大改正が行われ現行の連邦倒産法の立法に至ったのである。

この連邦倒産法の章の規定内容としては、「第1、3、5章が総則規定であり、第7章が清算手続、第9章が地方自治体の債務整理手続、第11章が再建手続、第12章が定期的年収のある家族的農業者の債務整理手続、第13章が定期的収入のある個人の債務整理手続、第15章は国際倒産手続」¹⁷⁹となっている。つまり、典型的な清算手続は Chapter7 であり、典型的な再建手続が Chapter11 となる。

Chapter7 は、日本でいう破産手続にあたるものであり、債務者の財産を管財人が換価し、債権者に対し、法律上定まった優先順位に従って配当する手続である。

第3節 Chapter11の解釈・適用

上記で述べたように、連邦倒産法のなかでも企業再生と密に関わる Chapter11 について述べていく。

Chapter11 は、連邦倒産裁判所 (Bankruptcy Court) に対する申立権限がある者 (債務者適格を有する者) の申立てにより開始される (11U.S.C § 301(a))。ここで、債務者適格を有するものとは、米国内に居所、住所、もしくは営業の本拠地を有する者または米国内に財産を有する者 (個人、組合、会社をいうが、政府機関は含まない。) を意味する (11U.S.C § 109 (a))。申立ての方法としては、債務者が自発的に申立てをする自発的申立て (voluntary case) と、債権者等の第三者が申立てをする非自発的申立て (involuntary case) の2つのケースがあげられる。自発的申立ての場合には、日本の会社更生法や民事再生法による法的手続と異なり、上記の債務者適格の要件を満たしていれば企業が会社破綻や債務超過であること等の要件は定められていない。このことから、Chapter11 の申立ては倒産処理のためだけではなく、経営戦略の一つとして利用される場合もある。例えば、高額

¹⁷⁹ 堀内秀晃・森倫洋・宮崎信太郎・柳田一宏『アメリカ事業再生の実務-連邦倒産法 Chapter11 とワークアウトを中心に-』(社団法人金融財政事情研究会、2013年) 5頁。

の従業員の給与を減額するなどの労使紛争解決の手段として利用されたり、破綻状態でない企業が将来の訴訟リスクを処理するための手段として利用したりと、将来の破綻リスク等が顕著化する前に処理するために行う場合である¹⁸⁰。

このように、様々なケースにより Chapter11 の申立てがなされることがあるが、自発的および非自発的申立てであるかを問わず、裁判所に申し立てがなされると、自動的停止 (Automatic Stay : オートマティック・ステイ)、つまり債務者に対する取立行為、訴訟、担保実行、強制執行、担保設定行為、相殺等の回収行為一般が禁止され、包括的に財産が保全される。この自動的停止の目的は、債務者に対して、事業を継続し、再建計画を策定する時間的余裕を与えることとされている¹⁸¹。ただ、自動的停止は、債権者にとって大きな制約を課すこととなるため、裁判所は、利害関係者による救済の申立てがあった場合、通知と審尋の手続きを経て、5 つの事由のいずれかに該当すれば救済を認めるとされている (11U.S.C § 362(d))。

Chapter11 では、原則として DIP 制度 (Debtor in Possession) が採用されており管財人は選定されず、債務者企業が管財人の有する権利を行使し、義務を負担することとなる (11U.S.C § 1107 (a)) (以下、占有を継続する債務者 (Debtor in Possession) を DIP という。)。この制度は、1978 年の連邦倒産法の改正の際に取り入れられたもので、その趣旨として、倒産が外部環境に起因する場合が多いことや、債務者企業の事業について不慣れな管財人よりも精通した経営陣等に再建を任せの方が、再建の可能性が高まることや、さらには、財政的危機にある会社の経営陣がその交替をおそれて Chapter11 の申立てを躊躇し、再建着手が遅れ、結果利害関係人等に損害を与えるということを防ぐためとされている。ただ、DIP 型とはいえ、債務者企業が自ら再建を図る場合ではなく、スポンサーによる再建を図る場合には、現在の経営陣が続投することはなく、スポンサーにより経営陣が送り込まれることも多い¹⁸²。

そして、自動的停止がなされた後、債権者委員会の選任がなされ債権者集會が開催される。しかし、DIP 制度を採用していることから、DIP には財産管理権および事業運営が認

¹⁸⁰ 堀内秀晃・森倫洋・宮崎信太郎・柳田一宏『アメリカ事業再生の実務・連邦倒産法 Chapter11 とワークアウトを中心に-』(社団法人金融財政事情研究会、2013年) 59 頁。

¹⁸¹ 池上恭子「米国連邦倒産法チャプター11による企業再建の動向-GM および Chrysler の事例を中心として-」『海外事情研究』第40巻2号(2013年3月) 62頁。 .

¹⁸² 堀内秀晃・森倫洋・宮崎信太郎・柳田一宏『アメリカ事業再生の実務・連邦倒産法 Chapter11 とワークアウトを中心に-』(社団法人金融財政事情研究会、2013年) 19 頁。

められており債権者の権利に重大な影響を及ぼすこととなる。それゆえ、無担保債権者の利益を保護するために、債権者委員会の設置が義務付けられている(11U.S.C § 1102(a)(1))。債権者委員会では、債務者の行為、責任、財産状態や再建計画策定に関わる事項の調査を行ったり、DIP や管財人と交渉し再建計画案に対する意見を述べ、提出された再建計画案に対して承諾をするか否か等を取りまとめる。

そして、再建計画案の提出を行うが、第一次的にはDIPが再建計画案を提出する独占的な権限を有しており、Chapter11 の手続開始から120日間以内に提出することとなる(11U.S.C § 1121(b))。しかし、例外的に管財人が選任された場合など、DIPはただちにこの独占的提出権を失うこともある。この独占的提出期間は、倒産手続に入り再建計画が会社の想定しているものとは異なる場合は申立てを躊躇するという可能性があるため、一定の期間においてはDIPが再建計画策定の主導権を握ることとしているのである¹⁸³。

再建計画案を裁判所に提出した後は、提出者は、再建計画案に対して債権者等に許諾を得るために投票の勧誘を行うこととなる。その際に、債権者が適切な情報に基づき再建計画案の是非を判断できるように、適切な情報を開示したものと開示説明書(再建計画またはその要旨、適切な情報を記載したものと裁判所が許可したものをいう。)を債権者に配布しなければならない(11U.S.C § 1125(b))。この、開示説明書を債権者に配布した後でなければ、債権者等の勧誘をしてはならないとされている。

投票は組分けされた各組ごとに集計され、例えば債権者の各組においては、実際に投票した債権者が有する総債権額の3分の2以上の債権額を有する債権者であり、かつ、頭数にして過半数の債権者が賛成した場合に、その組は再建計画案を受諾したものとされる(11U.S.C § 1126(c))。持分権者の組については、持分権者の頭数の要件はなく、金額の3分の2以上のみが要件とされる(11U.S.C § 1126(d))。このように、各組において受諾された再建計画案は、再建計画認可のために、裁判所において審尋期日が設けられる。認可のためには、①再建計画案の内容が適法であること、②再建計画案の提出手続きが適法であること、③再建計画の遂行可能性があること、④権利変更される組で受諾がなされていない場合には、清算価値保障原則が満たされていること(Chapter7 の手続きによる場合より配当が多いこと)、⑤共益債権については全額支払われること等の1129条に規定されている要件を満たす必要がある。そして、上記の要件を満たし、全部の組が再建計画案を

¹⁸³ 堀内秀晃・森倫洋・宮崎信太郎・柳田一宏『アメリカ事業再生の実務・連邦倒産法 Chapter11 とワークアウトを中心に』(社団法人金融財政事情研究会、2013年)118頁。

法定多数により受諾した場合、または権利変更されないために受諾したとみなされた場合には、再建計画案が認可されることとなる（11U.S.C § 1126(f)、1129(a)(8)）。また、裁判所は、再建計画案の主たる目的が課税の回避等にあたるときは、所轄政府機関の申立てにより、当該再建計画を認可してはならないものとされている（11U.S.C § 1129(d)）。

このように、裁判所により再建計画が認可された後には、裁判所は債務者またはその他の者に対し、再建計画に基づく支払等の再建計画遂行のために必要な行為を命ずる。再建計画の履行が完了すると、Chapter11の手続きは終了となる。

第4節 内国歳入法第108条の概要

1. 債務免除益課税の考え方と変遷

米国では原則として、債務免除益は総所得に算入される（I.R.C § 61(a)(12)）。この債務免除益課税は、1935年に法制化されたが、法制化される前に連邦最高裁で債務免除益は総所得に算入されるか否かが争われた有名な判例が次に述べる *United States v. Kirby Lumber Co* 事件(1931年)である。この事件は、Kirby Lumber 社が1923年に発行価額 12,126,800 ドルの社債を発行し、同年にその発行価額よりも少ない金額で自己の発行した社債の買戻しを行い、結果として、Kirby Lumber 社の資産は、社債の発行価額と買戻価額との差額である 137,521.30 ドル増加したこととなるが、この額面金額との差額である 137,521.30 ドルが課税所得を構成するか否かが争われた事案である。連邦最高裁は、発行価額よりも低額で自己の発行した社債を買い戻した法人につき、「本件では資産の減少はなく、納税者は利益を生み出した。その取引の結果、現在では既になくなってしまった社債返済義務によって以前は相殺されていた 137,521.30 ドルの資産が利用可能になったのである。…納税者は当該年度内に所得の増大を実現しているのである」（284 U.S.1(1931) at3）と述べており、当該発行価額と買戻価額の差額が純資産の増加であるとして課税所得となる旨を判示している。このように、純資産の増加を前提に債務免除益の総所得算入を認めているのである。

また、DES¹⁸⁴については、アメリカにおいても GM の再生事例でも用いられるなど、財

¹⁸⁴ アメリカにおいては、DES のことを「stock for debt exchange」と表記されている文献が多い。

務内容が悪化した企業や再生企業に多く行われる。DES は、発行株式の適正な時価 (fair market value) が債務の総額に満たない場合において、その差額が債務免除益として計上される。つまり、債務を自社発行の株式について時価で償還したとみなして、その差額については債務免除益として計上するとしている (I.R.C § 61(a)(12))。

一方で、下記で述べる内国歳入法第 108 条に該当する場合の債務免除益課税には、様々な特則が設けられているのである。

2. 内国歳入法第 108 条

上記で述べたように、債務免除益 (income from discharge of indebtedness) は、原則総所得 (gross income) に算入されることとなる (I.R.C § 61(a)(12))。しかし、特例として債務免除益が、①Chapter11 による法的手続により生じた場合 (I.R.C § 108(a)(A))、②債務者の債務超過時 (insolvent) に生じた場合 (I.R.C § 108(a)(B))、③農園事業関連の債務の場合 (I.R.C § 108(a)(C))、④不動産ビジネスに関連する債務の場合 (I.R.C § 108(a)(D))、⑤2014 年 1 月以前に認可された住宅負債の場合 (I.R.C § 108(a)(E)) において生じる債務免除益は、総所得不算入となる (I.R.C § 108(a))。ここでは、主となる①および②について論述する。

まず、①は Chapter11 により債務免除がなされた場合であるが、Chapter11 は自発的な申立ての場合は債務超過等の要件がなく手続きの開始が決定されるため、Chapter11 の手続きを開始したのみで特例は受けられない。つまり、納税者が破産に係る裁判所 (court) の管轄下にあり、かつ債務の免除について裁判所の許可がある場合、または裁判所が許可した更生計画に従って債務が免除された場合にのみ適用されることとなる。また、Chapter11 により債務免除益が発生した場合は、その債務免除益として計上された全てが総所得不算入となり、債務免除額は債務超過額に限定されない。

一方、②の債務超過時 (負債総額が資産時価総額を超え、支払不能の状況に陥っている場合) に債務免除がなされた場合は、債務免除直前の債務超過額に限定されており、債務超過額を超えて総所得不算入はできず、それを超えた部分は課税所得として総所得に算入される (I.R.C § 108(a)(3))。

ただし、内国歳入法第 108(a)(1)が適用された場合においては、総所得不算入となった債務免除益の額については、租税属性 (Tax attributes) の減額を行うこととなる (I.R.C §

108(b))¹⁸⁵。この租税属性の減額により、将来課税所得が発生した場合に課税所得を減額できる恩恵項目が減少するため（ある意味、将来の課税所得を増大させている。）、上記①および②の場合の債務免除益は単純な総所得不算入ではなく課税の繰延べであるといえる。

この規定の対象となる租税属性とは、①純事業損失（NOL=Net Operating Loss）（I.R.C § 108(b)(2)(A)）、②繰越一般事業税額控除（General Business Credit）（I.R.C § 108(b)(2)(B)）、③代替ミニマム税額控除（minimum tax credit）（I.R.C § 108(b)(2)(C)）、④純キャピタルロス繰越額（Net capital loss carryover）（I.R.C § 108(b)(2)(D)）、⑤資産の基準価格（basis reduction）（減価償却資産の未償却残高や土地等の税務上の簿価）（I.R.C § 108(b)(2)(E)）、⑥受動的活動損失（passive activity loss）および税額控除繰越額（credit carryovers）（I.R.C § 108(b)(2)(F)）、⑦外国税額控除（foreign tax credit carryovers）（I.R.C § 108(b)(2)(G)）をいい、原則として①～⑦の順で減額される。

つまり、原則として租税属性の減額の順序は、まず当該免除が行われた課税年度の①純事業損失があればその額が減額され、当該課税年度の純事業損失を超過した場合には、当該年度に繰り越されてきた純事業損失が減額される。なお、1997年8月6日以後に開始された課税事業年度より生じた純事業損失・欠損金（Net Operating Loss）は、原則として20年間の繰越し、2年間の繰戻しが認められている（I.R.C §172）¹⁸⁶。次に、債務免除益が①純事業損失を減額してもなお残っている場合には、当該超過額は②繰越一般事業税額控除額の減額に充てられる（I.R.C § 108(b)(2)(B)）。繰越一般事業税額控除とは、免除を行った課税年度へ繰り越された、または繰り越される税額控除のうち内国歳入法第38条に掲げられている一般事業税額控除に関する税額控除をいい、例えば投資税額控除（investment credit）などのことをいう。次に、③代替ミニマム税額控除額が減額されるミニマムタックス（調整所得に係る税額が通常所得に係る税額を超過した額）は、将来逆に通常所得に係る税額調整所得に係る税額を上回った場合には税額控除の対象となっているものであり、内国歳入法第53条(b)で利用できるものに限定されている¹⁸⁷。次に④純キャピタルロス繰越額が減額される。④純キャピタルロス繰越額とは、株式等投資目的で保有

¹⁸⁵ 租税属性とは、「納税者自身やその資産、負債に認められる性質、属性のうち、税負担に影響を与えるもの」である。岡村忠生『法人税法講義（第3版）』（成文堂、2007年）434頁。

¹⁸⁶ 伊藤公哉『アメリカ連邦税法（第5版）』（中央経済社、2013年）226頁。

¹⁸⁷ 特定企業や特定の高所得者が特別償却や特別税額控除などを利用することにより、租税負担を回避・減少させていることに対する批判の高まりに対処する税制であり、ミニマムタックスと通常の税額のいずれか多い額を納めるという制度である。

している財産や、住居等個人的な使用目的で保有している財産の売却から生じる損益で 5 年間の繰越が認められているものであり、免除を行った課税年度の純額キャピタルロスおよび内国歳入法第 1212 条で当該課税年度に繰り越された純額キャピタルロスのことをいう。次に、⑤資産の基準価格が減額される。⑤の資産の基準価格は、減価償却資産の未償却残高や土地等の税務上の簿価のことをいい、債務免除を行った課税年度の翌課税事業年度に納税者が保有する資産の基準価額を減額することとなる。納税者の資産の基準価額の減額については、内国歳入法第 1017 条が適用される。次に、⑥受動的活動損失が減額される。⑥の受動的活動損失とは、納税者が実質的に関与していない事業および取引のことであり、受動的活動に係る損失が受動的活動に係る所得を超えた場合、受動的活動に係る控除額として繰り越される (I.R.C § 469)。そして、最後に、⑦外国税額控除額が減額される。⑦の外国税額控除は、債務免除を行った課税年度へ繰り越された、または当該課税年度から繰り越された外国税額 (I.R.C § 27) で認められた外国税額控除を算定するために使用する外国税額のことをいい、控除限度額を越えた外国税額は、5 年の繰越しが認められているものである。

このように、7 つの租税属性が減額されるが、①、④および⑤については総所得に算入されない金額の全額が控除対象となる (I.R.C § 108(b)(3)(A))。一方、②、③および⑦については、総所得に算入されない金額 $33\frac{1}{3}\%$ が控除の対象となる (I.R.C § 108(b)(3)(B))。また、上記の租税属性の控除の順序にかえて、まず減価償却対象資産の基礎価額を減額することの選択も可能である (I.R.C § 108(b)(5))¹⁸⁸。

¹⁸⁸ 例 1) Chapter 11 が適用された法人に対して債務免除がなされた場合 (I.R.C § 108(a)(A))

①米国子会社 A 社が親会社 P 社から 10,000 ドルの借入をしている。②Chapter 11 の適用があり、③A 社には繰越欠損金が 4,000 ドル、キャピタルロスの繰越額が 2,000 ドル、税務上の資産簿価が 5,000 ドルの資産がある、と仮定する。10,000 ドルは総所得不算入となり、さらに、以下の順で租税属性が減額される。

(1) 4,000 ドル繰越欠損金、(2) 2,000 ドルキャピタルロス繰越額、(3) 4,000 ドル資産の税務簿価が減額されることになる。

例 2) 債務免除を受ける直前に、債務者が債務超過 (insolvent) の場合に、債務免除がなされた場合 (I.R.C § 108(a)(B))

①米国子会社 A 社が親会社 P 社から 10,000 ドルの借入をしている。②財務状況が悪化し、P 社は A 社の債務を免除することとした。③A 社が 8,000 ドルの債務超過の場合 (負債が資産の時価を超えている場合)、④A 社には繰越欠損金が 4,000 ドル、キャピタルロスの繰越額が 2,000 ドル、税務上の資産簿価が 5,000 ドルの資産がある、と仮定する。A 社は 2,000 ドル (10,000 (借入額) - 8,000 ドル (債務超過額) = 2,000 ドル) の債務免除益を税務上認識することとなる。さらに、債務超過額 8,000 ドルまで、以下の

ここで、注意すべきことは、債務免除益額分の①～⑦の租税属性が減額され租税属性の額が0となっても債務免除益額が残っている場合は、さらなる租税属性の減額は行われないのである。つまり、減額されずに残った債務免除益に関しては、そもそも総所得不算入であることから、無視されることとなる。つまり、内国歳入法第108条の枠内における租税属性の減額により、将来課税所得が発生した場合に課税所得を減額できるとされる恩恵項目が減少するため、債務免除益全額の課税繰延がなされているわけではないのである¹⁸⁹。

このように、債務免除益課税について現在の内国歳入法第108条は規定されているが、このような体系になるまで、倒産法の改正に影響をうけ内国歳入法も改正がなされてきたのである。以下、変遷を述べる。

1898年に旧連邦倒産法が制定され、多くの修正を経て1978年まで効力を有した。この1898年法での最も重要な改正が、日本でいう会社更生法について規定する第10章の追加である。この追加により、旧連邦倒産法の全面改正がなされ、それに伴い倒産税法についても1980年に改正が行われたのである。この税制改正においては、米国上院財政委員会（committee on finance united states senate）は、「破産の債務免除の所得税務処理に関する法案の規定は、破産政策と租税政策との調整をすることを目的とする。」¹⁹⁰とし、「1979年10月1日以後に適用される破産における債務免除の内国歳入法の税務処理の適用を定めている倒産法の規定（the Bankruptcy Act）を廃止した。委員会の法案は、破産したか債務超過の債務者の場合で、債務免除に適用できる内国歳入法の租税ルールを規定する。また、破産以外に支払能力のある債務者の場合で、債務免除に適用できる既存の法の変更を行った。」¹⁹¹として、現在の内国歳入法第108条の基となる条文が設けられたのである。また、破産後の債務者の「新たなスタート（fresh start）」を保護するため、破産をした債務者（破産以外の債務超過債務者）は、即時の租税債務（納税）による負担をしないように、法案は破産に関し債務免除の理由により所得が発生しないと規定する¹⁹²。法案は、納税者が減価償却資産（あるいは、棚卸資産である不動産）の基準価額を最初に減らす債務

順で租税属性を減額する。(1) 4,000ドル繰越欠損金、(2) 2,000ドルキャピタルロス繰越額、(3) 2,000ドル資産の税務簿価が減額されることになる。

¹⁸⁹ 高橋祐介「企業再生と債務免除益課税」『総合税制研究』第12号（2004年）168頁。

¹⁹⁰ Bankruptcy Tax Act of 1980 senate report, No96-1035, 96th Congress 2nd Session 1980, p9

¹⁹¹ Bankruptcy Tax Act of 1980 senate report, No96-1035, 96th Congress 2nd Session 1980, p9

免除額を選択しなかった場合、所得から除外された債務免除額が納税者の純事業損失とその他の租税属性の減額に適用されると規定する。また、破産以外の支払い能力のある債務者の場合、割引して債務の買戻しをするような債務免除による経常利益の申告の代わりに、資産の基準価額の減額(I.R.C § 108, 1017の下で)を債務者が選択するという修正をする。また、法案の下で、支払能力のある納税者は、減価償却資産(あるいは、棚卸資産である不動産)の基準価額のみを減ずるか選択することができる¹⁹³。つまり、債務免除益の総所得不算入が適用される場合に、減価償却資産の基準価額の控除の適用をしなければ、租税属性の減額がなされることとなり、納税者にとって有利な方を選択できるように規定されたのである。この租税属性の控除により、倒産法の政策である「新たなスタート(fresh start)」という考えと、納税者の平等を重んじている租税政策との調和がなされているとされる¹⁹⁴。

また、DESの取扱いについては、1980年の倒産税法の改正以後、法整備が行われた。1993年税制改正以前は、再生または債務超過時のDESについては債務者側に債務免除益の認識がなく、また、租税属性の控除も適用除外とされていた。当該取扱いについては、Commissioner v. Capento Securities Corp 事件、Alcazar Hotel, Inc. v. Commissioner 事件 および Commissioner v. Motor Mart Trust 事件 における司法の判断により、DESは資本的な取引として扱われ、税法上も債務免除益の認識はなく、租税属性控除もなされていないのであった¹⁹⁵。そのため、1980年の倒産税法改正時において、初めてDESについて規定されたが、司法の判断により確立された規定を変更せず、存続の可能性をもつ会社において清算ではなく再生を促進することを重点に考え、債務免除により株式を発行し

¹⁹³ Bankruptcy Tax Act of 1980 senate report, No96-1035, 96th Congress 2nd Session 1980, p9

¹⁹⁴ 高橋祐介「企業再生と債務免除益課税」『総合税制研究』第12号(2004年)168頁。

¹⁹⁵ ①Commissioner v. Capento Securities Corp., 47 B.T.A. 691 (1942), nonacq. 1943 C.B. 28, aff'd 140 F.2d 382 (1st Cir. 1944)、②Alcazar Hotel, Inc. v. Commissioner. 1 T.C. 872 (1943)、③Commissioner v. Motor Mart Trust, 4 T.C. 931 (1945), aff'd 156 F.2d 122 (1st Cir. 1946), acq. 当該判例においては、債務免除益は生じないとの判断が下されている。①については、租税行政庁は社債と優先株式の時価(fair market value)の差額を債務免除益として課税すべきとして提訴した事件である。また、1987年にIRSよりPrivate Letter Ruling(直訳:私的通知書)を通して見解が示され、上記①~③の判例を挙げ、DESについては総所得不算入および租税属性の減額が行われない旨が述べられている。Private Letter Ruling No.8735006 (1987)

た場合には租税属性の控除も要求しないとしていた¹⁹⁶。しかし、1993年の税制改正において、DESから生じる債務免除益についても総所得不算入とし、租税属性を控除することとされた。つまり、債務の株式化の例外規定を削除したのである。このように、DESに伴う債務免除益の課税関係については、多様な変遷をたどっている。

1980年破産法制定前後には、破産・債務超過納税者の租税属性の減額が果たして妥当か否かについて、破産法や税法の実務家の間で相当な議論が行われていたのも事実であり、批判的な意見もあり多くの議論がなされ現在の規定となっている¹⁹⁷。Chapter11が適用された場合、債務免除益の額が大きく租税属性の額が少ない場合にはその差額は総所得不算入とされているため、即時の租税負担はないことから倒産法の目的を果たしているといえるが、租税政策である納税者の平等を厳密に保護しているかといわれると疑問が残る。この点については、第10章において検討していく。

¹⁹⁶ 債務の株式の例外規定 (stock for debt exception) とされていた。

¹⁹⁷ Frances R.Hill”Toward a Theory of Bankruptcy Tax: A Statutory Coordination Approach”Tax Lawyer Vol. 50, No. 1, Fall ,192-130(1996)
Mark A.Frankel”Federal Taxation of Corporate Reorganizations” 66 Am. Bankr. L.J. 55,52-78(1992)

第9章 ドイツにおける企業再生と税制

第1節 ドイツの企業再生の現状

ヨーロッパにおける企業再生手続は、2000年5月29日に公布され、2002年5月31日に施行された「EU倒産規則(Europäische Insolvenzverordnung: EulnsVO)」(Council Regulation (EC) No.1346/2000 of 29 May 2000 on Insolvency Proceedings)により大きな変化がもたらされた。それまでは、企業再生手続においては、債務者にとって利便性が低く、債権者寄りの手続といった指摘がなされていた。そのため、企業再生手続の申立てが遅れ、企業再生が困難になることがほとんどであったといわれてきた。特に、EU倒産規則第3条1項では、EU域内での倒産処理手続に関する国際管轄は債務者企業の「主要利益の中心地」(center of main interests : COMI. Mittelpunkt der hauptsächlichen Interessen)によって定まり、会社および法人の場合には反対の証明がなされるまで、定款上の所在地がその主要利益の中心地であるとの推定規定が設けられるに至った¹⁹⁸。これにより、債務者企業は、より柔軟な法制をもつ国を倒産手続の申立地として選ぶことが多くなった。そのため、EU加盟各国ではより利便性の高い企業再生法制の整備が求められることとなったのである¹⁹⁹。ドイツにおいても、債務者企業は厳格で倒産手続が使いにくいドイツの倒産法の適用を避けて、より柔軟な法制をもつ国を倒産手続の申立地として選ぶことが多くなった。

さらに、2007年のサブプライムローン問題に端を発した米国バブル崩壊により、2008年9月15日にアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズが破綻し、世界的金融危機が発生した。ドイツの多くの企業も資産価格の暴落による財務状況が急激に悪化し、その改善のためのスキームが論議されてきた。なかでもその一手法がデット・エクイティ・スワップ「他人資本の自己資本転換」(Schuldumwandlung Fremd- in Eigenkapital. Debt-Equity-Swap : DES)²⁰⁰、つまり日本の「債務の株式化」である。これが企業再生にとつ

¹⁹⁸ CMS Hasche Sigle(Hrsg.) : *Steueroptimierte Gestaltungen in Restruierung, Sanierung und Insolvenz*, Stuttgart 2013, S.467. 久保寛展「ドイツ企業再建法における企業再建手法としてのデット・エクイティ・スワップ」『福岡大学法学論叢』第58巻1号(2013年6月)259頁。

¹⁹⁹ 鶴川和「事業再生手続の利便性向上を目指す欧州各国」野村資本市場研究所『資本市場クォータリー』第15-1号(2011年夏号)40頁。

²⁰⁰ Scheunemann, M. /Hoffmann, G. : Debt-Equity-Swap, in *Der Betrieb* 19-2009. S.

て有力な手段とみなされている。ドイツ商法（Handelsgesetzbuch：HGB）では、企業再生の範囲においても現在の出資者の意向を無視した形で DES を実施することはできない仕組みとなっている²⁰¹。つまり、債権者による企業再生に対して、現在の出資者の権利の侵害を現行会社法および倒産法（Insolvenzordnung：InsO）は、あらゆるケースで放棄している。ドイツ商法上 DES に関しては、商法上簡易の減資と債権の現物出資という 2 段階の手続を経なければならず、さらに株主の 4 分の 3 以上の同意が必要であり、法的手続が DES の実施に困難を来す可能性が多分にあるとされている（Aktiengesetz：AktG：株式法第 222 条 1 項、第 229 条 3 項）。

ドイツの現行倒産法は、1994 年 10 月 5 日に成立し 1991 年 1 月 1 日から施行された。同法の倒産手続²⁰²は、清算目的か再建目的かを区別しないで開始される統一倒産手続であり、債務者または債権者の申立て（Antrag）に基づいてのみ開始される。倒産手続の開始は、倒産原因（Insolvenzgrund）の存在が前提となる。自然人および法人に共通する倒産原因は、支払不能（Zahlungsunfähigkeit）・支払不能のおそれ（Drohende Zahlungsunfähigkeit）・債務超過（Überschuldung）の 3 つである。これらの債務者（会社の取締役を含む。）は、支払不能または債務超過に陥った場合には、3 週間以内に倒産手続を申し立てなければならず、この義務を怠ったことで債権者が損害を被った場合、取締役個人が民事責任（賠償責任）を負うこともあるし、刑事罰（3 年以下の懲役または罰金）の対象にもなる。申立てがあると裁判所は、個別の財産処分や債権回収を禁止し、管財人を選任する。管財人は、債権者集会を開催し、清算手続きを行うか、倒産計画に基づく再建手続を行うかを決定する。この倒産計画の決定に際しては、債権の種類に応じて組み分けがなされ、各組において、議決権を有する総債権者のうち投票者の頭数と債権総額の過半数の賛成が必要となる。また、管財人が裁判所の一存で選任されることが多く、事前協議を進めることが難しいことに加え、株主総会決議がなければ株主の権利変更ができないため、DES などの財務再構築を行うことが困難であった。そのため、実務上、債務者企業が、定款の所在地がある加盟国の倒産法（ドイツ倒産法）とは別の EU 加盟国の緩和された倒産法（イギリス倒産法）の適用を受けるため、倒産手続きを開始される以前に、このよ

983.

²⁰¹ 五十嵐邦正『ドイツ会計制度論』（森山書店、2012 年）252 頁。

²⁰² 吉野正三郎『ドイツ倒産法入門』（成文堂、2007 年）15-16 頁。経済産業省経済産業政策局産業再生課編『各国の事業再生関連手続について－米・英・仏・独の比較分析－』（金融財政事情研究会、2011 年）25-26 頁。

うな「主要利益の中心地」を移転させようと企画する事案が存在することとなった。

たとえば、ドイツのシェフェナッカー社 (Schefenacker AG) の事例²⁰³である。シェフェナッカー社は、2007年2月11日に会社任意整理のためにDESの実施を企図したが、当時、ドイツ法においては、その実施には債権者の95%の同意が必要とされていた。それに対して、イギリス法では、会社任意整理 (Company Voluntary Arrangements)²⁰⁴もしくは債務整理計画 (Schemes of Arrangement) に際して債権者の75%の同意による多数決に基づいて債権放棄およびDESが認可されていたのである。そのため、同社は、自己の「主要利益の中心地」をイギリスに移転すると同時に、ドイツで登記された所在地についてもイギリスに移転させ、実際に倒産手続に対する裁判管轄がイギリスにあることを証明したというものである。その結果、シェフェナッカー社は、会社任意整理の利用のために債権者の75.9%の多数決を得ることになり、企業再生手続を進めることになったのである。

このようにドイツの倒産手続は、債務者企業や債権者にとって利用しづらい手続であり、「主要利益の中心地」移転によって海外で企業再生手続を進める企業が現れたこともあり、

²⁰³ 経済産業省経済産業政策局産業再生課編『各国の事業再生関連手続について－米・英・仏・独の比較分析－』（金融財政事情研究会、2011年）41頁。久保寛展「ドイツ企業再建法における企業再建手法としてのデット・エクイティ・スワップ」『福岡大学法学論叢』第58巻1号（2013年6月）260頁。鶴川和之「事業再生手続の利便性向上を目指す欧州各国」野村資本市場研究所『資本市場クォーターリー』15-1号（2011年夏号）47頁。

²⁰⁴ 会社任意整理とは、1986年倒産法で、会社に債務免除または会社業務の整理を簡易かつ迅速に成立させ、会社の清算を回避させる方法として新たに導入された制度である。これは、裁判所がほとんど関与しない手続であり、裁判所の命令なしにもっぱら会社と債権者および株主との間で任意整理を成立させるための手続きとして進められる。しかし裁判所外で進められる手続きであるにもかかわらず、会社と一般債権者および株主の間で成立した整理計画が会社等一般債権者および株主を拘束することになる。債権者等から異議があると、その限りで裁判所が当該事件に介入してくるというシステムである。いわば私的整理と法的整理手続の中間のような制度である。債権者等から異議があると、その限りで裁判所が当該事件に介入するというシステムである。会社任意整理は、債権者集会と株主総会で承認されて初めて効力が生じる。会社任意整理の提案が二つの集会で承認されるためには、債権者集会の場合には75%以上の同意があり、かつ、招集通知を受けた債権者の50%以上が反対投票をしていないことが必要である。また株主総会の場合には、過半数以上の同意が必要である。二つの集会が開催されることになるが、株主総会が否決しても、債権者集会が承認した場合には、会社任意整理は成立することになる。これに対し不服のある株主は異議申立ができる。（中島弘雅「イギリスの企業倒産手続の構造と会社法との接点」『企業と法創造 - 知的財産法研究II - 』第7号（2006年6月）5-25頁。）

倒産法制の改革が促されることとなった。当時の清算型の倒産を、再建型の倒産法に改善することで、特に企業のための特別な再建手続の可能性が探求された。その結果、2010年7月16日にドイツ連邦政府が「企業再生簡易化法（Gesetz zur weiteren Erleichterung der Saierung von Unternehmen : ESUG）」の草案を公表し、2011年2月23日に公式に政府草案として決議、2011年10月27日に当該政府草案が連邦議会によって承認され、2012年3月1日に施行された。

第2節 会社法における企業再生の会計・法務

1. 債務の株式化の意義

企業が債務超過状態の危機に瀕している場合、過剰債務を解消し、多額の債務に係る負担を軽減する効果的な財務構造の再構築を必要とすることが少なくない。国際的にみてもその有効性が実証されている貸借対照表上の再建手段がDESであり、会社債権者の有する債権を当該債務者会社の持分と「交換」し、もって他人資本を自己資本へと転換する手法である²⁰⁵。また、実務では、DESのほか社債交換プログラムという第2の再構築のモデルを実施している。社債交換プログラムは、発行した社債を新たな債券をもって償還し、債務者にとってより負担の少ない条件に変更するというものであり、デット・デット・スワップ（Debt Debt Swap : DDS）と呼ばれる。

企業再生簡易化法において導入された簡易化措置の一つが、DESによる再生手法である。DES²⁰⁶は、当該債務者会社の他人資本を自己資本へと転換する手法であり、債権者は他人資本の提供者（信用供与者）から自己資本の提供者（社員）になる。その結果、有利子負債の減少と支払利息の負担軽減効果による債務超過状態が解消し、貸借対照表の健全化が図られることになる。会社法上では、担保提供手続きがとられないなどの債権者保護手続きが簡素化された簡易資本減少が行われ（株式法第229条3項）、債権者の債権が債務者企業に現物出資されることになる（株式法第183条）²⁰⁷。すなわち、債権者の債権は、

²⁰⁵ Eilers, S. / Bühring, F. : Sanierungssteuerrcht. Köln 2012. S.124.

²⁰⁶ 企業再生簡易化法とDESの法務については、久保寛展「ドイツ企業再建法における企業再建手法としてのデット・エクイティ・スワップ」『福岡大学法学論叢』第58巻1号（2013年6月）267頁。

²⁰⁷ 会社の資本の法務については、高橋英治『ドイツ株式法概説』（有斐閣、2012

債務者企業に自己の債権を譲渡することになるので、当該債権に基づく請求権は混同あるいは債権者の放棄によって消滅することになる。この場合に発行される新株は、既存の株主ではなく、自己の債権を現物出資として会社に給付する再生意思のある債務者企業の債権者によって引き受けられる。

2. 債務の株式化の法務

DES は、他人資本の自己資本への転換であり、会社に新たに流動性が供給されることはなく、貸借対照表上の再構築といえる。これは、債権者が、経営不振や過剰債務等に苦しむ企業再建支援策の 1 つであり、会社に対して債権を現物出資し、代わりに株式を取得する。その結果、自己資本比率が高まり、既存の過剰債務が減少し、償還および利払い負担の減少による他人資本コストの減少をもたらすことになる²⁰⁸。すなわち、「帳簿上の再建」ないしは「貸借対照表の健全化」の手法である。

DES 取引に参加する債権者は、債権者としての地位を失うものの、出資者（社員）として再建が成功した場合には、獲得可能な再建による利益は、利息を加えた元々の債権の価値を超過する可能性がある。債権者からみれば、会社の継続価値が解体価値よりも高く評価されることになる。このような利益獲得の可能性は、危機に瀕した企業の債権に戦略的に投資し、DES の方法により当該企業に対する重要な持分を確保するために券面額から大幅に割引いて取得する投資家にとって有益なものである（Loan to Own）²⁰⁹。

DES は、法技術的には、新株の引受けと引き換えに、債権者が自己の有する会社の債権を会社に現物出資として拠出するというスキームの下で行われる。そこでは、出資の給付は、免除契約の締結または会社に対し当該債権を債権者が譲渡することにより行われ、後

年)254-280 頁、特に簡易資本減少については 279-280 頁。

²⁰⁸ ペーター・オー・ミュウルベルト「ドイツ株式法、債務証券および倒産法におけるデット・エクイティ・スワップとデット・デット・スワップ」『金融商事ワーキングペーパー』東京大学大学院法学政治学研究科（2013 年 12 月）2 頁。

²⁰⁹ CMS Hasche Sigle(Hrsg.) : *Steueroptimierte Gestaltungen in Restruurierung, Sanierung und Insolvenz*, Stuttgart 2013, S.364f. Eilers, S. / Bühring, F. : *Sanierungssteuerrcht. Köln 2012. S.124.* ペーター・オー・ミュウルベルト「ドイツ株式法、債務証券および倒産法におけるデット・エクイティ・スワップとデット・デット・スワップ」『金融商事ワーキングペーパー』東京大学大学院法学政治学研究科（2013 年 12 月）3 頁。

者の場合には当該債権は混同によって消滅する²¹⁰。また、DESの取引枠組みとしての現物出資による資本増加は、定款における基本資本の額の変更を必要とする。そのための株主総会における資本増加の決議において、変更後の資本の額、現物出資として拠出される債権、債権者の氏名、増加すべき資本の額および発行株式数を具体的に決定しなければならない。決議には当該決議において代表される資本の額の4分の3以上の特別決議(Sonderbeschluss)を要する(株式法第182条1項1文)²¹¹。資本増加の実行に際しては、旧株主は原則として持株比率に従って新株を引き受ける権利を有するが(株式法第186条1項)、当該新株引受権は株式法第186条3項による資本増加の決議により排除することができる²¹²。DESの実行に際し、債権者に対しその者が有する債権の拠出と引き換えに新株を提供することを可能にするためには、そのような新株引受権を排除する必要がある。

3. 債務の株式化の会計

債務者企業の再建手法としてのDESを利用する場合、ほとんど無価値な債権が給付されることになるので、DESのスキームにおいて必要な債権価額の調査については、債権の現物出資による資本の増加の場合、債権の券面額そのものに基づく評価を支持する見解、すなわち券面額説が存在する。この見解の根拠は、①債権について価値を有する部分に限定する法規定は株式法第57条および有限会社法第4条5項、第30条に存在していないこと、②価値を有する債権部分だけを出資とした場合債権者保護につながらないこと、③出資者にとっても券面額の資本化は何ら株式の希薄化の恐れはないということ(価値を失った債権部分だけですでに自己資本は完全に毀損している)等である²¹³。しかし、通説では、法人の出資と同様に債権の時価説が支持されている。その根拠は、①DESの視点のもとでは継続企業をベースとした資産評価が問題となり、会社側の債権評価としてはそれが価値を有する部分であることが不可欠となるということ、②債権者を平等に取り扱わなければ

²¹⁰ ペーター・オー・ミュウルベルト「ドイツ株式法、債務証券および倒産法におけるデット・エクイティ・スワップとデット・デット・スワップ」『金融商事ワーキングペーパー』東京大学大学院法学政治学研究科(2013年12月)3頁。

²¹¹ 高橋英治『ドイツ株式法概説』(有斐閣、2012年)262-263頁。

²¹² 高橋英治『ドイツ株式法概説』(有斐閣、2012年)267-271頁。

²¹³ 五十嵐邦正『ドイツ会計制度論』(森山書店、2012年)256-257頁。

Cahn/Simon/Tieselmann: Debt Equity Swap zum Nennwert!, in Der Betrieb 30-2010. S.1629-1632.

ならないこと、③出資者保護の面から債権の価値を有する部分のみの資本化は意義をもち、DESの発行価格を低く抑えることによって現在の出資者が保護されること等である²¹⁴。

このように、株式に転換されうる債権がどのような価格で評価されるかについては、依然として非常に困難な状況であって、学説でも議論が継続しているところである。すなわち、その場合の評価方法については、清算価値（Zerschlagungswert）に依拠すべきなのか、継続価値（Fortführungswert）に依拠すべきなのかの問題が明確にされていないのである。しかし、実際に倒産計画案では、この評価方法については、出資者および出資の対象（債権）とともに、相応の価額の調整が予定されなければならない。すなわち、清算価値に基づく場合、債権の価額はその順位に応じて配当比率に依拠した価値に近づくことになるのに対し、継続価値に基づく場合には、将来の再建の成功を見越した期待価値を含めて評価されるので、この場合には評価額そのものは清算価値よりも高くなる。債権者にとっては、清算価値と継続価値との間に差があれば、継続価値の方が債務者会社の再建に資本参加する根拠になると考えられるが、継続価値による評価の場合であっても、DESの結果としての新株主は、期待価値を含めた評価から利益を得る反面、既存株主についてはそのような価値を受けられないという問題が生ずるのである²¹⁵。

しかしながら、給付される債権を評価する場合、倒産手続での配当額の期待を考慮に入れるにすぎず、また既存株主に対しては、DESの実施が債務者会社から脱退する根拠であって、この脱退権を行使する場合には、その代償請求権は債務者会社の清算に際して算出される財産価値に基づくことが定められることから（倒産法第225a条5項）、清算価値を前提に判断されているのが現状である²¹⁶。

なお、拋出された債権が事後的に過大評価されていたことが判明した場合に、株式法上の資本拋出原則に基づき差額支払責任を負わなければならないというリスクがある。しかしこの問題については、立法的手当によって、債権者の債権が債務者会社に対する株式に転換される場合、計画案の裁判所の認可後は、債務者会社は債権の過大評価に基づく請求権を行使できないものとし、DESの実施を簡易化し、評価の確実性を高めたのである（倒

²¹⁴ 五十嵐邦正『ドイツ会計制度論』（森山書店、2012年）255-256頁。Priester, H. J.: Debt-Equity-Swap zum Nennwert?, in Der Betrieb 26-2009. S.1447-1450.

²¹⁵ 久保寛展「ドイツ企業再建法における企業再建手法としてのデット・エクイティ・スワップ」『福岡大学法学論叢』第58巻1号（2013年6月）272頁。

²¹⁶ 久保寛展「ドイツ企業再建法における企業再建手法としてのデット・エクイティ・スワップ」『福岡大学法学論叢』第58巻1号（2013年6月）273頁。

産法第 254 条 4 項)。これは、実際上の必要から、債務者企業の再建のために行われる DES に対して債権者に株式の引き受けのインセンティブを与えるものであって、差額支払責任を全面的に排除することを明示したものである²¹⁷。

第 3 節 税法における企業再生の法務

1. 税法における債務の株式化と再生利益

会社法上 DES として簡易の減資が実施されると、税法上この減資の結果、前期末での把握された特別表示 (Sonderausweis)²¹⁸ の在 high が減少する。ここで特別表示の in high とは、資本金および持分所有者による出資に基づく準備金とを意味し、払込資本の額に相当する (Körperschaftsteuergesetz:KStG:法人税法第 28 条 1 項 3 文)。この払込資本のうち、資本金を除く部分は税法上の出資勘定に計上される。減資の額がこの前期末の特別表示の in high を上回るときには、この税務上の出資勘定に貸記される (法人税法第 28 条 2 項 2 文)。また、税法上、DES による債権放棄は、会社側にとって債権による出資とみなされる (Einkommensteuergesetz : EStG : 所得税法第 4 条 1 項 7 文、第 6 条 1 項 5 号)。

債権は部分価値 (Teilwert)²¹⁹ で評価される。部分価値とは、事業全体の取得者がその総購入価格の範囲で各経済財に付すはずの代金額をいう (所得税法第 6 条 1 項 3 文)。この債権の部分価値は債務者の支払能力および支払の同意に影響される。しかし、会社の貸借対照表における債務超過からは直ちに当該債権の価値創出とは判断できない。それゆえに、会社に多額の秘密積立金があるとき、あるいは債権が即座に支払期限が到来せず将来

²¹⁷ ペーター・オー・ミュウルベルト「ドイツ株式法、債務証券および倒産法におけるデット・エクイティ・スワップとデット・デット・スワップ」『金融商事ワーキングペーパー』東京大学大学院法学政治学研究科 (2013 年 12 月) 13 頁。松村和徳・店橋洋平・内藤裕貴・谷口哲也「ドイツ倒産法の改正動向 (1)」『比較法学』第 49 卷 2 号 (2015 年 12 月) 284 頁。

²¹⁸ Dötsh, E. / Püg, A. / Möhlenbrock, R. : Die Körperschaftsteuer, Bd. 3, § 28, Stuttgart 2014. S.1ff. Köln, J. / Reichert, G. / Vogl, E. / Wagner, E. : Lehrbuch Körperschaftsteuer und Gewerbesteuer, 4. Aufl., Herne 2014. S.378ff. 五十嵐邦正『資本会計制度』(森山書店、2008 年) 87-89 頁。

²¹⁹ Littmann, E. / Bitz, H. / Pust, H. : Das Einkommensteuerrecht, Bd. 2, 15. Aufl., Stuttgart 2014. S. 871ff. Schmitt Einkommensteuergesetz Kommentar, 33. Aufl., München 2014. S. 539-540.

に分割弁済されるときには、貸借対照表上の債務超過にもかかわらず、債権の券面額で計上されうる。原則として税務上 DES の実施前に債権の価値が維持されている点に十分な報告と説明が必要となる。

債権の部分価値による評価の結果、すでに債権としての価値を喪失している部分については、会社側では税務上の収益となる。いわゆる再生利益 (Sanierungsgewinn) がこれである。一方、債権者側は、債権により現物出資について交換に準じた取引とみなし、債権の譲渡価値をベースとした普通価値で評価する (所得税法第 6 条 6 項 1 文)²²⁰。これと券面額との差額は費用に計上する²²¹。

2. 再生利益課税

税法上、債務免除益たる再生利益に関しては、1997 年以前は一定の条件のもとで再生特典があり非課税とされていた (旧所得税法第 3 条 66 号) が、1998 年所得税法で削除されるに至った。ただし、その非課税の前提は再生の必要性、再生の可能性および再生の適性であった。この再生利益という特典が 1998 年に廃止されたのは、この再生利益が繰越欠損金と相殺されることが保証されており、二重の特典は不要との判断からであった。

その後、この規定の廃止に伴い生じた欠点を補うために、再生免除に関する仕組みについて、2003 年 3 月 27 日に連邦財務省 (Bundesministerium der Finanzen : BMF) 通達²²²が発せられ、1997 年改正前所得税法と同様に再生利益の特典が復活することとなった。

この BMF 通達によれば、再生利益 とは更生目的に対して債務の全部または一部を免除することによって発生する事業財産の増加をいう。これは、民法第 397 条 1 項で定める債務免除契約もしくは債務関係が存在しないという認識によって生じる。この再生利益が税務上の非課税となる特典を受ける前提は、①再生の必要性および再生の可能性、②債務免除の再生に対する適性、③債権者の再生の意図である。この税務上の特典のなかに財務改善再生証書との交換による債権放棄による再生利益も含まれる。このような再生利益の特

²²⁰ Schmitt Einkommensteuergesetz Kommentar, 33. Aufl., München 2014. S. 731-941-954.

²²¹ 五十嵐邦正『ドイツ会計制度論』(森山書店、2012 年) 258 頁。

²²² Bundesministerium der Finanzen : Ertragsteuerliche Behandlung von Sanierungsgewinnen; Steuerstundung und Steuererlass aus sachlichen Billigkeitsgründen (§163, 222, 227 AO) IV A 6 S 2140 - 8/03.

別な税務上の特典を認めた背景に 1994 年に改正された倒産法との関係がある。

すなわち、1998 年以前に認められていた再生利益の非課税措置廃止は、まさしく裁判外による再生の促進、債権者の自律性の強化ならびに誠実な債務者に対する債務からの法的な解放の導入といった倒産法の制定の趣旨に反する結果をもたらしたからである。

そこで、BMF 通達は再生免除について次の考え方を明示する。再生利益に相当する税金の測定に際して当期の損失だけでなく過年度の損失も含めたすべての損失と再生利益とを相殺する点である。損失との相殺後になお残る再生利益部分については、会社の申請により税金の支払について猶予規定が設けられる（Abgabenordnung:AO:租税通則法第 222 条）²²³。再生利益について猶予された租税は一定の調整後に全額免除される（租税通則法第 227 条）²²⁴。再生利益と損失の相殺に関して当期損失との相殺は 100% 可能だが、繰越欠損金との相殺は総所得の 75% までに限られる。したがって、25% については最低利益課税が実施される。

3. 再生利益と繰越欠損金

法人税法上、原則として欠損は無期限に繰り越せる（所得税法第 10d 条）²²⁵。ただし、2004 年度に過年度からの繰越欠損がある場合、まず無条件に当該事業年度の利益と相殺できる金額は所得総額 100 万ユーロまでは無制限に、それを超える分についてはそのうちの所得総額の 60% までしか当該事業年度の利益とは相殺できないという制限措置が導入された。「最低課税制度」と呼ばれている。残りの 40% 部分については繰越欠損が十分あるにもかかわらず、一旦税金を納付することになる。その相殺できなかった繰越欠損は失われてしまうわけではなく、翌事業年度に繰り越すことになる。

2008 年に法人税法第 8c 条が新たに設けられた²²⁶。これに従うと再生利益の課税は次のように変更された。5 年以内に直接的あるいは間接的に構成員の権利や議決権の 25% 以上

²²³ Kühn, R. / Arexander von Wedelstädt(Hrsg.) : Abgabenordnung und Finanzgerichtsordnung Kommentar, 20. Aufl., Stuttgart 2011, S. 681.

²²⁴ Kühn, R. / Arexander von Wedelstädt(Hrsg.) : Abgabenordnung und Finanzgerichtsordnung Kommentar, 20. Aufl., Stuttgart 2011, S. 695.

²²⁵ Schmitt Einkommensteuergesetz Kommenntar, 33. Aufl., München 2014. S. 941-954.

²²⁶ Dötsh, E. / Püg, A. / Möhlenbrock, R. : Die Körperschaftsteuer, Stuttgart 2014. S. 1-85.

で50%以下の比率を取得したときには、繰越欠損金はその持分割合だけしか再生利益と相殺できず、残余分はそのままである。その割合が50%を上回るときには再生利益と繰越欠損金の全額とを相殺できる。この規定により、持分割合が25%から50%までの間のケースでは再生利益を繰越欠損金の全額と相殺できない。

さらに、2009年7月には法人税法第8c条1a項²²⁷が設けられ、緩和措置が講じられた。この規定によれば、支払不能もしくは債務超過を防止し、同時に本質的な事業構成を維持するための再生措置が講じられるときには、出資者の変更に伴う繰越欠損金の相殺が持分比率にかかわらず認められる。ここで本質的な事業構成の維持とは、その事業の取り決めの中に5年間にわたって給料の金額が従来の給与水準と比べて法人の基準となる年間賃金総額が初期賃金総額の400%を下回らないこと、あるいは資本会社に対して出資により相当額の経営財産を提供することを前提とする。なおこの2009年の緩和措置も出資持分取得後が2008年1月1日から2009年12月31日までに行えた場合に限定された時限立法措置であった。しかし、この新たな再生措置に関する規定に対して2010年2月にEU委員会からEU法に抵触する疑義があるという通告を受けた。その結果2010年4月に連邦財務省は、通達のなかでこの新規定をEU委員会の審査が終了するまでは適用しない旨を公表した。その後2011年1月26日にEU委員会は、この再生条項が公的助成金に相当する旨を通知した。そしてこの委員会決定が2011年9月1日付でEU広報において公表され、法人税法第8c条1a項の再生規定条項はもはや適用できなくなっている²²⁸。

第4節 企業再生における再生利益課税の動向

ドイツ会社法上、DESは、簡易の減資と現物出資の2段階手続と解されている。しかも、かかる手続は、株主の4分の3以上の同意が必要であり、法的手続がDESの実施に困難を来す可能性が多分にある。債務者企業の処理法としては債務者側の立場から債権の出資と解する時価説と、会社側の立場から貸方項目間における単なる振替取引とみなす券面額説とが対立している。前者は時価をベースとし、債務者企業には価値を有する債権部分の時価と簿価との差額について再生利益（債務免除益）が生じるが、後者ではこれは

²²⁷ Dötsh, E. / Püg, A. / Möhlenbrock, R. : Die Körperschaftsteuer, Stuttgart 2014, S. 941.

²²⁸ 五十嵐邦正『会計制度改革の視座』（千倉書房、2014年）227頁。

発生しない。DESとは異なるが債務者企業の持分を投資者が取得して所有者となり、その後その投資者が自己の債権の一部を放棄してDESと同一の効果をもつ方法もある。

また、ドイツ税法上では、DESは簡易の減資に対しては払込資本の減少、現物出資は会社側では債権の出資とみなされる。その場合、債権は部分価値で時価評価され価値を喪失した債権部分は、税法上の利益（再生利益）となる。税法上、再生利益の処理をめぐって一定の条件が整えば再生利益に対する課税延期ないし課税免除を明示するBMF通達があるが、判決では対立した見解もある。また、世界的な金融不況により再生利益と繰越欠損金の相殺に関する限定ないし緩和という種々の方向も示唆されている。とりわけ再生利益の課税緩和を目指すドイツ法人税法規定について、EU委員会は審議した結果、公的助成金に相当すると判断し、その規定はもはや適用できなくなった²²⁹。

最近ではDESに代わって、負債と資本の中間を示すハイブリッドな享益権(Genusrecht)を利用したデット・メザニン・スワップ(Debt-Mezzanine-Swap : DMS)²³⁰やリバース・デット・エクイティ・スワップ(Reverse Debt-Equity-Swap : RDES)²³¹等といった新たな手法も展開されている。また株式法においては、財務危機を回避する措置として券面額をベースとした逆転換社債(umgekehrte Wandelsschuldverschreibung)によるDESが注目されている²³²。

²²⁹ 五十嵐邦正『会計制度改革の視座』（千倉書房、2014年）227頁。

²³⁰ CMS Hasche Sigle(Hrsg.) : Steueroptimierte Gestaltungen in Restruurierung, Sanierung und Insolvenz, Stuttgart 2013, S.373ff. Eilers / Bühring : Sanierungssteuerrcht. Köln 2012. S.135ff.

²³¹ CMS Hasche Sigle(Hrsg.) : Steueroptimierte Gestaltungen in Restruurierung, Sanierung und Insolvenz, Stuttgart 2013, S.379ff. Eilers / Bühring : Sanierungssteuerrcht. Köln 2012. S.124.

²³² ペーター・オー・ミュウルベルト「ドイツ株式法、債務証券および倒産法におけるデット・エクイティ・スワップとデット・デット・スワップ」『金融商事ワーキングペーパー』東京大学大学院法学政治学研究科（2013年12月）14-15頁。

第 10 章 企業再生税制に対する総合的分析・検討と解決策

第 1 節 アメリカの企業再生税制と債務免除益課税

第 8 章においては、アメリカの企業再生税制および債務免除益に関する取扱いを検討した。アメリカでは、債務免除益に対して原則総所得算入となっているが、Chapter 11 適用会社については、総所得不算入となる。この特例を認める代わりに、将来の課税所得を減少させる恩恵項目である租税属性は、総所得不算入とした額分だけ減額される。また、総所得不算入であることから租税属性を減額してもなお債務免除益が計上されてしまう場合は、その租税属性以上の債務免除益部分は無視される。

つまり、アメリカにおいて Chapter 11 適用企業に対して上述のような規定をしている点については、企業再生といった米国連邦倒産法の目的を重要視しており、なるべく再生企業に負担のかからないような税制度を構築し、さらに平等についても調和を探ったものといえる²⁸⁹。また、租税属性を欠損金のみと仮定した場合、租税属性が多い企業においては総所得不算入の割合が少なくなり、租税属性が少ない企業においては総所得不算入の割合が多くなる。このように考えると、租税属性と債務免除益が同額あるいは債務免除益の額が租税属性よりも少ない場合には課税が繰り延べられていると考えられ、他の企業と租税負担の公平は図られていると考えられる。しかし、租税属性よりも債務免除益の額が大きい場合には、総所得不算入となる割合が大きく、再生企業ではない企業との平等は図られていないとも考えられる。もっとも、日本の法人税法第 59 条では非課税という言葉は使用しておらず、内国歳入法第 108 条においては債務免除益等に対して総所得不算入と規定している点が大きく異なっているように見える。しかし、日本では期限切れ欠損金といった、通常の企業では損金算入ができない欠損金を復活させ遡及的に適用できるとしている点では、実質的に法人税法第 59 条に該当する再生を行う場合にのみ債務免除益等が非課税であるという点については同様の考え方をしているようにも考えられる。しかし、日本の場合の、一定の再生手法によっては期限切れ欠損金が優先的に控除でき青色欠損金を残しておける点と、アメリカの場合の債務免除益が租税属性より大きいときは租税属性を全て使い切ることとなり欠損金が繰り越されることはないという点で比較すると、日本の企

²⁸⁹ 高橋祐介「企業再生と債務免除益課税」『総合税制研究』第 12 号（2004 年 3 月）168 頁。

業再生税制はアメリカよりも再生企業に有利なスタートを与えており、問題があるといえる。

第2節 ドイツの企業再生税制と債務免除益課税

ドイツ会社法においては、DESは簡易の減資と現物出資の2段階手続と解されている。債務者企業の処理法としては債務者側の立場から債権の出資と解する時価説と、会社の立場から貸方項目間における単なる振替取引とみなす券面額説とが対立している。前者は時価をベースとし、債務者企業には価値を有する債権部分の時価と簿価との差額について再生利益（債務免除益）が生じるが、後者ではこれは発生しない。

また、税法上では、DESは簡易の減資に対しては払込資本の減少、現物出資は会社側では債権の出資とみなされる。その場合、債権は部分価値（Teilwert）で時価評価され、価値を喪失した債権部分は、税法上の利益（再生利益）となる。

法人税法上、原則として欠損は無期限に繰り越すことができる。ただし2004年度に過年度からの繰越欠損がある場合、まず無条件に当該事業年度の利益と相殺できる金額は所得総額100万ユーロまでは無制限に、それを超える部分についてはそのうちの所得総額60%までしか当該事業年度の利益とは相殺できないという制限措置が導入された。これは「最低課税制度」と呼ばれている。残りの40%部分については繰越欠損金が十分あるにもかかわらず、一旦租税を納付することになる。その相殺できなかった繰越欠損は失われてしまうわけではなく、翌事業年度に繰り越すことになる。

2008年法人税法8c条が新たに設けられた。この規定に従うと再生利益の課税は、5年以内に直接的あるいは間接的に構成員の権利や議決権の25%以上50%以下の比率を取得したときには、繰越欠損金はその持分割合だけしか再生利益と相殺できず、残余分はそのままであるということに変更された。その割合が50%を上回るときには再生利益と繰越欠損金の全額とを相殺できる。この規定により、持分割合が25%から50%までの間のケースでは再生利益を繰越欠損金の全額と相殺できないことになった。

さらに2009年7月には、法人税法第8c条1a項が設けられ、緩和措置が講じられた。この規定によれば支払不能もしくは債務超過を防止し、同時に本質的な事業構成を維持するための再生措置が講じられるときには、出資者の変更に伴う繰越欠損金の相殺が持分比率にかかわらず認められることとなった。本質的な事業構成の維持とは、その事業の取り

決めの中に持分取得後 5 年間にわたり法人の基準となる年間賃金総額が初期賃金総額の 400%を下回らないこと、あるいは資本会社に対して出資により相当額の事業財産を提供することを前提としていた。

しかし、このような再生利益の課税緩和に対しては、EU 委員会から、かかる措置は公的助成金に相当すると判断され、もはや法人税法上の再生規定条項は適用できなくなっている。

第 3 節 企業再生税制における債務免除益課税の総合的分析・検討

以上、本論文においては、企業再生における手法・手続き、債務免除益等の課税の根拠を明らかにし、企業再生税制の問題点を租税公平主義、特に租税の中立性の観点を軸に税法的論点から検討してきた。以下においては、分析・検討事項の整理および債務の株式化、繰越欠損金制度、企業再生税制について租税の中立性等の観点をさらに掘り下げて検討していく。

1. 債務の株式化の法的性格と債務免除益課税

第 4 章において、企業再生における企業再生手段の 1 つである DES について、東京地方裁判所平成 21 年 4 月 28 日判決（最高裁判所平成 23 年 3 月 29 日 上告不受理決定）の検討を通じて、法的性質および課税根拠に関して考察した。DES については、1 つの資本等取引として課税関係を検討する単一取引説、私法上 1 つの取引ではあるが当該取引の要素ごとに課税関係を検討する混合取引説、判例で用いられた 3 つの取引として課税関係を検討する複数取引説の 3 つの解釈方法・学説が考えられる。それぞれ検討すると、DES は、私法上、1 つの法的契約であり現物出資として取り扱われていることから、1 つの資本等取引とみることにもできる。しかし、税法上の課税関係を検討する場合、資本等取引の要素と債務免除という損益取引という 2 つの要素が混在している取引であると解する方が、DES の本質的な性格を表しているといえる²⁹⁰。そのように考えると、債務者企業には DES 実行直後に一旦自己宛債務および債権が存在し相殺されることとなるが、DES は企業再生

²⁹⁰ もっとも、複数取引説と混合取引説は表現の違いではあるが、結果的には取引ごとに課税関係を検討している点は同様である。

の手法として行われることから、その会社の財務状態は悪化しており現物出資された債権の時価は下落している。したがって、税法上、債務の額面額と現物出資された債権の時価の差額部分は、債務を免除したことと同様の効果があり、債務免除益として法人税法第 22 条 2 項のその他の取引として益金概念に該当し、益金に算入されると解することが妥当であるという結論に至った。

さらに、擬似 DES においては、DES と同様の効果を持ちながらも、取引形態は債務の弁済および金銭出資であることから原則課税所得は生じないため、DES との課税の均衡について問題があったといえる。第 4 章で分析・検討した東京高等裁判所平成 13 年 7 月 15 日判決においては、法人税法第 132 条の同族会社の行為計算否認規定を適用し、金銭出資および子会社からの貸付金の返済後に当該株式を売却した際に有価証券売却損を計上した行為を「一連の行為」とみなして、擬似 DES の部分を含んだ当該一連の行為を否認している。つまり、当該判例では、額面金額よりも発行価額を大幅に超える払込みがあったことから、額面金額を超える部分については寄附金とする判断が下されている。当該判例については、債権者企業側の取引について争われた事例であるが、合理的な再建計画に基づかないようなケース等で擬似 DES が行われた場合は、当該事例のように寄附金認定がなされた際に債務者企業に受贈益として益金を認識するといった可能性がある。さらには、法人税法第 132 条に該当する場合においては、擬似 DES を DES とみなして課税所得を検討し、益金を認識することもあり得る。このように、DES と同様の法的効果をもたらす擬似 DES については、受贈益または債務免除益として益金認識する可能性は残されているが、現行税法上は原則課税所得が生じないことから DES との課税関係の均衡が保たれていないといえる。もっとも、DES と擬似 DES については、債務超過を解消する手段として活用されるということでは同様の趣旨であり、現金の流入・流出が絡むか否かという点のみが異なっているに過ぎないといえる。この差異が、重要な課税上の取扱いの違い（債務免除益が発生し課税されるか否か）を生み出すという合理的な理由になるとは考えにくい。そうであるとすれば、DES と擬似 DES については、本来は同様の課税関係とされるべきなのではないかと考える。

このように、DES においては債務免除益が計上されることとなるが、法人税法第 59 条により、法的整理手続や一定の私的整理手続がなされた場合においては当該 DES により債務免除益が計上されたとしても、期限切れ欠損金との相殺といった特例も認められているのが現状である（法人税法第 59 条による取扱いについての検討は、当節の 3 で検討す

る。)。実際にはそのような法的整理手続や一定の私的整理手続を行う前に、早期に債務超過状態を解消し経営状況を安定させるために DES を行うことも経営戦略としては十分に考えられる。しかし、青色欠損金の金額以上の債務免除益が計上された場合には課税負担が生じキャッシュが圧迫され、DES の効果は減殺されてしまうため、何らかの租税負担の軽減措置が必要であると考えられる。

2. 欠損金の繰越控除制度における期間制限および控除制限

法人税法第 57 条においては、欠損金の繰越控除について規定されており、適用要件、期間制限さらには控除制限が設けられている。そもそも、欠損金について、無期限に繰り越されていくべきものであれば法人税法第 59 条で規定しているような期限切れ欠損金といった概念は存在しない。そこで、第 6 章において欠損金について期間制限を設ける必要があるのか等について、企業会計および税法的視点から検討を行った。

企業会計においては、継続企業を前提としているため便宜的に期間を区切り損益計算を行っている。これは、各事業年度に、株主等の利害関係者に企業の財政状態や経営成績を明らかにする必要がある、当期の利益等を算定することを目的としているからである（企業会計原則第二、一・第三、一）。そして、一定の場合を除き、繰越利益として各事業年度の利益または損失が繰り延べられていく。つまり、企業会計上の欠損金は、企業の全存続期間にわたる全体損益計算と人為的に区画する期間損益計算との関係（一致の原則：Kongruenzprinzip）²⁹¹から自動的に調整されることになる。したがって、税法における所得課税制度の基礎的計算思考も一定期間の活動の結果としてどれだけの成果をあげたかを計算すること、すなわち期間的成果計算（periodische Erfolgrechnung）²⁹²を基礎としていることから、税法上、欠損金は無期限・無制限に繰越控除が認められるべきである。

しかし、法人税は期間税であり、事業年度独立の原則により期間所得に対する租税負担として算定され、ある年度の課税所得は他の年度の課税所得計算に影響しないとされているため、事業年度独立の原則を厳格に適用すると所得の発生仕方によっては、租税負担

²⁹¹ Schmalenbach E. : Dynamische Bilanz, 13.verbesserte und erweiterte Aufl., Köln/Opladen 1962. S.64-66.エ・シュマーレンバッハ著/土岐政藏訳『12版・動的貸借対照表論』（森山書店、1972年）44-46頁。

²⁹² 柳裕治『税法会計制度の研究－税務財務諸表独立性の論理－』（森山書店、2005年）197頁。

に不公平が生じることとなる。したがって、欠損金の繰越控除制度は、所得変動に対する中立的で公平な租税負担の視点からは、所得金額と欠損金額とを平準化する調整的措置のため調整の対象となる期間は無期限であり、金額も無制限（青色欠損金の範囲内）でなければならない。しかし、欠損金の繰越控除制度は、現行法上も期間制限が設けられており、その理由としては、所得課税制度における事業年度独立の原則からの例外的措置であり、納税者に対する特典的性質を帯びているのであって、かかる特典を永久に納税者の権利として留保することは財政収入確保および安定性の阻害要因となるためと考えられる²⁹³。また、鈴木一水教授は、欠損金の繰越控除を無制限に認めると限界税率が低下しやすいため、当該制度を利用した税顧客裁定の機会を企業に与えることとなってしまう、税収の確保のみならず課税の公平の観点からも問題があるため、期間制限が加えられていると説明されている²⁹⁴。一方で、期間制限については無期限とするべきという見解もあるが、租税法律主義および租税公平主義等の観点からは望ましいとはいえない。なぜなら、わが国は申告納税制度を採用していることから、第一次的に当該納税申告により課税所得に対する納税義務が確定するが、補完的に租税行政庁が行う更正または決定の処分により第二次的に確定することになる。そのため、期間を無期限とすることは租税法律関係がいつまでも終了せず法的安定性・予測可能性の観点からも問題が生じる。また、租税の公平・中立性を保つためには、適正な所得・欠損金額を算定し確定する必要がある、そのための証拠書類等の保存が必要となってくる。このようなことから、欠損金の繰越控除については、期間制限を設けることが妥当である。欠損金の繰越期間については、平成 28 年度改正により、平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度において生じた欠損金額については 10 年に延長されたが、アメリカの 20 年間やドイツの無期限と比べると繰越控除期間は短いように感じられる。かかる繰越期間については、租税の公平・中立性等の観点から、帳簿書類の保存期間、更正等の除斥期間、租税争訟における立証の困難性および個人所得課税との balan

²⁹³ 武田隆二『法人税法精説（平成 17 年版）』（森山書店、2005 年）939 頁。

²⁹⁴ 限界税率とは、「当年度における課税所得の追加 1 円がもたらす当年度および将来の支払税額または還付税額の増減の現在価値」と定義づけている。鈴木一水『税務会計分析—税務計画と税務計算の統合—』（森山書店、2013 年）140-141 頁。また、税顧客裁定（clientele-based arbitrage）については、「伏在税の存在によって直面する税率の異なる複数の納税者間で税負担の異なる形式を組み合わせられて行われる」税率の差を利用して税額を減少または利益を得る税裁定のことを示している。鈴木一水『税務会計分析—税務計画と税務計算の統合—』（森山書店、2013 年）55 頁。

ス等と整合性を保ちつつ合理的な期間を設定する必要がある。

また、期限切れ欠損金については有利な取扱いであるといえるが、課税関係が終了し本来ならば課税の対象期間から外れたような損金について遡及して適用することは望ましいとはいえず、税法上の考えから逸脱していると考えられる。また、青色欠損金については別表7で管理されているが、期限切れ欠損金については管理がなされていない状態である。実務上は通達により便宜的に、別表5(一)の期首現在利益積立金額がマイナスである場合の金額から青色欠損金等を控除した額を期限切れ欠損金として計上している(法人税法基本通達12-3-2)。しかし、当該期首現在利益積立金額については、寄附金や交際費、役員賞与等の社外流出を伴う費用について、税務上否認され損金不算入となった場合その金額分だけ多く計上されることになる。さらに、自己株式の取得や適格組織再編等を原因とした利益積立金額の増減があれば、利益積立金の残高は適正な期限切れ欠損金とは一致しない²⁹⁷。そのように考えると、適切に管理されていない期限切れ欠損金を損金算入させることは、適正な所得計算という前提を崩していると考えられることから、妥当であるとはいえない。

さらに、現行法人税法において、法人税率引き下げに伴う税収確保等の目的のため中小法人等以外の法人には控除制限が設けられている。欠損金の繰越控除期間が無期限であれば、控除制限にかかった部分においても期限切れ欠損金とならないはずであるが、期間が限定される場合、控除制限にかかった欠損金が期限切れとなる可能性もある。このように、繰越期間の制限と繰越控除の限度額の制限の二重の制限は、法人税率の引き下げによる減税を補うための税収確保等の政策的な意味合いが強く、本来の欠損金の繰越控除制度の趣旨から再検討する必要があると考える。

3. 債務免除益課税と租税公平主義

第7章において、企業再生税制である法人税法第59条の規定については、政策的な意味合いが強く、税法の原則である租税法律主義・租税公平主義、および所得計算原理、さらには企業経営に対する租税の中立性の観点からすると望ましくないとする面もあることを述べた。特に、会社更生手続き等において債務免除益等が計上された場合は、期限切れ欠

²⁹⁷ 古田美保「欠損金に係る課題 - 事業再生の観点から -」『税務会計研究』第24号(2013年9月)42頁。

損金から先に損金算入することができ、損金算入しなかった青色欠損金を翌期に繰り越すことができる規定となっている。第7章で検討したJALは、会社更生法による会社更生手続により財産評定がなされ、その結果、多額の資産評価損が計上されることとなり、また多額の債務免除益等が計上されても期限切れ欠損金が残っていれば優先的に控除されたため多額の青色欠損金が翌期に繰り越されることとなった。その結果、JALは企業再生後、大幅な利益を計上したが、当分の間課税を免れることとなった。この点については、当該優遇措置が市場競争に歪みを与える恐れもあるという問題点を惹起した。つまり、法人税の減免により、キャッシュフローは押上げられ、新規の設備投資等に力を注ぐこともでき当該再生企業が既存のその他の企業より競争力が高まる可能性もある。そして、企業再生税制の目的である企業再生を阻害させないための措置が、当該再生企業と同一市場で競争している企業にとっては、不公平であり競争環境の歪みに繋がるものといえる。

ここでいう租税公平主義とは、税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならないと、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならないという、税法の基本原則である²⁹⁸。何を持って公平・中立であるかが問題となるが、その判断の標識として担税力が用いられている²⁹⁹。担税力は経済的負担能力のことであるが、当該基準として所得・財産・消費の3つが挙げられ、その適切な尺度として最も優れているのが所得であり、公平な税負担の要請にも適合しているとされている³⁰⁰。

法人税法第59条に定められている、会社更生法等および民事再生法、一定の私的整理において更生・再生手続がなされた場合、法的には組織体は継続・存続しており当該企業は他の健全な企業と状況は異なるが、担税力の観点からは同様であると解すべきである。したがって、債務免除益等については、原則益金として計上されるものであるが、他の企

²⁹⁸ 金子宏『租税法（第21版）』（弘文堂、2016年）83頁。

中里実・弘中聡浩・瀧圭吾・伊藤剛志・吉村政徳『租税法規概説』（有斐閣、2011年）17頁。

²⁹⁹ 水野忠恒『租税法（第4版）』（有斐閣、2009年）12頁。金子宏『租税法（第21版）』（弘文堂、2016年）83頁。租税の公平とは、等しい状態にある者には等しい税負担を課し（水平的公平）、等しくない状態にある者には適切な差異を設けた税負担を課す（垂直的公平）を意味している。（北野弘久『現代税法講義（第4版）』（法律文化社、2005年）20頁、中里実・弘中聡浩・瀧圭吾・伊藤剛志・吉村政徳『租税法規概説』（有斐閣、2011年）17頁。等）

³⁰⁰ 金子宏『租税法（第21版）』（弘文堂、2016年）84頁。形式的平等と実質的平等の関係では、形式的平等も立法・適用において必要となるが、税法では、それ以上に納税者の負担能力に応じた実質的な平等を求めているといつてよい。山田二郎『実務 租税法講義』（民事法研究会、2005年）72頁。

業では損金に算入できない期限切れ欠損金の損金算入、採用する再生手段により期限切れ欠損金の優先控除ができるとしている法人税法第 59 条は、租税の公平性・中立性の観点からは妥当であるとはいえないのである。

ただし、税法は租税特別措置法などの政策的な取扱い・法規定も多様に存在するのも事実であり、これらの規定は不合理な優遇といえるかどうかの一つの判断基準となる。したがって、会社更生法等の他の法律からの要請である企業再生といった目的を果たすための行為が租税によってその目的を阻害させる可能性があることについては、一定の配慮が必要不可欠であると考えられる。しかし、現行法においては、JAL の事例でみたように一定の配慮が、市場競争に歪みを与え、かつ企業再生を果たすといった目的以上の優遇を租税が与えていると考えられる。また、資本主義経済社会においては、資本は公共の利益に役立つような産業に、また同一産業のなかでは経営者が資本を有効に利用しうる企業に流入すべきである。ある企業が相当期間にわたって利益をあげているならば、このことは、その資本が現存する需要に役立つような産業のなかで有効に使われていることを意味し、もし資本が長期間利益をあげていないならば、このことは資本が無能な者に委ねられているか、または持続的な需要に役立たない産業に使われていることを意味している³⁰¹。したがって、税法は、資本主義経済社会においては、租税の公平性・中立性の視点を基本として対応すべきであり、他の法律の阻害要因とならないような措置を講じなければならないのである。

そこで、企業再生を図る企業に対してどのような措置を講ずるべきか、租税の公平・中立性の観点から提案する。

第 4 節 企業再生税制の問題点と解決策

1. 債務の株式化

前節では、租税の中立性の観点から検討を行ってきた。そのことを踏まえて、「合理的な再建計画がある場合」等の要件を設け、その要件に該当する場合には DES の実施時において債務免除益に対する課税所得を発生させずに、将来一定の事象が生じた場合に課税することを提案する。一定の事象が生じた場合に課税することとは、例えば債務の株式化に

³⁰¹ W.A.Paton / A.C.Littleton: An Introduction To Corporate Accounting Standards, American Accounting Association, 1970, p.3

より発行された株式に配当が行われた場合や、償還条件付株式等の種類株式が発行された場合（配当が可能となった後に償還する等の条件や優先配当等の条件を付す必要があると思われる。）には償還した時等のことをいう。配当が可能であることは、すなわち分配可能額が発生するということになり、債務超過の解消や一定程度の再建を達成したとみることもできることから、DES 実行時に繰り延べた債務免除益を取り崩して課税することは資金繰り等を考慮しても可能であると考え。また、債務免除益に対して課税される時期は異なるものの課税を免除するわけではないことから、租税の中立性の観点を考慮しても妥当と考えることができる。

2. 企業再生税制

上述した検討等を踏まえて、企業再生時において債務免除益等が計上され課税所得が発生する場合については、制度上課税の繰延べが適切であるといえる。すなわち、通常の企業であれば債務免除益等は益金に算入されるどころ、企業再生を行う企業に対して課税してしまうと会社更生法および民事再生法の目的を阻害し、本来の企業再生税制の役割を果たせないこととなる。したがって、特に影響のある債務免除益等について、青色欠損金で相殺できない部分を課税の繰延べとすることにより企業再生時においては租税負担が軽減されることとなるのである。また、第 10 章第 3 節 2 で述べたように、期限切れ欠損金といった損金を法人格が継続している会社に対して復活させ遡及適用することは税法上妥当ではなく、企業再生時においても青色欠損金の範囲内で当該債務免除益等の額の損金算入は考えるべきである。また、厳密に公平性・中立性を検討すると課税の繰延べによる時間価値を考慮する必要もあり、企業再生時に債務免除益等を負債調整勘定として負債に計上し、5～10 年の間に負債調整勘定を償却し特別利益として計上していくという処理方法も考えられる。ただし、この方法では会計にまで影響が及ぶこととなり、企業再生時に債務免除益相当額が負債に計上されてしまうので財務内容の改善を阻害してしまう恐れがある。それゆえに、税法上の調整項目として別表で加算する方法が適切であると考え。

上述の提唱について、そもそも企業再生の計画の段階で営業利益の黒字化が見込めるものが企業再生手続を行っており、また全ての法的整理終了企業が対象の数値ではないが約

70%が黒字を計上していることから、当該提唱案は実現可能であると考えられる³⁰²。さらには、会社更生法等が適用される場合は、手続き終了後に収益力が回復し財務内容が改善することが可能であり、解散・清算するよりも債権者にとって損失を招く結果とならない場合であるから、課税を繰り延べて税を回収することは可能である。もっとも、課税の繰延べに対応できないような企業は、企業再生を行う意味があるのかという点も検討する必要がある。ただし、企業再生終了直後は黒字が計上されたからといって、キャッシュフローが厳しい可能性があることを加味し、企業再生終了後 3～5 年はその償却益の計上を見送る措置も必要と考える。このような措置の創設により、企業再生を阻害させず、また租税の措置が過度な優遇とならないように租税の公平性・中立性も確保でき市場競争の歪みが生じる可能性を排除することができるのである。

資本主義経済社会においては、資本は公共の利益に役立つような産業に、また同一産業のなかでは経営者が資本を有効に利用しうる企業に流入すべきである。したがって、税法は、資本主義経済社会においては、租税の公平性・中立性の視点を基本として対応すべきであり、他の法律の阻害要因とならないような措置を講じなければならないのである。

³⁰² 帝国データバンク HP「民事再生終結企業の追跡調査」

<http://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p130307.pdf> (2016年8月)

2009年3月末までに民事再生手続きを終結した3,012社のうち、2011年度は「黒字」506社(69.8%)に対し、「赤字」は219社(30.2%)となり、約7割が黒字を確保している。

第11章 結論

以上、企業再生税制について、租税の公平・中立性の観点から、特に債務の株式化 (DES) と債務免除益課税に関して、学説・判例・外国税制等の分析・検討を試み、理論と実践において整合性のある新たな企業再生税制の構築に向けた解決策の提唱を行ってきた。

まず、DES については、東京地方裁判所平成 21 年 4 月 28 日判決（最高裁判所平成 23 年 3 月 29 日 上告不受理決定）の検討を通じて、法的性質および課税根拠に関して検討した。DES については税法上、単一取引説、混合取引説、複数取引説の 3 つの解釈方法・学説が考えられる。税法上の課税関係を検討する場合、資本等取引の要素と債務免除という損益取引という 2 つの要素が混在している取引であると解する混合取引説の考え方を採る方が、DES の本質的な性格を表しているといえる。そのように考えると、DES は企業再生の手法として行われることから、その会社の財務状態は悪化しており現物出資された債権の時価は下落している。したがって、税法上、債務の額面額と現物出資された債権の時価の差額部分は、債務を免除したことと同様の効果があり、債務免除益として法人税法第 22 条 2 項のその他の取引として益金概念に該当し、益金に算入されると解することが妥当であるという結論にいたった。

さらに、擬似 DES においては、DES と同様の法的効果を持ちながらも取引形態は債務の弁済および金銭出資であり原則課税所得は生じないことから、DES との租税の公平性について問題があることについて検討を加えた。もともと、DES と擬似 DES は、債務超過を解消する手段として活用されるという同様の趣旨であり、現金の流入流出が絡むか否かという点のみが異なっているに過ぎないといえる。この差異が、重要な課税上の取扱いの違いを生み出すという合理的な理由になるとは考えにくい。そうであるとすれば、DES と擬似 DES については、本来は同様の課税関係とされるべきなのではないかと考える。

また、特に DES は、財務内容改善のための手段として多く用いられていることから、「合理的な再建計画等」があった場合などの要件を設け、課税を繰延べることを提唱した。このように、契約上は 1 つの取引ではあるが、個々の要素を検討していくと当該要素ごとに課税されるような取引など、手続きが複雑化した取引は今後も増えていくように思う。その度に、税法上では課税・非課税の検討を慎重に行う必要がある。

さらに、会社更生法、民事再生法、一定の私的整理に基づく手続を行った際に生じる DES を含む債務免除益の課税のあり方について、欠損金の本質、欠損金の繰越控除制度の検討

および事例の検証を行い租税公平主義、租税の公平性・中立性の観点等から考察し解決案を提唱した。まず、法人税は期間税であり、事業年度独立の原則により期間所得に対する租税負担として算定されるため、欠損金の繰越控除制度は、所得変動に対する中立的で公平な租税負担の視点から、所得金額と欠損金額とを平準化する調整的措置として設けられているのである。したがって、欠損金の繰越控除制度は、租税負担の指標たる所得測定の合理的調整措置として必要であり、調整の対象となる期間は無期限であり、金額も無制限でなければならないと理解するとともに、繰越控除期間については時間的に一定の制限を加える必要性があることを検討した。繰越控除期間については、租税の公平性・中立性等の視点から、帳簿書類の保存期間、更正等の除斥期間、租税争訟における立証の困難性および個人所得課税とのバランス等と整合性を保ちつつ合理的な期間を設定する必要がある。したがって、期間制限が必要という理論展開からは、期限切れ欠損金という概念が発生してくる。企業再生税制においては、要件を満たせば債務免除益相当額分の期限切れ欠損金を優先的に損金算入できる点について、課税関係が終了し、本来ならば課税の対象期間から外れたような損金について遡及して適用することは望ましいことではなく、税法上の考えから逸脱していると考える。また、青色欠損金については別表 7 で管理されているが、期限切れ欠損金については管理がなされていない状態である。その点も考えると、適切に管理されていない期限切れ欠損金を損金算入させることは、適正な所得計算という前提を崩していると考えられることから、妥当であるとはいえない。

そして、アメリカおよびドイツの債務免除益課税の取扱いについても検討を行った。アメリカにおいて、Chapter11 適用会社は、債務免除益が総所得不算入となるかわりに将来の所得を減額させる恩恵項目である租税属性を減額するといった処理方法がとられていることを確認し、この取扱いについては日本の法人税法第 59 条よりも租税の公平性・中立性が図られていることについて論考した。ただし、Chapter11 適用の場合は、租税属性を超える債務免除益については総所得不算入となるため、再生会社ではない会社との公平性は図られていないとも考えられ、また租税属性の減額をするものの総所得不算入とすることに対して問題がある。また、ドイツにおいては、税法上、原則として、欠損金は無期限に繰り越すことができるが、控除制限措置が導入されている。再生利益（債務免除益）課税については、2008 年法人税法 8c 条が新たに設けられ、再生利益の課税は、5 年以内に直接的あるいは間接的に構成員の権利や議決権に変更が生じた場合、繰越欠損金はその持分割合だけしか再生利益と相殺できず、残余分はそのままとすることと変更された。しか

し、2009年7月には、法人税法第8c条1a項が設けられ、一定の条件の下で緩和措置が講じられた。しかし、このような再生利益の課税緩和に対しては、EU委員会から、公正な競争原理からかかる措置は公的助成金に相当すると判断され、もはや税法上の再生規定条項は適用できなくなっている。すなわち、ドイツでは公正な市場競争を維持するため税法上においても詳細な処置が講じられている点について評価できる。

上記のように検討した上で、わが国の企業再生税制は、租税の公平性・中立性の観点から妥当ではなく、市場競争に歪みを与え、再生企業に対して税が過度な優遇をしている等の問題点を指摘した。さらに、これを解決するために、企業再生時での期限切れ欠損金の適用禁止、そして青色欠損金以上の債務免除益に対しては課税を繰延べることを提唱した。

このように、企業再生税制は、会社更生法・民事再生法・私的整理ガイドライン等の他の法律や規定と密接に関わっており、それらの要請・目的に対して税制が阻害させるような取扱いがなされるようであれば、一定の配慮が必要である。しかし、その税法による配慮はあくまで、他の法律の目的を達成することを援助するまでであり、税法上の中立性が保たれないのであれば問題であり、目的達成以上の配慮は過度な優遇にあたるため適当とはいえない。

今後、経済の状況により企業再生税制の必要性・重要性は高まることも踏まえて、租税の公平性・中立性の観点、市場競争に影響を与えないような法整備・税制措置を講ずることが必要である。

参考文献

日本語文献

(著書)

- ・安藤英義・新田忠誓・伊藤邦雄・廣本敏郎編集代表『会計学大辞典（第5版）』（中央経済社、2007年）
- ・五十嵐邦正『資本金計制度』（森山書店、2008年）
- ・五十嵐邦正『ドイツ会計制度論』（森山書店、2012年）
- ・五十嵐邦正『会計制度改革の視座』（千倉書房、2014年）
- ・伊藤公哉『アメリカ連邦税法（第5版）』（中央経済社、2013年）
- ・稲見誠一・佐藤信祐『企業再生の税務（第2版）』（中央経済社、2010年）
- ・井上久彌『税務会計論』（中央経済社、1988年）
- ・堀内秀晃・森倫洋・宮崎信太郎・柳田一宏『アメリカ事業再生の実務・連邦倒産法 Chapter11 とワークアウトを中心に-』（社団法人金融財政事情研究会、2013年）
- ・エ・シュマーレンバッハ著/土岐政藏訳『12版・動的貸借対照表論』（森山書店、1972年）
- ・太田達也『事業再生の法務と税務』（税務研究会出版、2013年）
- ・奥島孝康・落合誠一・浜田道代『新基本法コンメンタール 会社法 1』（日本評論社、2010年）
- ・奥島孝康・落合誠一・浜田道代『新基本法コンメンタール 会社法 2』（日本評論社、2010年）
- ・岡村忠生『法人税法講義（第3版）』（成文堂、2007年）
- ・金子宏『租税法（第21版）』（弘文堂、2016年）
- ・金子宏・中里実・J.マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』（有斐閣、2014年）
- ・神足勝彦・見瀬賢悟『最新 純資産の部の会計・税務』（ぎょうせい、2011年）
- ・許斐義信『ケースブック 企業再生』（中央経済社、2013年）
- ・岸田貞夫・矢内一好・柳裕治・吉村典久『基礎から学ぶ現代税法（第2版）』（財経詳報社、2015年）
- ・北野浩久『現代税法講義（第4版）』（法律文化社、2005年）

- ・ 経済産業省経済産業政策局産業再生課編『各国の事業再生関連手続について－米・英・仏・独の比較分析－』（金融財政事情研究会、2011年）
- ・ 桜井久勝『財務会計講義（第16版）』（中央経済社、2015年）
- ・ 財務省大臣官房文書課『平成18年度税制改正の解説』（大蔵財務協会、2006年）
- ・ 島田哲宏『詳解 繰越欠損金の税務』（大蔵財務協会、2012年）
- ・ 事業再生研究機構税務問題委員会『事業再生における税務・会計 Q&A（増補改訂版）』（商事法務、2011年）
- ・ 鈴木一水『税務会計分析・税務計画と税務計算の統合』（森山書店、2013年）
- ・ 武田昌輔編『DHC コメントール法人税法（第3巻）』（第一法規、2015年）
- ・ 武田昌輔編『DHC コメントール法人税法（第2巻）』（第一法規、2016年）
- ・ 武田昌輔編『会社税務積義（Digital版）』（第一法規、2016年）
- ・ 武田隆二『法人税法精説（平成17年版）』（森山書店、2005年）
- ・ 知野雅彦監修『企業・事業再生ハンドブック』（日本経済出版社、2015年）
- ・ 東京弁護士会『法律家のための税法[会社法編]（新訂第6版）』（第一法規、2011年）
- ・ 広瀬義州『財務会計（第12版）』（中央経済社、2014年）
- ・ 藤原総一郎編『DES・DDSの実務（第3版）』（きんざい、2014年）
- ・ 藤原総一郎監修『企業再生の法務（改訂版）－実践的リーガルプロセスのすべて－』（一般社団法人金融財政事情研究会、2012年）
- ・ 福田幸弘監修『シャウプの税制勧告』（霞出版社、1985年）
- ・ 古川和典『再建型倒産手続 実務ハンドブック－民事再生・会社更生・私的整理－』（ぎょうせい、2015年）
- ・ 高橋英治『ドイツ株式法概説』（有斐閣、2012年）
- ・ 中里実・弘中聡浩・瀧圭吾・伊藤剛志・吉村政穂『租税法概説』（有斐閣、2011年）
- ・ 中村慈美『不良債権処理と再生の税務』（大蔵財務協会、2014年）
- ・ 中村利雄『法人税の課税所得計算（改訂版）その基本原理と税務調整』（ぎょうせい、1990年）
- ・ 成道秀雄『税務会計－法人税の理論と応用－』（第一法規、2015年）
- ・ 成道秀雄・松嶋隆弘・坂田純一編『法人税法の理論と実務』（第一法規、2014年）
- ・ 野村智夫・竹俣耕一『企業再建・清算の会計と税務 第4版』中央経済社2011年
- ・ 松沢智『新版 租税実体法－法人税法解釈の基本原理－』（中央経済社、1994年）

- ・水野忠恒『租税法（第4版）』（有斐閣、2009年）
- ・柳裕治『税法会計制度の研究—税務財務諸表独立性の論理—』（森山書店、2005年）
- ・柳裕治編『税務会計論（改訂版）』（創成社、2015年）
- ・山田二郎『実務 租税法講義』（民事法研究会、2005年）
- ・山田二郎・大塚一郎編『租税法判例実務解説』（信山社、2011年）
- ・山崎彰三『事業再生の実務』（日本公認会計士協会出版局、2012年）
- ・吉野正三郎『ドイツ倒産法入門』（成文堂、2007年）

（論文）

- ・相澤哲編著「立案担当者による新・会社法の解説」『別冊商事法務』第295号（2006年5月）
- ・明石一秀「債務の株式化と会計上の評価」『企業会計』第54巻10号（2002年10月）32-42頁。
- ・明石一秀・弥永真生「債務超過会社の債務の株式化」『企業法学』第8巻（2001年）88-111頁。
- ・浅野健次「平成25年度税制改正における法人税関係の改正について」『T&Amaster』第509号（2013年7月）14-33頁。
- ・池上恭子「米国連邦倒産法チャプター11による企業再建の動向-GMおよびChryslerの事例を中心として」『海外事情研究』第40巻第2号（2013年3月）61-84頁。
- ・井端和男「日本航空の会社更生法適用と黒字倒産」『NBL』第924号（2010年3月）46-51頁。
- ・岩崎政明「子会社株式の高価引受と同族会社の行為計算否認」『ジュリスト』第1215号（2002年1月）192-194頁。
- ・植木康彦「更生手続開始決定等があった企業への影響」『税経通信』第70巻7号（2015年7月）42-55頁。
- ・太田洋「改正商法下のデット・エクイティ・スワップと課税上の取扱い」『商事法務』第1638号（2002年9月）40-51頁。
- ・太田洋、北村導人「デット・エクイティ・スワップ（DES）に関する租税法上の諸問題」『経理研究』第55号（2012年3月）307-322頁。

- ・岡村健司「不良債権の税務・会計処理はどうすべきか」『銀行法務 21』第 616 号（2003 年 3 月）147-155 頁。
- ・小田修司「デット・エクイティ・スワップを巡る課税問題」『税務事例研究』第 91 号（2006 年）59-77 頁。
- ・小野展克「日本航空再上場の課題」『嘉悦大学研究論集』第 55 卷 2 号（2013 年 3 月）1-13 頁。
- ・金子宏「法人税における資本等取引と損益取引－『混合取引の法理』の提案－」『税財政の今後の課題と展望 日本租税研究協会創立 60 周年記念租税研究大会記録』（日本租税研究協会、2009 年 11 月）1-15 頁。
- ・岸田雅雄「法人税の課税ベース」『租税法研究』第 17 号（1989 年 10 月）26-49 頁。
- ・久保寛展「ドイツ企業再建法における企業再建手法としてのデット・エクイティ・スワップ」『福岡大学法学論叢』第 58 卷 1 号（2013 年 6 月）255-284 頁。
- ・倉部真由美「アメリカ連邦倒産法における担保権実行の制限（1） - 自動的停止をめぐる議論の変遷 - 」『民商法雑誌』第 123 卷 3 号（2000 年 12 月）352-384 頁。
- ・倉見延睦「デット・エクイティ・スワップにおける課税問題-債務消滅益に対する課税の検討を中心に-」『立命館法政論集』第 9 号（2011 年）73-111 頁。
- ・鶴川和「事業再生手続の利便性向上を目指す欧州各国」野村資本市場研究所『資本市場クォーターリー』第 15-1 号（2011 年夏号）39-49 頁。
- ・桑原寛「中小企業のための企業再生の税務 - 債務免除益課税の影響をふまえて - 総論 中小企業の事業再生手法と税務」『税経通信』第 65 卷 14 号（2010 年 12 月）79-88 頁。
- ・税制調査会「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」『別冊商事法務』第 252 号（2000 年 10 月）144-151 頁。
- ・品川芳宣「役員報酬の仮装経理の有無と DES 等における債務免除益等の存否」『T&A master』第 321 号（2009 年 9 月）22-36 頁。
- ・関子善信「簿価が額面を下回る債権による DES と債務消滅益の存否」『速報判例解説 TKC ライブラリー』第 29 号（2010 年 4 月）331-334 頁。
- ・高橋祐介「企業再生と債務免除益課税」『総合税制研究』第 12 号（2004 年）162-193 頁。
- ・田頭章一「事前調整型事業再生手続の意義と限界」『ジュリスト』第 1401 号（2010 年 6 月）21-28 頁。

- ・武田昌輔「欠損金の繰越制度の検討(3)」『税務事例』第40巻6号(2008年6月)70-75頁。
- ・武田昌輔「欠損金額の繰越し制度の理論と実務(総説)」『日税研論集』第59巻(2009年11月)3-47頁。
- ・都井清史「債務の株式化(DES)」『税理』第49巻7号(2006年5月)89-93頁。
- ・中里実監修「税理士のための法律学講座」『税研』第20巻3号(2004年11月)46-51頁。
- ・中里実・太田洋・神田秀樹・増井良啓「座談会 会社法からみた租税法の意義—研究者の視点・実務家の視点—」『ジュリスト』第1445号(2012年9月)12-35頁。
- ・中島弘雅「イギリスの企業倒産手続の構造と会社法との接点」『企業と法創造—知的財産法研究II—』第7号(2006年6号)5-25頁。
- ・中山孝雄「破産・民事再生事件の動向と事例から見たいくつかの課題」『事業再生と再建管理』第149号(2015年7月)44-61頁。
- ・成道秀雄「企業清算支援税制」『日税研論集』第66号(2015年)131-151頁。
- ・成道秀雄「会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度」『日税研論集』第59号(2009年)91-120頁。
- ・難波孝一・渡部勇次・鈴木謙也・徳岡治「会社更生事件の最近の実情と今後の新たな展開・債務者会社が会社更生手続を利用しやすくするための方策・DIP型会社更生手続の運用の導入を中心に」『旬刊金融法務事情』第1853号(2008年12月)24-39頁。
- ・蓮井明博「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱の解説」『企業会計』第54巻12号(2002年12月)97-103頁。
- ・畠山肇「JAL再生問題」『立法と調査』第301号(2010年2月)169-178頁。
- ・林幸一「中小企業再生における擬似DESに係る課税問題」『大阪経大論集』第61巻3号(2010年9月)111-130頁。
- ・針塚遵「デット・エクイティ・スワップ再論」『商事法務』第1632号(2002年6月)16-21頁。
- ・針塚遵「東京地裁商事部における現物出資等検査役選任事件の現状」『商事法務』第1590号(2001年3月)4-9頁。
- ・福田啓「デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)の現状と課題」『住生総研レポート』第14巻3号(2002年4月)3-9頁。

- ・古田美保「欠損金に係る課題 - 事業再生の観点から -」『税務会計研究』第 24 号 (2013 年 9 月) 33-50 頁。
- ・藤井茂男「DES による債務消滅益」『税理』第 53 卷 13 号 (2010 年) 94-99 頁。
- ・藤田友敬「自己株式取得と会社法 (下)」『旬刊商事法務』第 1616 号 (2001 年 12 月) 4-9 頁。
- ・松嶋隆弘「いわゆるデット・エクイティ・スワップ事件」『日本法学』第 77 卷 4 号 (2012 年 3 月) 61-79 頁
- ・松嶋隆弘「会社法のもとにおけるデット・エクイティ・スワップ」『日本法学』第 75 卷 3 号 (2010 年 1 月) 177-202 頁。
- ・松村和徳・店橋洋平・内藤裕貴・谷口哲也「ドイツ倒産法の改正動向 (1)」『比較法学』第 49 卷 2 号 (2015 年 12 月) 268-310 頁。
- ・村田典子「アメリカにおける 1 つの再建型倒産処理手続きの生成過程 - 裁判外手続との関係からみた再建型手続の機能 -」『東京都立大学法学会雑誌』第 44 卷 2 号 (2004 年 1 月) 503-542 頁。
- ・守永誠治「企業会計・会社法における繰越欠損金」『日税研論集』第 59 号 (2009 年 11 月) 121-159 頁。
- ・八ッ尾順一「税法における資本等取引と損益取引」『税理』第 49 卷 7 号 (2006 年 5 月) 26-32 頁。
- ・弥永真生「債務の株式化 - ヨーロッパにおける扱いを参考にして -」『ジュリスト』第 1226 号 (2002 年 7 月) 84-90 頁。
- ・山内進・上田真士「我が国の税法における欠損金の繰越制度に関する一考察 - ハイブリッド税法および国際比較の視点から -」『福岡大学商学論叢』第 55 卷 4 号 (2011 年 3 月) 351-396 頁。
- ・「DES (デット・エクイティ・スワップ) における課税関係について (特集 昨年度[平成 18 年度]改正点の再検討 (第 1 回))」『税務 QA』第 63 号 (2007 年 6 月) 14-18 頁。

外国語文献

(著書・論文等)

- Bankruptcy Tax Act of 1980 senate report, No96-1035, 96th Congress 2nd Session 1980.
- Barry L, Zaretsky, Trustees and Examiners in Chapter11,44 S.C.L, Rev. 907,1992-1993
- Cahn, A. / Simon, S. / Thieiselman, R. : Debt Equity Swap zum Nennwert ! , in Der Betrieb 30-2010.
- CMS Hasche Sigle, Partnerschaft von Rechtsanwälten und Steuerberatern : Steueroptimierte Gestaltungen in Restrukturierung, Sanierung und Insolvenz, Stuttgart 2013.
- Dötsh, E. /Püg, A. / Möhlenbrock, R. : Die Körperschaftsteuer, Bd. 3, Stuttgart 2014.
- Eilers, S. / Bühring, F. : Sanierungssteuerrcht. Köln 2012.
- Frances R.Hill, Toward a Theory of Bankruptcy Tax : A Statutory Coordination Approach, Tax Lawyer Vol. 50, No. 1, Fall ,(1996)
- Kölln, J. / Reichert, G. / Vogl,E. / Wagner, E. Lehrbuch Körperschaftsteuer und Gewerbesteuer, 4. Aufl., Herne 2014
- Kühn, R. / Arexander von Wedelstädt(Hrsg.) : Abgabenordnung und Finanzgerichtsordnung Kommentar, 20. Aufl., Stuttgart 2011.
- Littmann, E. / Bitz, H. / Pust, H. : Das Einkommensteuerrecht, Bd. 2, 15. Aufl., Stuttgart 2014.
- Mark A. Frankel, Federal Taxation of Corporate Reorganizations, 66 Am. Bankr. L.J. 55,(1922)
- Myron N. Krotinger, Management and Allocation of Voting Power in Corporate Reorganizations,41 Colum.L,Rev.646,(1941)
- Paton, W. A. / Littleton A. C. : An Intoroduction To Corporate Accounting Standards,American Accounting Association,1970
- Priester, H. J. : Debt-Equity-Swap zum Nennwert ? , in Der Betrieb 26-2009.
- Private Letter Ruling No.8735006(1987)

- ・ Scheunemann, M. P. / Hoffmann, G. : Debt-Equity-Swap, in Der Betrieb 19-2009.
- ・ Schmalenbach, E. : Dynamische Bilanz, 13.verbesserte und erweiterte Aufl., Köln / Opladen 1962.
- ・ Schmitt Einkommensteuergesetz Kommentar, 33. Aufl., München 2014.
- ・ Schmitt, L. / Weber-Grellt, H. : Einkommensteuergesetz Kommentar, 33. Aufl., München 2014.
- ・ Schmalenbach, E. : Dynamische Bilanz, 13.verbesserte und erweiterte Aufl., Köln/Opladen 1962. S.64-66.

判例資料

- ・『訟務月報』第35巻10号1964頁
- ・『訟務月報』第37巻8号1482頁
- ・『訟務月報』第48巻6号1560頁
- ・『訟務月報』第48巻11号2785頁
- ・『訟務月報』第56巻6号1848頁
- ・『税務訴訟資料』第251号順号8942
- ・『税務訴訟資料』第252号順号9121
- ・『税務訴訟資料』第252号順号9213
- ・『判例タイムズ』第701号(1989年9月)167-185頁。
- ・『判例タイムズ』第768号(1991年12月)102-114頁。

データベース

- ・企業会計基準委員会 「実務対応報告第6号 デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(2002年10月)
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/des/des_s.pdf (2016年10月)
- ・企業会計審議会 「企業会計基準第10号金融商品に係る会計基準」1999年1月22日
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/fv-kaiji/fv-kaiji.pdf (2016年10月)

- ・金融庁 HP 「金融検査マニュアル別冊【中小企業融資編】平成 27 年 1 月」
http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/manual_yokin/bessatu/y1-01.pdf(2016 年 8 月)
- ・国土交通省、航空局 「日本航空の再生について」
<http://www.mlit.go.jp/common/000229684.pdf> (2016 年 10 月)
- ・国土交通省 「日本航空株式会社及び全日本空輸株式会社への追加質問に対する両社の回答」
<http://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/kyousouseisaku/dai7kai.files/siryo7-4.pdf> (2016 年 10 月)
- ・コンプライアンス調査委員会 「調査報告書 (要旨)」
https://www.jal.co.jp/other/100831_04.pdf (2016 年 10 月)
- ・第一法規 「会社税務積義 Digital、会社税務事例 Digital」
- ・財務省 HP 「平成 27 年度税制改正の解説 法人税法の解説」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/explanation/pdf/p0318_0391.pdf (2016 年 8 月)
- ・財務省 HP 「平成 21 年度税制改正の解説」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2009/explanation/pdf/P196-P222.pdf (2016 年 8 月)
- ・私的整理に関するガイドライン研究会 (全国銀協会) HP 「私的整理に関するガイドライン」
http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news171104_2.pdf (2016 年 8 月)
- ・事業再生に係る DES (Debt Equity Swap : 債務の株式化) 研究会 「事業再生に係る DES (Debt Equity Swap : 債務の株式化) 研究会報告書」経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 (2010 年 1 月)
<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-aishaku/bunshokaito/hojin/100222/pdf/01.pdf>
 (2016 年 10 月)
- ・整理回収機構 HP 「RCC 企業再生スキーム」
https://www.kaisyukikou.co.jp/announce/announce_138_1_2_1.html (2016 年 8 月)
- ・整理回収機構 HP 「整理回収機構の業績」
https://www.kaisyukikou.co.jp/intro/intro_006_24.html (2016 年 10 月)

- ・「JAL グループ 平成 24 年 3 月期連結業績の概況」第 12027 号
http://press.jal.co.jp/ja/bw_uploads/JGN12027.pdf (2016 年 9 月)
- ・税制調査会「昭和 38 年 12 月所得税法および法人税法の整備に関する答申」
http://www.soken.or.jp/p_document/zeiseishousakai_pdf/s3812_syotokuzeiho_houjin_nzeihonoseibi.pdf (2016 年 12 月)
- ・中小企業基盤整備機構 HP 中小企業庁公表資料「中小企業再生支援協議会の活動状況について (平成 25 年 12 月 18 日公表)」
http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/_material/_common/chushou/b_keiei/saisei/pdf/katsudo/shihanki/H251218_saisei_katsudo.pdf (2016 年 8 月)
- ・地域経済活性化支援機構 HP「再生支援案件 事例集」
http://www.revic.co.jp/pdf/publication/examples_revic.pdf (2016 年 10 月)
- ・帝国データバンク HP「全国企業倒産集計 2015 年報」
<http://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/pdf/15nen.pdf> (2016 年 10 月)
- ・帝国データバンク HP「民事再生終結企業の追跡調査」
<http://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p130307.pdf> (2016 年 8 月)
- ・帝国データバンク HP「民事再生法申請企業の動向調査」
<http://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p120404.pdf> (2016 年 8 月)
- ・帝国データバンク HP「私的整理に関するガイドライン適用企業動向調査」
<http://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p061001.pdf> (2016 年 8 月)
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構 HP
<http://www.smrj.go.jp/keiei/saiseishien/activity/048879.html> (2016 年 8 月)
- ・野村資本市場研究所「各国の事業再生関連手続について－米英仏独の比較分析－(2011 年 2 月 4 日)」
http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2011fy/E001739.pdf (2016 年 10 月)
- ・「Federal Judicial Caseload Statistics 2014」 US Courts
<http://www.uscourts.gov/statistics-reports/federal-judicial-caseload-statistics-2014>
(2016 年 10 月)
- ・ファイナンス財務省広報 HP「平成 17 年度税制改正の解説」
<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/finance/f1708betu.htm>
(2016 年 9 月)

- ・ペーター・オー・ミュウルベルト「ドイツ株式法、債務証券および倒産法におけるデット・エクイティ・スワップとデット・デット・スワップ」『金融商事ワーキングペーパー』
東京大学大学院法学政治学研究科（2013年12月）
http://www.securities.j.u-tokyo.ac.jp/w-papers/2014-4_Muelbert.pdf（2016年10月）

拙著論文

- ・柳綾子「債務の株式化に関する取引の法的性格と会計・税法的思考」『産業経理』第74巻4号（2015年1月）164-174頁。
- ・柳綾子「欠損金の繰越控除制度に関する会計・税法的考察」『会計』第189巻5号（2016年5月）635-646頁。
- ・柳綾子「企業再生における債務免除益課税」『税務会計研究』第27号（2016年7月）199-204頁。